0030971000

0030971-000

７４７－１０３ロ

税

勝正憲・著

千倉書房

昭和１７年版

昭和１７

AEB

173

帝國圖書館藏

勝正憲著

【昭和十七年版】

千倉書房

747
1030

序

私は大學を卒業すると直ちに大藏省に入り爾來二十餘年主として稅の仕事をした者である。其の稅法の立法に又稅法の執行に色々苦心した者の一人である。其の經驗の間で幾多の逋稅、脫稅等反社會道德的の事象を見た。又稅法不知の爲に幾多不當に課稅せられて居る者の有る事を見た。又執行官が稅法の本旨を逸脫して納稅者を不當に苦しめつゝ有つた事例を見た。此等は主として「稅」の知識が納稅者の間に國民の間に普及徹底して居ない爲である事を痛感した。然るに稅に關しては稅務官吏の參考書としての著書は澤山あるが、納稅者の參考書としての著書は殆んど無かつた。そこで役人をやめたなら一つ納稅者側に立つた稅の參考書を書きたい、それによつて稅の知識を國民の間に普及徹底せ

しめたいと云ふ念願であつた。大正十五年に税界を退き、昭和四年の春に「税の話」を書いて多年の願望を達した。爾來税法の改正ある毎に改訂して版を重ねる事數十版、更に「新税の話」を出版して其の不備を補修し之も數回の改訂版を出した。然るに曩に米内内閣は中央地方を通ずる税法の根本的の改革案を第七十五議會に提出して其の通過を見た。其の結果税法に關して非常なる改正が有つた。玆に於て「新税の話」を全編に亙つて改訂修補し、「税」と改題したので有つた。其後昨昭和十六年の秋及本年の二月に、東條内閣は間税及直税の大増税並に若干の新税案を出して第七十七及第七十九議會を通過した。それで其の修正した部分を全部改訂したのが本書である。

私は税界在職中に、「不平で納める税」「納得して納める税」「喜んで納める税」と云ふ三句を聯出したポスターを作り之を税務署の壁上に掲げしめ、税務官吏に對して「諸君は納税者をして少くとも納得して税を納める樣に導かねばならぬ。否進んで喜んで其の負擔に任ずる境地に導かねばならぬ。今日納税者中には不平ダラダラで納税して居る者が多い。之は諸君の恥辱である」と說くを常とした。納税者をして喜んで其の義務を果さしめる事は第一に「税」と云ふものを國民一般に理解して貰ふ必要がある。國民をして眞に租税は會費であると云ふ心持で納税して貰ふ必要がある。斯くして國民をして正しき「税金のゆくえ」を見つめて貰ひたい。斯くして日本の女中さんも亦國帑の濫費を監視する樣になるまで、本書を改訂修補して參りたい念願である。

昭和十七年四月

著者識

目次

税金のゆくえ

一　我等の費用は我等の負擔……一
二　租税とはどんなものか……一四
三　租税の歴史……二三
四　租税の定め方、選び方……二七
五　租税の組み立て方……三五
六　租税の見方、分け方……五六
七　租税の言葉……六四
八　税務の機關……七〇

目次

九　滯納處分と犯則處分……七八
一〇　稅金のゆくえ……八四
一一　時局と稅制改革及增稅……九一
（一）昭和十五年の稅制改革……九一
（二）昭和十六年の增稅……一〇
（三）昭和十七年の增稅……一一六

日本の國稅

一　所得稅……一二九
分類所得稅……一四一
（一）分類所得稅の種類……一四二
（二）所得の計算方法……一四七
（三）免稅點・基礎控除……一五八
（四）分類所得稅の稅率……一六五

（五）扶養控除・生命保險料控除……一七一
（六）分類所得稅の減免等の臨時措置……一七九
綜合所得稅……一九〇
（一）總所得の計算方法……一九〇
（二）綜合所得稅の稅率及稅額……一九七
（三）所得の申告・申請・決定・其の他……二〇四
二　法人稅……二一一
（一）課稅法人・非課稅法人……二一二
（二）課稅標準及其の計算方法……二四四
（三）非課稅及免稅所得……二五九
（四）法人稅の稅率……二六五
（五）法人稅に關する臨時措置……二六八
（六）同族會社の特別規定……二七七
（七）申告・申請・調査・決定・其の他……二八三
三　特別法人稅……二九一

四 臨時利得税……二九九
(一) 法人臨時利得税……三〇一
(二) 個人臨時利得税……三一三
五 配當利子特別税……三二二
六 外貨債特別税……三二五
七 相續税……三三二
(一) 課税の要件と範圍……三三五
(二) 相續財産……三三九
(三) 準遺産相續(贈與)財産……三四三
(四) 課税價格……三四九
(五) 税率及税額……三一六
(六) 相續税の免除……三六〇
(七) 年賦延納と物納……三六五
(八) 申告・申請・調査・決定・其の他……三七一

外國の相續税……三八二
八 建築税……三八六
九 鑛區税……三九五
一〇 取引所税……三九八
一一 狩獵免許税……四〇五
一二 登錄税……四〇八
一三 地租……四一四
一四 營業税……四一九
(一) 法人營業税……四六〇
(二) 個人營業税……四六九
一五 家屋税……四八八
一六 有價證券移轉税……五〇七

一七 印紙税……五一〜五四
一八 通行税……五四
一九 入場税……五三〜五三
(一) 入場税……五三〜五三
(二) 特別入場税……五三〜五八
二〇 消費税概説……五四〜五六
二一 酒税……五六
二二 清涼飲料税……五六〜五九
二三 砂糖消費税……五七〜五八
二四 織物消費税……五八〜五八
二五 揮發油税……五八〜五九
二六 物品税……五九〜六〇

二七 遊興飲食税……六〇〜六〇
二八 骨牌税……六〇〜六〇
二九 電氣瓦斯税……六〇〜六〇
三〇 廣告税……六〇〜六〇
三一 馬券税……六〇〜六〇
三二 關税……六〇〜六〇
三三 噸税……六〇〜六〇

日本の地方税

一 地方税……六〇〜六〇
二 普通税……六〇〜六〇
國税附加税……六〇〜六〇

目次

府縣獨立稅、同附加稅……七一三
市町村獨立稅……七一八
三　目的稅……七二四
四　地方稅の賦課、徵收……七二七
五　地方分與稅……七三九
還付稅……七四〇
配付稅……四六
(一)　道府縣配付稅……七五八
(二)　市町村配付稅……七六三
地方分與金特別會計……七八〇

【目次了】

稅金のゆくえ

一　我等の費用は我等の負擔

我等の社會生活

炎熱灼々が如く流汗淋漓たる日、煽風機の前に立つて、一道の涼風に浴する時には、酷熱華氏一十度の發電所のボイラーの前に立つ火夫のあることを忘れてはならぬ。酷寒肌を刺すの日、靜にストーブの前に暖を取る時、地下數百尺闇黑の坑道に死に直面しつゝ我等の爲に鶴嘴を振ひつゝある幾十萬の石炭坑夫あることを想起せねばならぬ。此等の火夫も、此等の坑夫も、唯賃銀の爲にのみ働きつゝあるのではない。此の現社會構成の一員として、此の職に當りつゝあることを自覺すべきであらう。政治家が、國民の福利、社會の安全の爲に寢食を忘れるのも、實業家が、一國經濟の繁榮と發展との爲に其の心思を苦しめるのも、軍人が身を挺して國難に赴くのも、此の火夫、此の坑夫がその一員として形作る國家の、安

泰隆昌を護持すべき、神聖なる義務の履行にある。此の火夫のスコップを振ひ、此の坑夫の鶴嘴を振ふのも亦此の神聖なる義務の實踐に外ならぬのである。斯くして各々が其の義務を盡して初めて國家は自から安泰隆昌となるのである。社會は實に『持ちつ持たれつ』である。

『人は社會的動物なり』と云つた學者もあるが、畢竟人類は社會を離れて生存すること難く我等は生れながらにして團體生活を營むべく運命付けられて居る。人集つて家を爲し家集つて部落を爲した古より、統制ある現代の國家組織を營むに到るまでのその變遷發達の跡こそさまざまなれ、要するに常に團體生活を爲し來つたのである。而してこの團體と團體員——國家と國民との關係は恰も全體と部分との如く國民を外にして國家が存するにあらず、國家を離れて國民あるのでは無い。しかもこの部分と全體とはそれが單なる集合、單なる共同生活でなく、國民各自何人にも侵されざる人格を有ち、この人格が相集つて國家なる有機的組織體を成して居るのである。故に國家はその組成分子たる國民の人格を認めて之を尊重し自己の權力を濫用するが如きことなかるべく、國民亦各自國家の重きに

任じて、その盛衰隆替の責を分擔する自覺がなければならぬ。

我等は日本臣民である。上に萬世一系の天皇陛下を戴いて、この美しき大日本帝國を成して居る。約一億の國民悉く國家の重きに任ずるの覺悟があつてこそ本當の日本の强味は生れるのである。必ずしも我田にのみ水を引くのではないが、納稅の觀念も亦この國民的自覺から生れなくては嘘である。

よく商店の標語に『皆樣の××屋』と云つたやうな言葉が使はれるが、之は廣告の文句に過ぎないけれども國民的自覺の上に於て大日本帝國は『我等の國』である。嘗て新潟縣の某小學校で『我等は何故納稅せねばならぬか』と云ふ問に對して一生徒の答案に『我等の費用は我等が納めねばならぬ』と云ふのがあつた。私は之を讀んだとき恰も天が無心の兒童をして、我々に國民的自覺を促したもののやうにさへ感じたのである。

私は常に屢々『租稅は會費である』と云ふ言葉を用ゐた。我々が一つの會を組織する、會の維持の爲めには費用が要る、とすればその費用は結局會員各自が持ち寄るの外無いではないか、それと同樣に國家も一つの大きな會と考へることが

出來る。國民は會員であり租稅は實にその會費に恰當する。

然らばその『我等の費用』は一體どれ位要るであらうか。

私は以上單に『國家』と云ふ言葉を以て說明し來つたが、この國家の政務中には國家自ら行ふものと、地方自治團體卽ち府縣・市町村に於て行ふものとあるから『國家の費用』は自ら『國の費用』と『地方の費用』との二つを含む。

昭和十七年度の一般會計の歲出豫算に於て國の費用は約八十八億三千七百萬圓であり、地方の費用は道府縣の費用が十一億四千九百萬圓、市及町村の費用が十六億三千百萬圓餘、合計二十七億八千萬圓餘（昭和十六年度豫算）である。國、地方を通ずれば、實に百十二億三千三百萬圓（國庫補給金等重複するもの三億八千四百萬圓を差引く）に達する。

勿論この八十八億の國費及二十七億の地方費の若干部分の金額或は若干部分の使途の當否については人各々見る所を異にする點はあるけれども、兎も角も如上の金額は大體に於て國家存立の目的の爲めに必要であり、國家の獨立を維持し、國內の安寧秩序を保ち進んで國民の幸福利益の增進を圖るべく支出せられるもの

である以上、國家はこの費用に充つべく何等かの收入を得なければならぬ。

國家自ら財產を所有してその收益を以て之に充ることもある。或は亦國家が事業を經營してその利潤を得る方法もある。後者に在つては國に於ける郵便・鐵道事業、地方都市に於ける瓦斯・電氣事業の如き顯著な例もある。然し乍ら財產收入だけで八十八億圓の費用を充たさうとするには、少くとも日本の國富（註）の半分以上を國家が獨占せねばならぬ。更に又事業利益だけで充すが爲めには恐らく日本の會社事業を悉く官營にしてもまだ足らぬ。由來國家存立の唯一の目的は國民の福利增進に在る、それを單に收入を得んが爲めに、國民の經濟的活動を阻止し、その範圍を壓迫縮少するやうなことは到底出來ない相談である。寧ろ國家の所有する財產は政務遂行の必要なる範圍に止むべく、又國家の經營する事業はそれが公益上必要なるものに限らるべきである。

（註）日本の國富について內閣統計局が昭和五年末に行つた調査に依れば一千百一億圓人口一人當千七百圓餘となつたと。そして同年の國民所得は百六億三千萬圓で、國富の九・六五%に當るのであるから、昭和十七年の推計國民所得は、四百五十億圓、これを逆算すると國富は四千六百六十三億三千萬圓、人口一人當約六千三百圓といふ勘

定になる。序に我國會社の拂込資本總額は積立金を合せて約三百五十三億圓見當である。

仍ほその他の收入を得る方法としては手數料を徵收することがある。國又は地方團體が特定の人民の爲めに行ふ政務卽ち登記・登錄・證明等の事務に對し報酬を得るのである。けれども國家の政務の大部分は特定人の爲めに行はるゝもので は無い。從つて手數料收入は極めて微々たるもので殆んど云ふに足らぬ。

更に他の方法としては、臨時の事業等の必要の爲めに公債を發行することもある。現に昭和十七年度豫算の所謂赤字公債財源は約十五億七百萬圓である。尙この外に大東亞戰爭臨時軍事費豫算昭和十七年追加額（第七十九回議會分）百八十億圓の內、百四十億余萬圓が公債發行の豫定となつてゐる。しかし之は借金である。『公債は次代の國民の租稅である』と云つた學者もあるが、借金で生活をつゞけて行くことは到底永遠の方法でないことは深く云ふまでもない。

かくて財產・事業の收入には自ら制限があり手數料云ふに足らず公債賴むべからずとすれば問題は自ら初めにかへる。卽ち、『我等の費用は我等の負擔』である。然り而してこの『我等の負擔』こそとりも直さず租稅である。

昭和十七年度の歲入豫算に於て、國稅は五十七億六千萬圓餘で、歲入八十八億三千七百萬圓餘の六五%を占め、此の外印紙收入として印紙を以て納める租稅が一億六百萬圓、官業收入として租稅と同じく國民の負擔に歸する專賣益金が五億一千百萬圓餘を租稅收入の外に計上せられて居るから、之等と合して『我等の負擔の總額』は六十三億七千八百萬圓に上り、歲入總額の七二・二%を占める。

而して地方稅は府縣に於て四億八千七百餘萬圓、市町村に於て五億七千六百餘萬圓、合計十億六千四百四十餘萬圓で、地方歲入二十七億八千九十餘萬圓の三八・三%を占めてゐる。國稅地方稅を通じて九十一億五千萬圓に達する。

國歲の出（昭和十七年度豫算）

各省別	千圓	%	各省別	千圓	%
皇室費	四、五〇〇	〇・〇	大藏省	五、四八八、八八一	六二・一
外務省	八一、〇六三	〇・九	陸軍省	五五、八四七	〇・六
內務省	八四〇、七五八	九・五	海軍省	三二、七三六	〇・三

國の費用

（歳入）　（歳出）

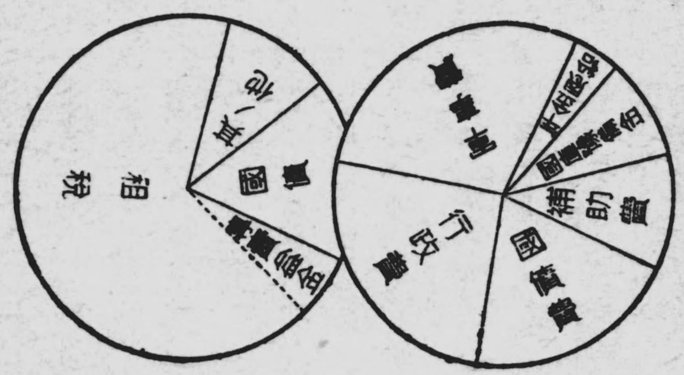

費目別	千圓	%
皇室費	四、五〇〇〇	〇・〇
國債費	一、七三、三四二	二〇・三
年金及恩給	三九二、八二七	四・四
行政費	二、二七八、四八八	二五・八
補助費	九六八、四六五	一一・〇
軍事費	二、五〇、一一六	二八・九
國庫豫備金	八五〇、〇〇〇	九・六
計	八、八五七、七三八	一〇〇・〇

司法省	六九、二〇六	〇・八
文部省	二九九、六八三	三・四
農林省	五八三、四八三	六・六
商工省	五六、一二八	六・三
遞信省	五一四、〇三〇	五・八
拓務省	七八、五二七	〇・九
厚生省	二四二、八七一	二・八
計	八、八三七、七三八	一〇〇・〇

地方の歳出（昭和十六年度豫算）

地方の費用

（歳入）　（歳出）

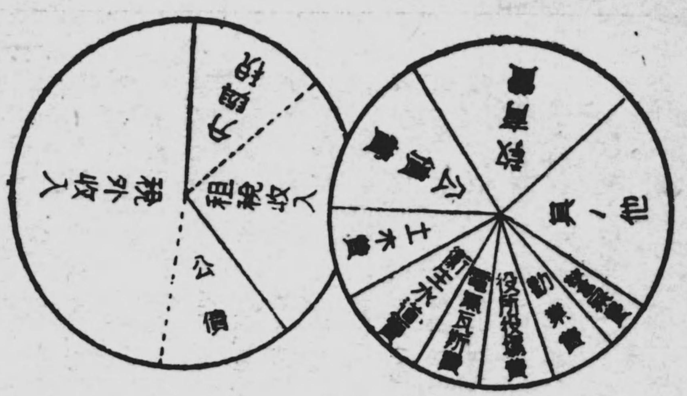

團体別

道府縣	市	町村

	千圓	%
教育費	六〇二、五九六	二一・七
公債費	四三八、二一七	一五・七
土木費	二三九、五四八	八・六
衛生費	一三三、六二〇	四・八
水道費	一一六、五二一	四・二
電氣、瓦斯事業費	一七八、八一〇	六・四
役場費	一九二、〇八〇	六・九
勸業費	一六七、一〇四	六・〇
警察費	一一八、四四三	四・三
社會事業費	八一、八〇〇	三・九
其他	五一四、〇〇七	一八・五
計	二、七八〇、七三六	一〇〇・〇
內 道府縣費	一、一四九、五二一	四一・三
市費	一、一五四、四九一	四一・五
町村費	四七六、七三四	一七・二

一　我等の費用は我等の負擔

國の歳入（昭和十七年度豫算）

經常部			
租稅	四五五〇、七〇〇	五一・五	
印紙收入	一六〇、一五	一・八	
內租稅	（一〇六、四二八）	（一・二）	
官業及官有財產收入	七一七、三四七	八・一	
內專賣局益金	（五二一、五二三）	（五・八）	
其他	三〇五、四七六	三・五	
經常部計	五、七三三、九三八	六四・九	
臨時部			
租稅	一、二一〇、〇七四	一三・七	
公債金	一、五一六、二七七	一七・三	
其他	三六七、四四九	四・一	
臨時部計	三、一〇三、八〇〇	三五・一	
歳入總計	八、八三七、七三八	一〇〇・〇	

租稅收入內譯（昭和十七年度豫算）

稅目	稅額	%
所得稅	一、九〇九、九八一	三二・六
法人稅	八〇六、九六二	一〇・八
配當利子特別稅	七、八三三	〇・一
外貨債特別稅	九、二四〇	〇・二
相續稅	七五、三〇九	一・三
建築稅	一、七八三	〇
鑛區稅	九、六一六	〇・二
酒稅	四五三、七五五	七・七
清涼飲料稅	一五、七〇一	〇・三
砂糖消費稅	一八四、四五四	三・一
織物消費稅	一八二、一四〇	三・一
揮發油稅	五、二九一	〇・一
物品稅	三六〇、四九六	四・四
遊興飲食稅	二六二、一五八	六・二
取引所稅	三三、七〇一	〇・四
有價證券移轉稅	二、三四七	一・〇
通行稅	八三、八七七	一・四
入場稅	四八、八五六	〇・八
電氣瓦斯稅	一五、八八三	〇・四
廣告稅	八、五一五	〇・一
馬券稅	三九、二六二	〇・七

關稅	四〇、九一一	〇・七
噸稅	一、一七三	〇
兌換銀行券發行稅	二、四四六	〇
臨時利得稅	一、二一〇、六三五	二〇・五
特別法人稅	四、四三九	〇・一
小計	五、七六〇、七七四	九八・二
印紙收入		（九〇・七）
登錄稅	八六、四二五	一・五
印紙稅及有價證券移轉稅	一四、〇九四	〇・二
關稅其他	五、九〇八	〇・一
小計	一〇六、四二八	一・八（一・七）
合計	五、八六七、二〇二	一〇〇・〇（九二・〇）
寧賣局益金	五一一、五二三	（八・〇）
總計	六、三七八、七二五	（一〇〇・〇）

地方の歳入（昭和十六年度豫算）

	千圓	%
租稅	一、〇六四、四四四	三八・三
財產收入	九〇、五七二	三・二
使用料及手數料	四五七、六二〇	二六・四
補助及交付金	三五八、〇二一	二二・九
寄附金	四八、九〇二	一・八
公債	三五五、二四九	二二・八
前年度繰越金	一〇六、三五八	三・六
其他	三〇四、七九	一一・〇
計	二、七八〇、九〇五 千圓	一〇〇・〇%
內		
道府縣	一、一四九、五一五	四一・三
市	一、一五四、六三〇	四一・五
町村	四七六、七六〇	一七・二

一　我等の費用は我等の負擔

地方稅收入內譯（昭和十六年度豫算）

	千圓	%
地租附加稅	一〇七、五八九	一〇・一
營業稅附加稅	一七八、六一六	一六・九
家屋稅同附加稅	一一九、六六六	一一・二
府縣稅同附加稅	七三、二二三	六・九
都市計畫稅	四六、四四五	四・四
市町村民稅	七〇、一四五	六・六
分與稅 還付稅	八二、四八五	七・七
分與稅 配付稅	二七四、二四九	二五・八
舊法ニ依ル收入	七八、九七五	七・四
其他	三一、七六四	三・〇
計	一、〇六四、四四四	一〇〇・〇

參考の爲めに世界各國の歲入額・租稅額等を比較して見ると次の通りである。尤も各國それ〴〵富の程度が異り而もその富の計算は容易でないから單に絕對數字の大小を以て直に比較輕重の結論を下すことの出來ないのは勿論である。

主要各國負擔額比較表

	歲入總額（一）百萬圓	國稅總額（二）百萬圓	（一）に對する（二）の割合	地方稅總額（三）百萬圓	國民所得（四）百萬圓	（四）に對する（二）（三）の合計の割合
日本	二四、三二	六、五九三	二七%	七三	四五、〇〇〇	一五%
英國	百萬磅 四、二〇六	百萬磅 一、七五九	四一%	百萬磅 二三	百萬磅 八、八七二	一九%
米國	百萬弗 三三、二六九	百萬弗 一三、三五八	三五%	百萬弗 三、三四七	百萬弗 八二、九六四	一四%
獨國	百萬國麻 九〇、〇〇〇	百萬國麻 三二、〇〇〇	三六%	不明	百萬國麻 一二五、〇〇〇	二七%
佛國（甲）	百萬法 五一、七〇三	百萬法 四六、九七二	九一%	不明	百萬法 三五〇、〇〇〇	一八%
佛國（乙）	百萬法 七九、九六一	百萬法 六六、〇六四	八二%	不明	不明	—
伊國	百萬利 三五、八一四	百萬利 二六、六七一	七四%	不明	不明	—

（註）日本は昭和十七年度豫算、英米は一九四一年度豫算、獨は一九四一年度實績。佛國（甲）は一九三八年度實績。佛國（乙）は一九四〇年度豫算、伊國は一九四〇年度豫算に據る。

二　租税とはどんなものか

租税の生れざるべからざる所以、存せざるべからざる理由は略々之を述べた。然らば租税とはどんなものか、『我等の費用』に充てらるゝもの必ずしも租税のみとは限らない。『我等の負擔』のうちにも廣く云へば手數料もあれば使用料もある。私は爰で一度『租税』の本質を究める必要を認める。

租税の本質

一般費充當

租税の本質の一つは勿論『我等の費用』である點にある。卽ち國家若くは公共團體が一般の經費に充てる爲めに徵收することにある。特定の經費に充てる爲めの收入は租税ではない。例へば郵便料や電信料も國家が徵收するけれども、それは郵便の費用電信の費用の償ひであつて一般の經費とは云へない。從つて通俗に郵税などと稱するけれども勿論租税では無い。唯こゝで區別しなければならぬことは、郵便局を設けることは一般の經費である。國民の何人にも郵便が利用出來るやうに設備するからである。その郵便物一通につき五錢と云ふ料金は租税としてゞ無く郵便送達の代償として徵收する手數料である。學校を設ける費用は一般的經費であるが、授業料・月謝は租税で無く、國有鐵道の費用は一般的經費であるが、その運賃は租税で無くて手數料である。

全體的負擔

一般的經費に充てると云ふことはその經費に充てるための收入を得ると云ふことを目的とすると云ふことに歸する。從つて罰金や科料のやうなものは、たとひそれが國家が徵收するものであり、而してその收入したものが一般の費用に充當せられることがあつても、それは元來、懲罰が目的であつて收入が目的でないから租税とは云へぬ。

租税の第二の特色は之も既に述べた所の『我等の負擔』と云ふことである。しかし爰に云ふ『我等』とは、國民一般を指す。國民全體が公平に負擔し合ふものが租税であつて、郵便を出す人、鐵道に乘る人だけが負擔する郵便料や運賃の如き、或は之を要求した人だけが支拂ふ證明・謄本の手數料の如きは、租税ではない。國民全體が公平に負擔すると云ふことは國民が平等に平均に負擔すると云ふのではない。負擔力に應じて多い人もあれば少い人もある、それが公平である。何も國民全般が平等に負擔しないからと云つて租税でないとは云へぬ。唯全國民

が分に應じ法の定むる所に從つて例外なく負擔するものであることを要する。この點に於て道路の工事費を沿道の住民が負擔する受益者負擔金の如きは租税と異る。

かくて『我等の費用の我等の負擔』と云ふ意味は『國家全體の費用の國民全體の負擔』と云ふことに歸するのであるが、しかし租税の本質から云ふと、仍ほその特色とすべきものが二三ある。

その一つは國家の權力に依つて徴收すると云ふことである。租税は決して寄附金などのやうにお賴みして集めるのでは無い。國家が其の權力――一般に云へば主權又は統治權と稱し、その租税徴收の方面について之を財政權とも云ふ。要するに國家の有する最高の權力に依つて徴收するものである。

それが爲めには、自ら強制して且つ無償で徴收するものであると云ふことになる。

任意に出金を求めるのでは無い、否でも應でも、出すべきものは出さねばならぬ。さうしてその出した金に對して何等の對價――反對給付を與へない。國家が

強制・無償徴收

品物を賣つてその代金を受取るのでは無い。それが租税の特色である。たとひ公平に負擔し合つても同業組合の組合費は租税では無い。それは同業組合には權力が無い、唯組合員各自が契約して出し合ふに過ぎないからである。たとひ國家の收入するものでも寄附金や官有物の拂下代が租税でないことは一つは强制でないからであり、一つは有償であるからである。

同業組合費が租税でないと云ふと、然らば町村税はどうかと云ふ人があるかも知れぬ。しかし、府縣・市町村は公法人であり國家の事務を行ふことがその存立の唯一の目的である。從つて國家は之に權力を與へて居る　組合は組合員だけの福利を目的とする私法人である。公益上有用又は必要なりとする同業組合とか、産業組合とかに對して國家は種々なる保護と便益とを與へて居り、租税の如きも特に免除する場合は多いけれども、要するにそれは權力を與へられたのでなく權利を與へられて居るに過ぎない。

さて爰まで說明して來ると、租税が恐ろしく四角張つて來る。『我等の費用』だの『我等の負擔』だのと優しさうに云つておいて、さて『權力』だとか『無償

で强徵』だとかと云つて脅かすやうに聞える。しかしそれは決して脅かしでも何でも無い、所謂盾の兩面に過ぎぬ。或は原因と結果とに過ぎぬ。國家と云ふは我等の國家である。唯しかし國家は我等の單純なる集合では無い、國民各自が平等の權利を寄せ合つてがや〳〵云つたのでは治まらぬ。そこで唯一最高の人格が有つてその權力に依つて之を統治する。それが主權である。之は決して國民が都合や便宜で組織したものでは無く、人類が自然的に結合した結果であつて、『私は厭だから國民にならぬ』と云つて國家の羈絆を脱れると云ふ譯には行かぬ。そこに國家の特色がある。主權の所在は國體に依つて定まる、畏くも亦誇らしくも我が大日本帝國は萬世一系の　天皇之を統治し給ふ所である。

而も明治の聖世に於て憲法を布き給ひ、國民は今や立法に司法に參與するの權を與へられて居る。『我等の國』『我等の日本』と云ふ觀念は特に强く特に明かにならねばならぬ。

大日本帝國憲法第二十一條には『日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス』と定められてゐる。しかし『義務』と云ふ言葉は甚だ壓迫がましい響をもつ。押へつけられるやうな、さうして何んとなく厭な感じが起る。『我等の費用』だ『我等の負擔』だと云へば輕い氣持がするが『權力』に依つたり『義務』であつたりすると何んとなく重苦しい。果して納稅は重苦しいものであらうか。

憲法の條文を單に、『……納稅ノ義務ヲ有ス』と文字通り解するだけではいけない。『法律ノ定ムル所ニ從ヒ……』と云ふ文字に注意せねばならぬ。云ふまでもなく法律は議會の協贊に俟つて制定せられるものである。從つて憲法の條文は、『日本臣民は法律に依るに非ざれば納稅を强ひらるゝことなし』と云ふ意味になる。もつと碎いて云へば『……國民の協贊なくして徵稅せず……』と云ふことになる。この意味は第六十二條に於ても明かになつて居る。曰く『新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベシ』と。

要するに租稅とは、國家がその費用に充てる爲め國民から强徵するものであることは相違ない。けれども安んぞ知らん、その國家とは國民の組織するものであり、その費用とは國民共同の福利を增進する費用に外ならないのである。

以上の外、租稅の本質上租稅とは國民の何を徵收するものなりやと云ふ點につ

二　租稅とはどんなものか

租稅は金錢的給付

いて學者は種々の說を爲して居る。租稅とは、金錢的給付であると云ふひとが今日の實際に於て殆ど大部分の例である。しかし一般的に財物又は有形財などと說明し、或は更に勞働をも包含せしめる學者もある。なるほど租稅と云へば貨幣を以て納付するのが普通であるけれども、伊豆七島中の八丈島の地租の如きは舊慣に從つて物品を以て納付する特例もつい近年まで存在した(註)。又町村に於て夫役現品を賦課することも認められて居る。從つて物品又は勞働も租稅の目的物とならぬとは云へないかもしれない。しかし之等は極めて僅少の例であり、租稅としてさほど重要なものでない。大體に於て金錢上の給付であると云つて宜しい。

(註) 物納の最近までの例は、八丈島の地租で、德川時代からの舊慣に依り、畑は黃八丈何反と云ふ風に定められ、毎年船に積んで幸橋稅務署に持つて來て、公賣して居つた。明治四十三年分地租から一反一圓七十二錢五厘の割合で換算した現金を以て納めることに改められて國稅の物納と云ふものはなくなつた。

三　租稅の歷史

租稅の發達

日本では財務行政を司る役所を『大藏省』と云ふ。內務、外務、陸軍、海軍……數へ來れば何れの省も常識的な名前が冠さつて居る。ひとり大藏省だけが一寸時代めく。しかしこの名前が卽ち租稅の起源と因緣があるのも面白い。

任意獻納時代

それは租稅の抑もの始りは貢物——人民が自由意思で君主に獻納したものである。この發達が洋の東西その揆を一にして居るのも妙である。學者は之を任意獻納時代と稱して居る。

古記に曰ふ。最初國々の獻納の御調物（みつぎ）は『齋藏』に納められた。しかし朝廷の歲入——みつぎものは年と共に殖えて人皇第十七代履仲天皇の御代に新に『內藏』をおこされた。しかるに第二十一代雄略天皇の御代に到つては國々の產業大いに發達し貢租は積んで殿前に山をなし『內藏』にも溢るゝに到つたので、さらに『大藏』を建設せしめて山なすみつぎ物を收藏し、併せてこの時大藏の官員を置かれたのである、と。

要するに大藏の名稱は、古代、租稅の收納を司る官名であつたと云ふことになる。

租稅承諾時代

かくて租稅はその貢納の原始時代から、次で租稅承諾時代に入る。これは我國の歷史に於ては、その時代はハツキリしないが歐洲に於てはその封建時代に在つて、君主が人民に懇請し、人民が之を承諾することに依つて租稅を徵するに到つたのである。而してこの承諾の機關は、當時の社會に於て勢力のあつた貴族・僧侶・都會の三部級の集まりである民會であつた。この民會こそ後世の議會政治の始まりである。古來、租稅が如何に人民に重要視されて來たかを窺ふことが出來る。

專斷的賦課時代

さらに國家が進んで建封時代から專制時代に入つて租稅も亦君主が專斷的に强徵し、人民の意思如何を問はざるに到つた。之を專斷的賦課時代と云ふ。ジョンモーレーと云ふ人が『革命の原因に二つある、その一つは宗教で他の一つは租稅である』と云つた。宗教に對する壓迫は人民に精神的の苦痛を與へ、租稅の濫徵が物質的壓迫を加ふることに依つて、共に不平勃發の原因となること是亦洋の東西を問はずその例に乏しくない。かゝる租稅上の壓迫は主としてこの專制時代の產物である。我國の「佐倉宗五郎」や「磔茂左衞門」の事蹟などはその一つと見ることが出來やう。(註)

(註) 尤も爰で一寸註して置きたいことは佐倉宗五郎の劇的事蹟については大に異論があることである。宗五郎の芝居は延て大衆的に稅務官吏の呪詛となつた傾があるが、實は彼は今日で云へば、代書人若くは稅務代辯の類で、起訴の發頭人となつたのも寧ろその職業からであると云ふ說もあるし又堀田家の政治は決して左樣な暴政でなかつたと云ふ說もある。或は舊主家の恨から出たと云ふ說もある。要するにあれは芝居だけの物語で實際はあまり租稅の關係は痛切でなささうである。

立憲的協贊時代

以上の時代を經て遂に立憲的協贊の時代となつたのである。卽ち現代に於ては國家が强制的徵收するに先だち議會の協贊を經るのである。

租稅の根據

學者に依つて租稅發達の段階をもつと細分するものもあり、一面各國の歷史は必ずしも同一では無いが、大體租稅は如上の徑路を經て現代に到つたのである。

然らば國家は何故に課稅權を有するや、國民は如何なる理由に依つて租稅を支拂ふか。所謂『租稅の根據』についても學說はいろ〳〵變遷して居る。

公需說

その最初に當つては租稅贈與說、租稅掠奪說等があるが、之等はその名稱自體に於て知らるゝ如く現代の租稅に餘りに緣遠いものであり、特に云ふに足らぬ。比較的重要なる學說として擧ぐべき第一は、公需說或は公共福利說と云ふのである。由來國家の職分は公共の福利にある、國家はその職分を全うする爲めにその行動に要する需要を充たさねばならぬ、その需要を充たすが爲めに租稅を徵收するのである、と云ふのである。この說は古い學說ではあるが、比較的現代の租稅觀に近い。

交換說

第二に生れたのが租稅交換說である。國民は國家からその生命財產に付て保護を受ける、この保護ある爲め國民は自由に經濟的活動を爲すの利益を受ける、租稅はこの受くる利益の代償として交換的に納付するものであると云ふのである。この說は勿論一面の眞理はあるけれども、しかし今日の實際に照らして、國家の保護を受くること厚き貧者が却つて租稅は多く支拂はないと云ふこともあれば、他の方面から考へても國家の與へる利益は抽象的集合的であつて、個々に何程と算定することは到底出來ないと云ふこともあつて、要するに現代の租稅理論に適當でない。

保險料說

第三には交換說と同じ理論に立脚する保險料說と云ふのがある。國家は保險會社であり國民の生命財產の安全を保障する、租稅はこの安全保障の保險料であると云ふのである。この說は安全と租稅との交換であると云ふ交換說の理論を一種の比喩を以て言ひ表した說とも見ることが出來るが、それ故に交換說と同じ理論上の缺點を有つ。況んや國家は安全の保護には任じても損害を生じた場合に保險金は支拂はないのである。

義務說

現代の租稅理論は之を租稅義務說と云ふ。國家は各人の共同生活に必要であるが爲めに俄に契約に依つて成立したものでなく人の天性より出でて自然に組織せられた社會生活の最高形式である、既に國家の存立が人生々活の必然的結果である以上その存立に必要なる經費は國民全體として之を支辨せねばならぬ、と云ふに在る。

或は之を別の方面から觀察して國家の必要とする財は之を組織する國民の供給に待たねばならぬが、而も其の團員はその供給に對して特別の保障を得べきでな

い。故に之を國民の側より觀察すれば租稅は國民の犧牲に出づる、と云ふので之を犧牲說とも稱する。

私の『租稅會費說』も亦要するにこの義務說の比喩に外ならぬので、私をして云はしむれば、寧ろ租稅當然說とでも云ひ度いのである。

四　租稅の定め方、選び方

租稅の本質を說き、その發達と根據とを明かにした私の筆は、當然租稅の原則——最もよき租稅は如何にして定めらるべきか、選ばるべきかに及ばねばならぬ。蓋し、租稅が革命の原因となるのも一つは定め方が惡いからである。勿論稅は輕いがよいが、輕いと云ふことには程度がある。最少限度の國家の費用だけはどうしても要る。況んや重い輕いは比較の問題で絕對のものでない。日本人(註)にとつて假りに一人當り二十五圓の稅が重いか輕いか、二十圓よりは重い、しかし三十圓よりは輕い。唯輕ければよいと云つた處でそれは國家の費用をなるべく少くすると云ふことにしかならぬ。一定限度の費用——從つて一定範圍の租稅が必要であるとして、問題は、それをどう賦課するかと云ふことである。會費の總額は決まつて居る、然らばそれをどう割當てるかが問題である。

(註)　大藏省主稅局調査租稅一人當負擔額は、昭和十五年度に於て內國稅四九圓一錢道府縣稅一七圓五一錢、市町村稅二二圓五五（錢同年度豫算）である。

宴會の會費位ならば頭割で差支へない。それにしても重役と社員と一所ならば重役が多く負擔し、場合に依つては重役のみが負擔するであらう。況んや國費の割當は、人頭割と云ふ譯には行かぬ。原始時代の租税に在つては人頭税と云ふものもあつた。南洋群島にはつい最近（昭和十二年度）まで人頭税を課してゐた。しかし現代に於てはひとしく國民と云つても貧富の階級間隔宵壌も啻ならぬものがある。老若男女の別、從つて知識も體力も千差萬別である。頭割と云ふ譯には行かぬ。然らばどうすればよいか、それはいろ〳〵な方面から是非かくあらねばならぬと云ふ條件が生れて來る、之を租税の原則と云ふ。

財政上の方面から

先づ之を國家の財政上から見ると、租税は國家の費用に充當するが爲めに徴收するものである。故にこの目的に適ふものを選ばねばならぬ。即ち所要の歳入を得るに充分なる税を定めねばならぬ。いくらよい税であつてもそれで國家の費用が足りなくては困る。勿論一つの税に限るのでは無いが、とにかく租税が所要の歳入を充たさないでは租税としての役目は果せない。それと共に年々國運の進展と共に增加し得る税を選ばねばならぬ。之を彈力性ある租税と云ふ。之も一年二

收入充分の原則

彈力性の原則

年の比較では判らぬが、大體に於て國家は漸次發展すべきものであり、從つて費用は膨脹すべきものである。故に之に應ずる租税も亦漸次增加するものでなければならない。之を現在の日本の租税にたとへて云へば、所得税の如きは年々國民經濟の發達に連れて所得額も增加する――彈力性に富む税であるが、今日の地租の如きは土地と云ふ限られた課税物件に對し、賃貸價格と云ふ年々動かさぬ標準……十年毎に改訂するが……に依つて課する方法では彈力性に乏しいと云ふことになる。

以上は收入を目的とする上からの原則であるが同時に税務行政上――實際税務を執行するについて考へると、先づ租税はなるべく納税に便宜な時期と方法とを選ぶことが必要であり、又徴收する方面から云つて徴收費の少い租税（註）を選ぶことが必要である。

（註）最近に於ける我國國税徴税費の割合は税金百圓に對し約一圓十一錢である。

社會的の方面から

普遍の原則

次に租税を社會的に見ると正義若くは公正の觀念に適應するものでなくてはならぬ。即ち國民全般が普遍的に負擔するものでなくてはならぬ。又國民が平等に

四　租税の定め方、選び方

負擔するものでなくてはならぬ。而して爰に所謂、普遍とは擔稅力ある所に遍ねく及ぶことであり、平等とは擔稅力に對して相應することである。單に國民全般に、頭割にと云ふ意味では勿論無い。

擔稅力とは租稅を負擔し得る力である。租稅を負擔し得る力は決して國民全部が同一では無い。概して云へば富める者は貧しき者より多く、所得多き者は少き者よりも强いことは爭はれぬ。或は生活の方面から、或は消費の方面から、之を測定する方法には種々あるとして兎に角擔稅力强き者に對して多くの租稅負擔を命ずると共に、その力に對する稅の割合はなるべく公平に行渡らねばならぬ。行渡り得るやうな方法を選び行渡り得るやうな租稅を定めることが大切である。之について嘗て英國のグラツドストーンが面白いことを云つて居る。それは『たとへば馬に荷を運ばせるにしても、それを鬣に結ひつけたり、尻尾に括りつけたりしたのでは、輕い荷物と雖も、馬は之を重しとするであらう。之に反して、若しそれを正しく鞍の上に置くならば、數倍の重荷も樂々と運び得るのである。租稅も亦之と同じ事で、卽ち負擔力の强いところに重く、その弱いところに輕く課するやうにすれば、同じ稅金でも國民は之を樂々と負擔し得るであらう。稅制の要は、この負擔力に應じて適當の課稅をするやうに組み立てることである』と云ふ意味で、寔に至言であると云はねばならぬ。

適法の原則

次に社會正義の要求から、租稅は法律を以て定め、その法律に從つて賦課徵收せねばならぬ。卽ち政府當局の專制によらず、議會の協贊を以て定むべしとする適法の原則と、その賦課徵收の方法を明白に規定して、官吏が隨意に之を變更し得ざることとすべしとする確實の原則とを生ずる。普遍平等の原則は社會的方面に於ける實質的の原則であり、適法、確實の原則は形式的の原則である。

確實の原則

國民經濟の上から

第三には、租稅は國民經濟の方面を無視してはならないと云ふことである。元來租稅は國家が個人經濟からその富の一部を徵收するものである。從つて租稅は個人經濟――延いて國民經濟の上に何程かの影響を及ぼさずにはおかない。唯それが國民經濟の發達を害しない程度に止まらねばならぬ。若しも之を害する程度の租稅なるに於ては、遂には租稅を支拂ふ源を枯渴し之を徵收することが出來なくなるであらう。かくの如きは租稅を以て租稅を亡ぼすものであると云はねばな

社會政策的使命

らぬ。

さて以上を要約すると、租稅は國民經濟の發達を害せざる程度のものであつて、又國家の財政的需要を充すに充分なるもので、而もそれが社會正義の要求に適合するものを選ばねばならぬことになる。國民經濟上租稅は輕きに若かずと云つて大部分の歲入を公債に仰ぐやうな財政の立て方では租稅が租稅としての本來の役目を果さないことになる。又國家の財政的需要を充しさへすればよいと云つて、地主だけから、或は商工業者だけから必要なだけを徵收して濟すやうな稅の定め方では不公平である。然らば稅はなるべく公平にと云つて課稅標準の調査に稅金の大部分を使つてしまふやうなやり方では、是亦稅の本來の役目に背く。三つの方面の何れを主、何れを從と云ふ譯には行かぬ。何れにでも大なる缺陷がある租稅では、租稅として適當でない、と云ふことになる。而して、近代の租稅については、今一つ重要な條件が加はつて居ることを特に注意せねばならぬ。それは租稅の社會政策的使命である。資本主義の現代社會に在つては、富める者は愈々富み、貧しき者は永久に浮ぶ瀨が無いと云ふやうな傾向が顯著である。出來るなら

租稅に依つて之を幾分でも緩和しやう、と云ふのが夫れである。

昔は之に反對した學者もあつた。元來租稅の唯一の使命は國家の歲入を充すことにあつて他に何等の目的も無かるべきで、社會政策の必要あらば別に社會政策として行ふべし。租稅をして國家の歲入充足と、社會政策との二兎を追はしむるは遂に一兎を得ざるの結果を招くと云ふのであつた。

勿論租稅の本來の使命が收入充足にある事は云ふまでもないが、しかしそれが爲めに他の使命を全然排斥する必要もない。否收入充足の目的を達し、傍らそれが社會政策に適當するやうな租稅は喜んで採用すべきである。現代文明國に於ては漸次社會政策的租稅立法に趨る傾向が濃厚であつて、近時或る學者の如きは、『租稅とは富者の富を徵收して貧者の幸福增進の爲めに支出するものである』と云ふやうな說をさへ唱へるに到つた。租稅だけで社會政策了れりと爲すべきでは勿論無いけれども、しかし租稅の社會政策的使命は漸次重要性を加へて來たことは注目すべき現象である。

我國に於ても歐洲大戰後の稅制整理に於て醬油・綿織物の如き生活必需品の消

費稅を廢し、酒・煙草の稅（煙草は租稅を課さざるもその値上は卽ち專賣益金の增加となり國民負擔を增す）を增率したるが如き、或は通行稅の如き一般平等の負擔を廢して——支那事變のため更生してゐるが——相續稅・所得稅等に於て資產階級の負擔を增加したるが如き何れもこの傾向の現はれたるものに外ならぬ。

然るに、大東亞戰爭に入つてからは、國の政治のやり方が根本的に變つて來て租稅政策の上にも影響を與へてゐる。それは國家の大目的卽ち大東亞共榮圈の建設の大事業を完遂するために必要なる各般の施策が集中されるからである。從つて租稅の方面に於ても、計畫經濟、統制經濟政策との調和が强く反映してゐる。また、社會政策的といふよりも、寧ろ國民政策的ともいふべき色彩が濃く映じ來つたことは、實に注意すべき現象と謂はねばならぬ。つまり、社會よりも國家全體否國民全體に對する對策が要求されるからである。

五　租稅の組み立て方

よく人が云ふ。『朝起きて齒を磨く、鹽には專賣稅がかゝつてゐる、洋服を着る、毛織物稅がかゝつて居る、電車に乘つて通行稅は最近無くなつたが、事務所へ來て一服ふかす煙草にも、夏ならば食後に取り寄せるサイダーにも、さて疲れて歸つて晩餐の卓上の一本には酒稅……と起きるから寢るまで稅はつきまとふ。いやその寢てからの寢床——家屋には家屋稅がかゝり、その下の地面には地租がかゝつて居るばかりか、さらに今日一日の儲け——所得は何程かと、所得稅が懷ろをねらつて居る。……』と。

何故稅はしかく數多く煩はしく我等につき纏ふであらうか。

實は、若し或たつた一つの稅で、國家の所要歲入を充し、社會の正義公平の要求に協ひ、さうして又國民經濟を壓迫せず、おまけに社會政策にも協ふ——と云ふやうな租稅があれば之に越したことは無い。いやさう云ふ租稅があると主張した學者もある。この租稅が一つでよろしいと云ふ說を單稅論と云ふ。

單一地租說

單一資本稅說

單一消費稅說

單一所得稅說

單稅論のうちにもいろ〳〵あつて、先づ單一地租說と云ふのが重農學派の學者に依つて唱へられた。これは農を以て經濟學上の唯一の生產であると爲し、從つて土地だけが生產の要素だと云ふのであるから自然租稅は、土地だけに課すれば一番公平適正である、と云ふのである。地租だけで租稅が圓滿に目的を達し得るならこれ位簡便なことはないけれど、さう云ふ理論は到底今日通用しないことは深く說明するまでも無い。

單一資本稅說と云ふのもある。之も資本の如何なる範圍に及ぶやは人によつて說を異にするやうであるが、その範圍が狹く或は動的資本に限ると云ふやうなことでは他の資產を逸するの不公平があり、又その範圍を廣く動不動有形無形一切の財產とでも解するならば、名は單一稅でも實は複稅に外ならぬことになる。

又古く單一消費稅說と云ふのもあつた。しかし消費稅は富者貧者の區別なく負擔する點に於て、重要なる缺陷を有つ、これのみの單一稅が行はれ難いことも亦多言を要しない。

而して以上の單一稅說に對して理論上比較的妥當であるのは單一所得稅說である。この說は各人の租稅を拂ふ源は要するに各人の所得である故に、その所得に對して所得稅を課すればそれが最も公正であつて、而してそれ一つで租稅原則の要求に協ふことが出來る、と云ふのである。

なる程、各人の租稅支拂の源泉は所得である。所得稅は勿論のこと、收益稅とか財產稅とか、或は消費稅とか交通稅とか、課稅の標準、課稅の形式はさま〴〵であつても、畢竟その稅は國民のふところから支拂はれるより外は無い。然らばその國民のふところには租稅の支拂に應ずるだけの這入つて來るものがなくてはならぬ、その這入つて來るものは卽ち各人の所得である。所得なく這入るものなきふところから租稅を徵收するのでは、稅の源は忽ちに枯渴してしまふ。到底年年繰り返して賦課徵收することは出來ない。

この意味に於て單一所得稅說は理論上甚だ結構なやうである、けれどもこの說に於ても他の缺點は姑く措くとするも、尠くとも『所得』の眞相の捕捉が困難――或は不能であると云ふ點に於て、到底これのみの單一稅を以て滿足することが出來ないと云ふことになる。

蓋し『所得』とは各人のふところ工合である。各人のふところは、各人各自の外到底他よりその眞實を親知し難いものである。即ち各人各自の申告に俟つの外正確な調査を爲し難いものである。爰に到つて前に『人は社會的動物なり』といふ言葉を引出した私は亦『人は脱税の動物なり』といふ言葉もあることを敷ぜざるを得ない。否ある場合には脱税の爲めでなくても、自分自身すら正確な所得を計算し得ないこともあり得る。

要するに各人の『所得』に税することは理想ではある。しかし眞の擔税力を代表する『所得』を得難いが爲めに、先づ捕捉し得る限りに於て所得税を課し更に之が缺陷を各方面より補充する税種を選び、各税相俟つて租税の理想を實現するに近からしめるの外はない。かくの如く許多の税種を有する制度を複税制度と稱し、その組み立てを租税の體系と云ふ。

租税體系

以下、我國の租税體系を說く。

所得税中心

我國に於ても、他の文明各國と同じく所得税を中心とする。しかし同じ所得と云つても、その擔税力はその『質』に依り又『量』に依つて異る。

『質』による相違とは、同じ五千圓の所得者でも、財産——例へば不動産——から生ずるものと、事業から生ずるものと、勤勞から生ずるものとは、その擔税力が同じでない、そこで、その所得の種類——不動産所得、配當利子所得、事業所得及勤勞所得——毎にその負擔力に應じて、税率に差等——例へば不動産所得には百分の十六勤勞所得には百分の十といふ如く——を設けて課税し、之に依つて各種所得間の負擔の均衡を圖り、又その税率は比例税率として財政上の必要に應じて伸縮を容易ならしめて、税制に彈力性をもたせると共に、一面には課税限度を相當低めて、負擔の普遍化を圖り、且納税の簡易化を期して、出來得る限り源泉に於て課税する方法を採り所謂分類所得税によるのである。

『量』に依る相違とは、所得が累增するに從ひ擔税力の割合が增大することである。一千圓の所得者に十圓の税を課するならば一萬圓の所得者にはその十倍の百圓よりも多くの税を課することが公平に適する。この擔税力に應ずるが爲めには所得税に累進税率——所得の增加するに從ひ高き割合の税を課する——を採用すべきである。殊に分類所得税は比例税率であるから、それのみでは『量』により

相違する擔稅力を捉へ得ない。そこで、別に綜合所得稅を設け、各人の總ての所得を綜合して、高額所得者に限り、所得額中一定金額（三千圓）を超える部分に對して累進課稅を行ひ、之に依て所得階級間の負擔の均衡を圖るのである。かくの如く所得稅の中に收益稅の機能をも織り込んだ分類所得稅と、高額所得に對して累進課稅する綜合所得稅とを併用する。この外法人に對しては、個人の所得とは別途に課稅し、更に時局の影響に因り特殊の利益を擧ぐる法人・個人に臨時利得稅を課する。かくして所得稅を中心とする體系を整へる。

さて然らば、租稅の源泉たる各種の所得には分類所得稅を課し、更に各種所得を綜合して、高額所得に綜合所得稅を課するならば、租稅制度は之で充分であるかと云ふにさうは行かぬ。所得稅の捉へる所得は限られたる部分にしか及ばぬ。どうしても分らない所謂ふところ勘定を表口だけで課稅したのでは、こつそり脫れるものが少くない。そこで一方裏口から——所得を獲て、それを消費する方面から課稅する、卽ち酒稅・淸凉飲料稅・砂糖稅・織物稅・物品稅・遊興飲食稅のやうな消費稅をかける。或は橫口から——財產の流通に對して印紙稅とか相續稅とか云ふやうなものをかける。かうして、結局は所得から拂はれる稅ではあるがその所得の本體を摑むために、先づ所得の源である各種の財產の收益に稅し、その收益なり勞力の收入なりを併せた所得に稅し、その所得の流通に稅し、最後にその所得の消費を押へる、かう云ふ仕組で大體の租稅が組立てられて居る。

消費稅を課することは一面に於ては公平の原則に反する——たとへば酒一合の稅は富豪が飲んでも貧乏人が飲んでも同じくかゝる。擔稅力に副はないと云ふ缺點がある。しかし一面に於ては、所得稅や收益稅のやうに國民の一部に課するものでなく、全般の消費者が負擔するので普遍の原則によく適合し、その上國民個人々々に稅金の切符を出して徵收するのでなく、酒なら酒の製造元で一度に課稅するから徵稅費が少くて濟む。また之れを負擔する國民も特別に稅金として出すのでないから知らず〳〵に納稅する結果、稅に對する苦痛が少くて濟むと云ふやうな長所もある。唯かやうな消費稅はなるべく贅澤品に課けて生活上の必要品には課けてはならぬ。どんな貧乏人でも、一錢の擔稅力のない者でも米は喰はねばならぬ。若し米に消費稅をかけたらそれこそ文字通りに國民の膏血を絞らねばな

らぬことになる。消費税そのものは前に述べた如く元來公平の原則に反するとも云へるが、之を贅澤品だけに重課するやうなことにすれば却つて社會政策的效果を擧げることが出來る。毒も盛りやうで藥になる、正宗の銘刀も歸する所は用ひ方と遣ひ手の問題である。

以上は主として國税に關する説明である。然らば其他の地方税はどうなつて居るか。

地方税は、府縣税と市町村税とに分れる。さうして附加税と獨立税と分與税とから成る。元づ府縣税について云へば、附加税として、國税たる地租・家屋税・營業税・鑛區税（砂鑛區税を含む）等に對して附加税を課する。獨立税として、段別税・船舶税・自動車税・電柱税・不動産取得税・漁業權税・狩獵者税・藝妓税を課する。この外、國よりの分與税として、地租・家屋税・營業税全部の配付税と、所得税・法人税・遊興飲食税及入場税等の一部を交付する交付税を有つ。この外に目的税として、都市計畫税（地租割・家屋税割・營業税割・府縣税獨立税割）及水利税（地租割・段別割）を課する。

市町村税としては、國税たる地租・家屋税・營業税・鑛區税等の附加税と、段別税・船舶税等の道府縣税の附加税を有ち、獨立税として、市町村民税・舟税・自轉車税・荷車税・金庫税・扇風機税・屠畜税・犬税等があり、分與税として所得税・法人税・遊興飲食税及入場税等の一部を交付せらるゝ。その外、目的税として都市計畫税・水利地益税・共同施設税等がある。

要するに、租税は、國民のふところに入る場合（收入又は所得）と、出る場合（消費）と、その外にそれが動くだけの場合（流通）と三方面をねらつて、國・府縣・市町村の三段から要求せられて居ることになる。今その組織を表に示すと次の通りである。

收入	國税	府縣税	市町村税
（土地）	地租	地租附加税	地租附加税
		段別税	段別税附加税
（家屋）	家屋税	家屋税附加税	家屋税附加税
（營業）	營業税	營業税附加税	營業税附加税
	鑛區税	鑛區税附加税	鑛區税附加税

（資本）取引所特別税
外貨債特別税
配當利子特別税
法人税（資本）

所得 所得税
臨時利得税
法人税
特別法人税

流通 （財産相續）相續税
（住宅店舗）建築税 不動産取得税 同 附加税
（證書帳簿）印紙税
（登記登録）登録税
（船舶入港）噸
（取引所）取引税
（有價證券）有價證券移轉税
（乘車船）通行税
（劇場、競技場）入場税
（廣告）廣告税

消費 （酒及酒精飲料）酒税
（清涼飲料）清涼飲料税
（砂糖）砂糖消費税
（織物）織物消費税
（骨牌）骨牌税
（揮發油）揮發油税
（各種物品）物品税
（電氣瓦斯）電氣瓦斯税
（輸入品）關税
（遊興、飲食）遊興飲食税 藝妓税 同 附加税
*（其他）狩獵免許税 狩獵者税 同 附加税
馬券税 市町村税

（*註）狩獵免許税及馬券税は必ずしも消費に對する課税と斷ずることは出來ないが、特殊な税として市町村民税と共に爰では姑く其他の中に入れておいた。

然らば、外國では租税は如何に組立てられて居るか、もとより各國の歴史と國情とに依つて相異るのであるが、今主なる強國のそれについてその概要を調べて見よう。

英國

英國に於ける租稅の中樞はやはり所得稅であるが、所得稅は之を普通稅と附加稅との二つに分つ普通所得稅はA不動產所得B農業所得C公社債利子所得D商工業其他所得E勤勞所得の五種に分ち（その計算方法は夫れ夫れ異る）之に比例稅率を以て課稅する。この課稅率は毎年財政法を以て定めるが、一九四一年より一磅に付十志（百分の五〇）であり、尙之には家族關係に依る控除も認める。そして總稅額の五〇%は源泉で徵稅するのが特色である。

附加所得稅は個人の一切の所得を綜合してその總額千五百磅以上の者に累進稅率を以て課する。その稅率は、對獨開戰後には引上げられて、最低二千磅を超ゆる部分に對する二志（百分の二〇）より最高二萬磅を超ゆるもの九志六片（百分の

英國の租稅收入
（一九二九—四〇年豫算）

	千磅
普通所得稅	三三七、〇〇〇
附加所得稅	七〇、〇〇〇
相續稅	八〇、〇〇〇
印紙稅	二、〇〇〇
國防稅	二五、〇〇〇
其他內國稅	一、三五〇
消費競	二三二、五六〇
關稅	二六、六〇
自動車稅	四三、四五〇
計	九、六、七二〇
外戰時增稅	一〇七、二五〇

四七・五）に至る。

英國の所得稅は、その附加稅が寧ろわが國の綜合所得稅に當り。普通稅はわが國の分類所得稅に相當する。外にわが國の臨時利得稅に類する超過利得稅が、對獨開戰後設けられ、稅率は一九四〇年より一〇%で、戰後は二〇%を拂戻す筈。

その他補完稅としては主として相續稅を以て資產所得重課の目的を達することにして居る。地租、鑛業權稅はあるが極めて僅少である。

その他の租稅としては、自動車稅、消費稅、及關稅がある。關稅は主として消費稅と同じ目的で定められて居る。所謂財政關稅である。

仍ほ流通稅として印紙稅がある。

そして、對獨開戰後相續稅、麥酒、酒精、砂糖、煙草等の消費稅及自動車稅の引上を行つた。

米國

米國はその建國の歷史に基き、各聯邦の權限が廣大で、財政制度の如きも、合衆國としてはその課稅權が甚だ限定せられて居つた。一九一三年に憲法改正を行

つて始めて所得税を創設し、印紙税を創設し、漸く租税制度の大綱を整へたのであるが、斯の如き沿革あるが爲め、同國の國税は、所得税を外にして、關税及間接税が主なる財源である。

所得税は英國と同じく普通税と附加税とある。普通税は個人に付ては百分の八の比例税を課し、附加税は個人の綜合所得四千弗以上に對し百分の四より最高五百萬弗を超ゆるもの百分の七十五の累進税を課する。法人に付ては、普通税は所得二萬五千弗以下の法人の五千弗以下の部分 一三・五%より二萬弗迄一七%の累進税を課し、二萬五千弗を超ゆる法人には、改訂純所得より他の法人より受くる配當の八五%を控除せる額二二一・%の税率を課する。同族會社には特に相當高率を課す

米國の租税收入

（一九三九—四〇年豫算）

	千弗
所得税	一、九〇九、六〇〇
利得税	三六二、三〇〇
相續税	一九、二〇〇
入場料税	五八、五六〇
印紙税	六〇七、三〇〇
酒精税	六一〇、〇六〇
煙草税	四〇三、九〇〇
關税	二三三、四〇〇
資本株式税	五四、五〇〇
株式譲渡税	七三、六〇〇
自動車税	二一〇、五〇〇
ガソリン税	三九、六〇〇
電力税	三八、二〇〇
タイヤ税	一一、三〇〇
チューブ税	二、八〇〇
化粧品税	八一〇、〇五〇
造油管税	二二一、八〇〇
俸給税	五、四六五、五七〇
其他	
計	

ることになつてゐる。外に國防税がある。

その他の租税としては相續税、酒精税、關税、煙草税、ガソリン税、資本株式税、印紙税等がある。一九四〇年戰時利得税を設けた。

獨逸

獨逸の税制は極めて理論的に整然として體系を整へられて居る。大戰後一時財政困難のために增税に次ぐに增税を以てしたけれども、現在に於ては大體安定し恒久的の租税制度を定めて居る。

所得税は、わが國のそれと同じく個人所得税と法人所得税とに分たれる。個人所得税は、徴收の方法に依り、賦課所得税と、資本收益税と、勞銀税との三つに分れる。勞銀税とは所謂勤勞所得税で、報酬とか給料とかを支給する際源泉課税する。その税率は獨身者、既婚者、寡婦、子女の有無及多少等に分ちて扶養控除を規定せる詳細な

獨逸の租税收入

（一九三八—三九年實績）

	千瑪
個人所得税	五、三五一、八〇〇
法人所得税	二、四〇七、八〇〇
財産税	三九〇、六〇〇
相續税	一〇四、一〇〇
賣上税	三、三五六、九〇〇
消費税	一、八一六、二〇〇
關税	一、八一七、八〇〇
運送税	三四二、九〇〇
共和國逃亡税	三四二、六〇〇
煙草税	一、〇〇二、六〇〇
不動産取得税	一〇五、七〇〇
其他	六五一、四〇〇
合計	一七、六九〇、五〇〇

稅率表により課稅する。その稅率は、最低勞賃月額八四・五——九一國麻に對し、獨身者〇・七八國麻より月額三、〇一六——三、〇六八國麻に對し、獨身者七七二・七二國麻——子女十人の者二四六・七四國麻、勞銀月額三、〇六八國麻を超ゆるものに對しては、一五%——二七%を課する。但し納稅者の種別により、夫々一定額を控除する。

資本收益稅とは、各種の資本所得卽ち株式出資持分等の所得に對して百分の十の稅率を以て源泉課稅する。賦課所得稅は一般所得稅である。前年中の所得を綜合して一定額以上の所得者に課稅する。獨身者と既婚者、子女の有無及多少に應じて差等を設けたる詳細な稅率表により所得最低五六〇國麻より一三五、五〇〇國麻に至る階級には最低一〇國麻より最高七四、二五〇國麻の定額を課し、一三五、五〇〇國麻を超ゆる所得者に對しては、納稅義務者の種別（獨身者、寡婦、既婚者、子女の多少等により第一種乃至第四種に分つ）により、四〇%、四五%五五%を課する。

尙對英佛開戰後より、所得二、四〇〇國麻を超ゆる所得者（勞銀に在つては月額二三四國麻、週給五四國麻、日給九國麻を超ゆる者）に對しては、戰時附加稅として、所得稅の五割を增徵する。

法人所得稅は、一般の法人と公法上の信用機關、不動產抵當銀行、船舶貸付銀行との間に區別を設け、一般法人に對しては所得十萬國麻を超ゆるものに四〇%十萬國麻以下のものに三〇%、前記信用機關及銀行の特別法人には一般法人の稅率の半分を課する。

補完稅として財產稅がある。各人の所有財產價格を標準として、個人に付ては課稅最低限なきも其の課稅財產額より、納稅者、妻、子母各一人に付一〇、〇〇〇國麻を控除して課稅し、法人に付ては、其の種類に依り一〇、〇〇〇國麻乃至五〇、〇〇〇國麻の課稅最低限を設け、其の稅率は個人法人共千分の五を課する。

その他相續稅、財產增價稅（まだ實施するに至らず）賣上稅及各種の消費稅をもつ。

佛國

佛國は、他の各國に比し租稅制度の發達は甚だ後れて居つた。蓋し大革命以來

自由思想を奉ずること傳統的なる佛國民は、租稅に付ても、個人の經濟內部に立入るが如き制度を排し、主として間接稅に重きを置き直接稅に於ても多く外形標準に依る事を努めたものであつた。

一九一四年漸く一般所得稅を起し、爾來漸次體系を整へ來つたのであるが、大戰後財政の困難に陷り、その整理の時代に在つたが對獨開戰後增稅を行ふに至つた。

所得稅は分類所得稅と一般所得稅とに分つ。即ち各人の總所得を綜合して一般所得稅を課し、課稅所得一〇、〇〇〇法以下（基本控除一〇、〇〇〇法）稅率百分の一より、一、三二〇、〇〇〇法を超ゆる額に百分の四〇に至る累進稅率を課する。尙妻及子女の數に應じ所得額の控除及稅額の控除を認める、又無子者に對しては、家族補償稅として、一般所得稅の課稅所得を標準として稅率百

佛國の租稅收入
（一九三九―四〇年豫算）

	千法
分類所得稅	一四、一〇七、〇〇〇
一般所得稅	四、〇八五、七七〇
登錄稅	
消費稅	五、七四三、六八四
取引高稅	二、八七二、三〇〇
關稅	一〇、四〇一、四八七
砂糖稅	一、五九五、〇〇二
取引所取引稅	二、七二九、七七四
有價證券所得稅	六、六八六、七一五
其他	一〇、四〇八、五〇六
計	六七、六三〇、三三九

分の二乃至百分の二〇を課する。

分類所得稅は所得の種類に依つて不動產所得、商工業所得、農業所得、非商事職業所得、俸給等所得、動產資本所得等に分ち、資產所得に最も重く勤勞所得に最も輕く、この稅率の按配に依り資產所得重課の目的を達成せんとするものである。課稅方法も種類に依つて異るのであるが、稅率は大部分が百分の十六、動產資本所得は百分の十八又は百分の二十七、俸給等は百分の八である。

その他御用商人稅、會社の留保所得稅、相續稅、消費稅、生產稅、奢侈稅、印紙稅等を主なるものとする。尙對獨開戰後、臨時國民稅として、一般所得稅の三分の一を增課し、職業所得に百分の五（兵役に服する男子にして動員せられざる者には戰時中百分の十五）を增課する。

伊國

伊太利現下の稅制は寧ろ非常時に於ける非常手段であつて、各國のそれと著しく傾向を異にして居る。即ち大戰に依り陷りたる財政上の非常なる苦境を救ふが爲め、彼のムツソリーニ首相の武力專制的政治に依り、第一に歲入の增加を圖

り、第二に伊國の資本保護を目的として制定せられ、資本保護の色彩濃厚となり反社會政策的傾向を帶び、寧ろ現代の租稅理論に背馳するが如きものが多い。

所得稅は特別所得稅と補完所得稅（一般所得稅）とより成り、前者は所得の質に依る負擔力を捉へ後者は所得の量に應ずる負擔力に課稅するものである。

特別所得稅は、土地不動產稅、建物不動產稅、動產所得稅の三より成り、前二者は收益を基礎とする臺帳稅で稅率は百分の十、動產所得稅は更に五種に分ち、種類により稅率は百分の二十乃至百分の八を課す。勤勞所得及資本收益所得の一部に對しては源泉課稅を行ひ、動產所得中の勤勞所得の性質を有するB、C、D種に

伊國の租稅收入
（一九三九—四〇年豫算）

	千利
特別所得稅	四、六九九、〇〇〇
補完所得稅	四二〇、〇〇〇
相續稅	一九〇、〇〇〇
財產稅	一、三三五、〇〇〇
登錄稅	一、〇五八、〇〇〇
印紙稅	八三〇、〇〇〇
消費稅專賣益金	七、九八七、五〇〇
關稅	一、〇五〇、〇〇〇
賣上稅	二、五五〇、〇〇〇
富籤收入	五〇五、〇〇〇
獨身者稅	二三五、〇〇〇
其他	一、五九五、二四五
計	三二、四三四、七四五

付ては負擔を輕減する爲め、千利乃至二百利を控除する。

補完所得稅は、最低三千利——百分の一から、最高百萬利——百分の十に至る累進稅率を課し、扶養親族一人に付二十分の一（三千利以內）の控除を行ふ。

その他相續稅、消費稅、法人財產稅、登錄稅、賣上稅、證券割增稅等がある。

一九〇年戰時景氣利得稅を創設し、戰前の利益率を超える利得に稅率一〇%、二五%、四〇%の累進率を課する。また、同年財產稅を設け、稅率〇・五%を課する。

國稅
地方稅

六　租稅の見方、分け方

稅の分け方――種類はいろ〳〵ある、今その大要を說く。

國稅と地方稅

之は說明するまでもなく、國に收入するものが國稅であり、地方自治團體に於て收入するものが地方稅である。地方稅はさらに府縣稅及び市町村稅に分けることも說明の要はあるまい。

往々にして不動產取得稅の不平を稅務署へ持ち込む人がある。不動產取得稅は地方稅であり、而して稅務署は國稅を取扱ふ官廳である。折角の時間と勞力が無駄になつてしまふのはこの區別を呑み込んで居ないからである。

しかし乍ら國稅と云ふも地方稅と云ふも、ねらう所はひとしく一つのふところである。國民も市町村民も名こそ異れ同一人である。從つて租稅の原則――公平であるとか、國民經濟を壓迫してはならぬとか、等々、については何れも同じである。唯地方稅は地方稅たるが故に多少特色がある。それは地方に於ては地方民

應益原則

不均一賦課
一部賦課

として地方團體の利益を受けることが多いものは從つて租稅の負擔も多くすべしと云ふことが加味せられることである。之を應益原則又は利益原則と云ふ。

勿論これは租稅の根據に於て說明した交換說ではない。交換說に於ては租稅は國家より受くる利益との交換であると說くのであるが、應益原則に於ては唯その擔稅力を測定する上に於て利益を多く受くる者多くの擔稅を爲すべしと云ふに止まる。たとへば某町に於て道路を新設し又は改修する。その場合に於ては、この道路の沿道に土地を所有するものはその土地の利用價値が增加し從つて之に依つて特別に利益を受ける。或は某村に於て用水路を新設した、それが爲めにその水路の利益を蒙る田畑は價値が上る。

さう云ふ場合に於ては、その利益を受くる部分の納稅義務者に對し特に高い稅を課することがある。之を不均一の賦課と云ふ。或は又その一部分のもののみに稅を課することもある。之を一部賦課と云ふ。

つまり町村の施設――道路なり水道なりに依つて恩惠を受けるに對して、稅金を負擔すると云ふことになるのである。

直接税
間接税

租税の轉嫁

直接税と間接税

爰に人あり、一合の酒を買ひ來つて飲む。彼は四錢五厘の酒類造石税と五錢五厘の庫出税を負擔して居る。然るに彼は四十錢の酒代は支拂つたが、税金を一錢も半錢も支拂つた事は無いと考へるであらう。安んぞ知らん、その四錢五厘の造石税と五錢五厘の庫出税とは四十錢の酒代のうちに含まれて消費者から小賣商に拂はれ小賣商から――遂に生産者に拂はれて居るのである。言ひかへれば、酒税は酒の生産者が政府に納める，併しそれは酒代として結局消費者に背負はせてしまふ。卽ち酒税については形式上の納税者は酒類製造人であるが、實際の擔税者は消費者である。かやうに税金を納税者が他人に背負はせてしまふことを租税の轉嫁と云ふ。さて酒税であれば轉嫁することが出來るが、然らば私が私の土地に住居して居て、而してその土地に地租が課かつたとして、一體この地租を私は誰に如何なる方法で轉嫁さすことが出來るであらう。結局この場合、私は納税者にして同時に擔税者となるの外はない。

かくの如く轉嫁する租税を間接税と云ふ。つまり間接に納税するからである。

而して然らざる租税を直接税と云ふ。

我國の租税中、所得税及各種の收益税流通税は多く直接税であり、消費税は間接税に屬するものが大部分である。

尤もこの轉嫁と云ふことは種々なる事情に依つて必ずしも理窟通りに行はれないことがある。前に述べた地租にしても本來直接税ではあるけれども、若しもその土地を貸付けて居る場合には地主は地租だけを地代に含めて借主から拂はせるかも知れぬ。法人税や營業税にしてもそれだけ商品原價を高く勘定して商賣をすれば、結局は法人税も營業税もお客の負擔になつて轉嫁が起り得る。反對に酒屋が酒税を轉嫁しようとしても世上物價が低落し、酒價も亦製造原價以下となつたやうな場合には、もう税金どころの問題で無くなつて轉嫁が行はれなくなる。要するに時の經濟狀況に依つて、常に必ず轉嫁が可能であるとは云はれない場合がある。

從つて實際に租税が轉嫁せられたりや否やは個々の場合に就て見なければ判らないことになる。そこで學者は、税法が轉嫁を豫想して定めた租税が間接税であ

り、然らざるものは直接稅である、必ずしも實際に於て轉嫁せられたりや否やは問ふを要しないと說明して居るものもある。

直接稅と間接稅との區別は實際に於ていろ〳〵に用ひられてゐる。たとへば各人の納稅額の如き直接稅に於てはよく判るけれども間接稅は判らない、何某が所得稅を何程納めたかと云ふことは直ぐ說明がつくけれども、酒稅を何程負擔したかと云ふことは到底判らない。納稅額を資格要件とする場合に『直接國稅何程』と云ふのは之が爲めである。けれども今云ふ如く直接稅とは何々なりやと云ふ點は理論の上で判然しない。そこでたとへば貴族院の多額納稅議員の互選資格を直接國稅の納額で定めると云ふやうな場合には『本法に於て直接國稅と云ふは左の各稅とす』とか、間接國稅犯則者處分法に於て『間接國稅とは左の各稅とす』と云ふ風に學問上の區別に據らず、寧ろ實行上の便宜に從つてハツキリ稅目を指定する場合が多い。稅務署の直稅課と間稅課との分掌でも理論でなく實際稅務執行上の便宜に依つて定められて居る。

所得稅、財產稅、收益稅、流通稅、消費稅

學問的に區別すると隨分むづかしい區分方もあつて、この名稱必ずしも全部ではないが、先づ現在の租稅制度を解する上に於て必要な程度の稅名を並べて見たのである。

所得稅 財產稅

所得稅は所得に課する稅で、租稅體系に於て說明した如く現代の租稅の中樞を爲すものである。財產稅は財產に課する稅で、之も正確に財產の高を調べることが出來れば寔に公平な稅ではあるが、各人の財產を捉へることは所得を捉へることよりも寧ろ一層の困難があり、特に書畫骨董といふやうなものは評定の方法も更に困難であつて、從來我國に於て採用して居なかつた稅であるが、昭和十二年に新設の法人資本稅は、其の變形であると言へやう。（現に法人稅中に織込まれてゐる）。

收益稅 流通稅 消費稅

收益稅は財產から生ずる收益に課するので、現行の地租・營業稅・外貨債特別稅・家屋稅等が之に屬する。流通稅と云ふのは、財產の交通、取引に際して課稅するので、相續稅・印紙稅・登錄稅・有價證券移轉稅がその主なるものである。消費稅は、物品の消費に課するので、酒稅・清凉飲料稅・砂糖消費稅・織消費物稅・揮發油稅・關稅・物品稅・遊興飲食稅等がその主なるものに屬する。

人税
物税

内國税
関税

人税（又は對人税）と**物税**（又は對物税）

人を本位として例へば所得税はその人の一切の所得を合して課し、財産税は、その人の一切の財産を合して課税額を定めるやうな税を人税又は對人税と稱し、物に對して課するもの――土地の收益に對して地租、家屋に對して家屋税と云ふやうな税を物税又は對物税と云ふ。この區別は本來學問上の分け方であるが實際上にもかなり關係が多い。即ち人税であればその人の擔税力を各方面から觀察して適當に課税する。所得税に於て小額所得者の税率を輕くしたり或は扶養家族の數に應じて控除金を設けたりするが如き所謂人的事情を加味するが、物税ではさう云ふことは考慮しない。たとへば丸の内一番地の地所を富豪岩崎氏が所有して居つても將又私が所有して居つても、宅地として賃貸價格の百分の二の地租の税金は變らないのである。

内國税と關税

これはひとしく國税であるが、そのうち税關で取扱ふところの關税（噸税を含む）を又は海關税とも稱し、他の國税と區別する。從つて他の國税を内國税と稱

保護關税

する。

關税の特色は、單純なる租税としての役目以外にいろ〳〵な政策を包含する點にある。たとへば關税は輸出品、輸入品に課税したものであるが現今に於ては輸出奬勵のため各國共輸出に對しては課税しない。又保護關税と云つて内國の生産品が外國の製品と競爭することが出來ない場合には輸入品に高い税を課して内國の産業を保護することが多い。尤も無闇に關税を高くしたのでは今度は之を消費する一般國民の負擔が堪らぬことになるから保護にもその程度があり、又いくら保護しても發達の見込のない内地産業に對しては保護の必要が無いが、とにかく關税を定める上に於ては租税本來の目的以外に産業上の政策が重要な關係にあることが、その特色である。

七　租税の言葉

租税理論の研究に當つて、或は租税法規の解釋に於て、いる〳〵の言葉に出合ふ、所謂『租税の術語』である。その主要なるものを説明する。

税本と税源

税本と云ふのは租税を支拂ふ基本であり、税源は、支拂ひ得る源泉である。たとへば地租について云へば税本は土地そのものであり、税源はその土地から生ずる收益である。税本と税源とは似て居るやうであるが觀念は異る。唯、それが同じものである場合はある。たとへば勤勞所得に對する所得税の如きは、結局所得そのものが税本であり、又税源であるとせねばならぬ。

税本
源本

租税を定めるに當つては、税源を枯渇させてはならぬ。租税の原則に於て國民經濟を壓迫してはならぬと云ふのは、畢竟この税源を枯渇させないと云ふ意味に外ならぬ。

課税標準と租税客體、租税主體

課税標準
租税客體
租税主體

課税標準とは租税を賦課する標準であり、租税客體とは租税賦課の對象となるもの、租税主體とは租税賦課の相手方である。たとへば所得税に於て租税主體は所得を得る人であり、租税客體は所得であり而して課税標準は所得の額である。

租税客體は或は之を課税物件とも稱する。

源泉課税と綜合課税

課税物件
源泉課税
綜合課税

例へば所得税に於て（必ずしも所得税には限らぬけれども……）分類所得税を配當所得又は公債社債の利子、銀行預金の利子等の所得に課する。納税義務者はその利子收得者であるが、銀行會社が配當・利子支拂の際税金を天引して、それを政府に納める。即ち所得の源泉に於て課税するから之を源泉課税と云ひ、之に反して綜合所得税となると所得源泉の何れたるとを問はず、その人の一切の所得を綜合して課税するから之を綜合課税と云ふ。

税率、比例、累進、超過累進

税率

税率とは課税標準に對する税額の割合である。たとへば地租に於て田畑は賃貸價格の百分の二と云へば、賃貸價格百圓の田畑には二圓の地租を徵することであ

り、相續税に於て課税價格一萬圓以下の金額千分の十と云ふのは一萬圓に對しては百圓の相續税を課することである。この百分の二とか、千分の十とかゞ卽ち税率である。

比例税率

税率が地租の如く課税標準の多少に拘はらず同一率（例へば賃貸價格の百分の二と云ふが如き）のものを比例税率と云ひ、千圓以下は百分の一、二千圓以下は百分の二……等の如く、課税標準の增大するに從つて税率の割合を高めて行く方法を累進税率と云ふ。

累進税率

比例税率は計算が簡單であると云ふ特長はあるが、その代り擔税力には副はないと云ふ缺點がある。たとへば營業税に於ては、小さい田舍の小商人も都會の大營業者も、同樣に營業純益に對して百分の一・五と云ふ割合でかゝる。之が物税であればまだ辛抱が出來るとしても、所得税のやうな人税に於ては、千圓の所得者も百萬圓の所得者も同じ割合では、どうしても不公平になるから、必ずや累進税率を採用せねばならぬ。

然るに單純な累進税率では仍ほ不都合が起る。それは千圓以下百分の一、二千圓以下百分の二……と云ふ場合に、恰度千圓であれば税額は十圓であるが千一圓となると税額は百分の二の二十圓二錢となつて、課税標準僅が一圓の差が税額十圓二錢の差を來すことになる。そこで最近の租税立法に於ては超過累進税率を適用してこの不都合を避けて居る。

超過累進税率

超過累進税率とは高い税率を適用する方法で、今の千圓以下百分の一に對して、千圓を超ゆる金額百分の二、二千圓を超ゆる金額百分の三……と云ふ風に定めるのである。かくすれば千圓に對して十圓、千一圓に對しては千圓を超ゆる一圓だけに百分の二を適用して十圓二錢……若し、二千一圓であれば、そのうち千圓までが百分の一の十圓、千一圓から二千圓までの千圓に對しては百分の二の二十圓、二千一圓のその一圓に對してだけ百分の三の三錢——合計税額三十圓三錢となつて、單純な累進税率のやうな突飛な不都合を生じないことになるのである。我國現行の綜合所得税・相續税等は超過累進税率を適用して居る。

賦課

徵收

賦課、徵收

賦課とは課税額を決定する處分を云ひ、徵收とは決定した税額を收納する手續を云ふ。

調定額
收入額
缺損額

納稅地
納稅管理人
納期

たとへば綜合所得稅に於て各人の所得額を調査し決定し之に所定の稅率を適用して納稅額を定めるまでの手續が賦課であり、その賦課額に基いて納稅の通知をし納稅の場所を指定し現實納稅させるまでの手續が徵收である。

調定額、收入額、缺損額

右の現實納稅させる手續として先づ納稅の告知書を發する。この告知をする處分を調定と云ひ、之に依つて國家の債權が現實に確定することになる。調定した稅金が納付されればそれが收入額になるが、中には財產の差押へをしても足りないので、とう〳〵不納になるものもある。いよ〳〵とれないと決定することを缺損處分と云ふ。(註)

(註) 昭和十五年度の租稅調定濟額は三、六八一、九二九千圓で內收入濟額三、六五三、〇六五千圓(對調定額割合九九・二%)(臨時部租稅を含む)

納稅地、納稅管理人、納期

納稅地とは納稅する場所で、地租の如きはその土地所在の町村であり、綜合所得稅・營業稅等の如きは納稅義務者の住所地である。從つて綜合所得稅・營業稅

納稅地變更

定期收入
隨時收入

の納稅者が住所を變更すれば納稅地が變ることになる。之を納稅地變更と云ふ。綜合所得稅や營業稅の納稅地を變更した場合には、所轄稅務署に申告すべきである。

住所以外に納稅地がある場合、たとへば甲町に住居して乙村に土地をもつて居る場合の如きは、乙村に於ける地租の納稅事務を行ふために乙村の居住者に依賴する。この納稅事務を依賴される者を納稅管理人と云ふ。納稅管理人を定めたときも亦申告する。

納期とは納稅すべき期限である。綜合所得稅・地租等の如く第一期何月何日限……と云ふやうに稅法上納期日の一定したものを定期收入と云ひ、相續稅や法人稅等の如く稅法上一定の期限のないものを隨時收入と云ふ。

八 稅務の機關

稅金は何處の役所で決めるか、何處へ納めるか、苦情は何處へ持込むか、それも國稅と地方稅とでは違ふ。

地方稅は府縣稅ならば府縣と云ふ自治團體の收入であるから府縣知事が一番上の機關であるし、市町村稅となると市町村長が決めることになる。唯行政監督の上から市町村長は府縣知事及內務大臣の監督を受けるし、府縣知事は內務大臣の監督を受けるのである。仍ほ租稅に關しては內務大臣の外大藏大臣の監督も受ける。從つて稅金の苦情も市町村稅については市町村長に、府縣稅については府縣知事に持込むのが常例であり、その處分に不服な場合に監督官廳へ訴願するのが順序である。

國稅のうち內國稅については稅務署で決定徵收する。尤も綜合所得稅、地租、個人の營業稅、家屋稅等は市町村役場に於て徵收して稅務署へ送ることになつて居るが、この場合も稅額は稅務署長が決めるので、市町村役場ではその定められ

た稅額に依つて市町村內の各納稅者の稅金を取り立てゝ取次をするに過ぎない。その外俸給給與とか公債や社債の利子等の分類所得稅は、支拂者が徵收することはその項に於て說明する通りであるが、他の總ての稅金は稅務署が直接納稅の告知をして徵收する。但し稅務署は現金を收納することは稀で、現金を拂込むのは郵便局か日本銀行の本支店、代理店、又は日本銀行國稅代理店（大藏大臣告示の銀行）である。稅金に限らず一切の政府の金の出納は日本銀行で扱ふので、郵便局へ拂込まれた稅金もそれ〴〵規定に從つて日本銀行へ納まることになるのである

稅務署の數は全國で三百七十六あつて、各一乃至三、四の市郡を管轄して居る。この三百七十六の稅務署はさらに七つの財務局に依つて監督される。

各財務局には總務部・直稅部・間稅部・鑑定部・業務部及經理統制部を置き、稅務署には夫れ〴〵直稅課・間稅課・庶務課・鑑定課（鑑定課は主要なる稅務署に限る）を置く。

直稅課と間稅課とは、直接稅間接稅の賦課・減免・調査・檢査・決定の事務を掌り、庶務課は決定せられたる稅金の徵收の事務及び雜務を、鑑定課は課稅物件

大藏大臣
主稅局
稅關

（酒・織物・砂糖等）の鑑定分析及び其の製造技術指導の事務を擔任する。財務局の各部も夫れ〳〵稅務署の各課の事務の指揮監督を分掌するのであるが、その中で總務部と云ふのは大體庶務課と同樣な事務を掌るの外、監督上の機密事務を掌る。また財務局出張所を各稅務署に置き、財務局の業務部（預金部資金及國有財產に關する事務）及經理統制部の事務を取扱はしめる。

財務局の上には更に大藏大臣が監督をする。大藏省の主稅局に於てその事務を司つて居る。

關稅の事務は稅關に於て取扱ふ。橫濱、神戸、大阪、名古屋、長崎、門司、函館の七ヶ所に置かれ、仍ほその他の主要な港灣に稅關支署、出張所及び監視署を置いて貨物輸出入の檢査監督を爲し、關稅及び噸稅の賦課徵收の事務を掌つて居る（輸出入品に係る內國稅の事務も併せて取扱ふ）。

稅關も亦大藏大臣の監督を受ける。

今、之等の機關の連絡を示すと別圖のやうなことになつて居るのである。

念のために述べておきたいことは、稅務署その他で收入する稅金は總て日本銀行本店に集まつて、それが政府の預金の形になり、また政府の費用は、その預金から小切手で支拂はれる。恰度政府が日本銀行と當座預金の契約を結んで、入る金は稅務署なりその他の役所なりで收入したものを當座勘定に拂込み、出る金は小切手でその當座勘定から引出す、と云ふのと同じ仕組になつて居るのであつて、稅金は何處の稅務署で收入したものであるとも總て政府の歲入になり、稅務署の費用は別に政府の歲出の一部分として、豫算に定められた通り支出される。つまり甲の稅務署の稅金が直に甲の稅務署の費用になるとか、或る稅務署の費用は、その稅務署の稅金の高の何割かを充てるとか、そんなことは全然關係ないのである。

嘗て某稅務署が新築された年、偶々財界好況のため稅金が上つたところ、町の一部の人々は『なるほど今年は新築費が大分かゝつたから稅金が上るのだらう』などと云つたと云ふ話があるが、とんでもない見當外れである。勿論官廳の新築費は歲出の豫算で決められて居るもので、その稅務署の稅金の高などに全然影響すべき筋合のものでないのである。

稅務機關一覽

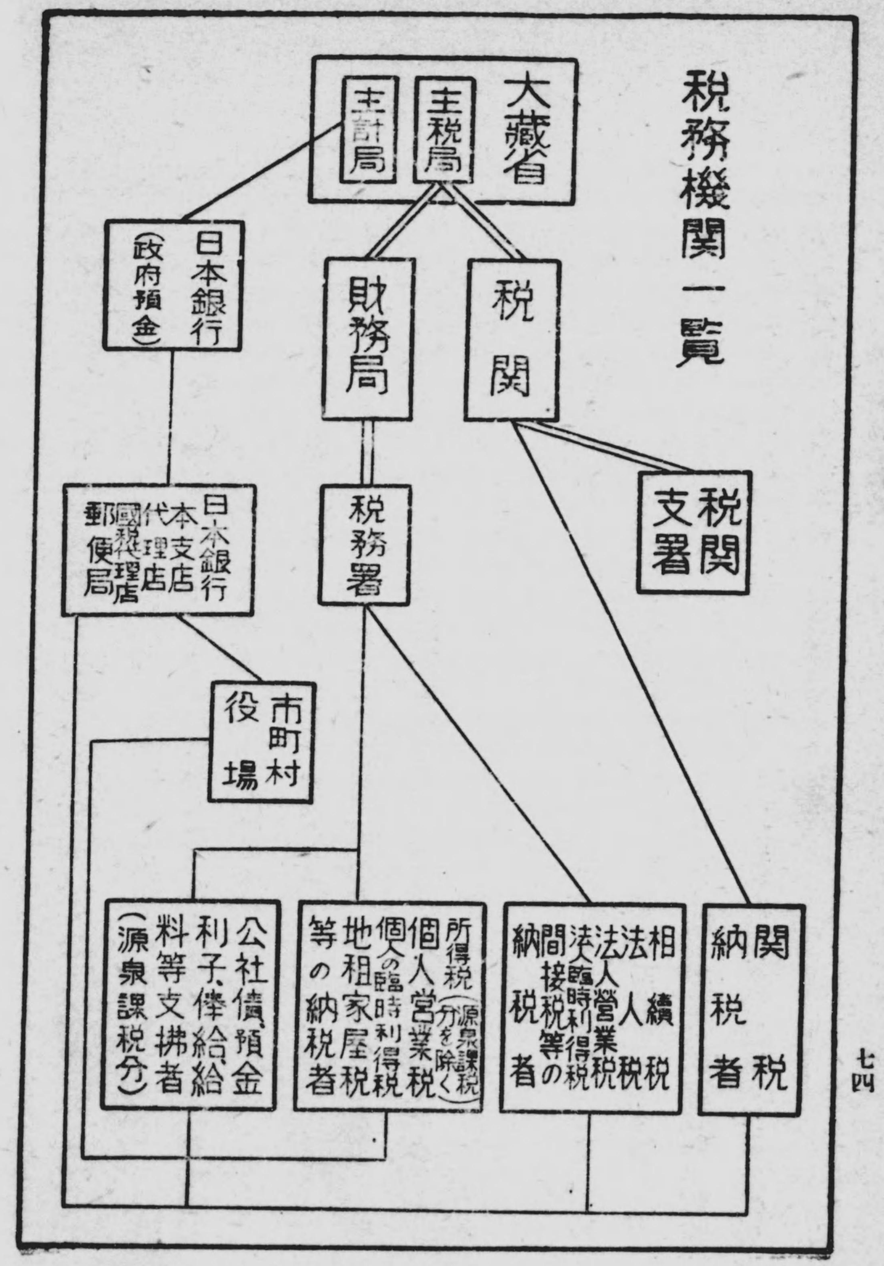

財務局及稅務署一覽

東京財務局管內（括弧內）は府縣

（東京）神田橋、日本橋、京橋、幸橋、四谷、水道橋、下谷、淺草、本所、深川、品川、大森、蒲田、世田谷、澁谷、淀橋、杉並、板橋、王子、荒川、向島、龜戸、青梅、八王子

（神奈川）橫濱、神奈川、川崎、橫須賀、藤澤、大磯、小田原

（埼玉）浦和、川越、秩父、熊谷、忍、粕壁

（千葉）千葉、松戸、佐原、銚子、東金、茂原、木更津、北條

（山梨）甲府、鰍澤、韮崎、大月

（栃木）宇都宮、鹿沼、眞岡、栃木、太田原、足利

（茨城）水戸、太田、松原、麻生、龍ヶ崎、土浦、下館、境

（群馬）前橋、高崎、中之條、沼田、桐生、館林

大阪財務局管內

（大阪）東、西、港、南、北、此花、東成、旭、住吉、浪速、淀川、茨木、堺、岸和田、富田林、布施

（京都）上京、中京、下京、東山、伏見、園部、福知山、宮津、峯山

（兵庫）神戸、兵庫、須磨、西宮、伊丹、明石、社、加古川、姬路、龍野、上郡、豐岡

（和歌山）和歌山、粉河、湯淺、御坊、田邊、新宮

（滋賀）大津、水口、近江八幡、彥根、長濱、今津

（福井）福井、大野、武生、敦賀、小濱
（徳島）徳島、富岡、撫養、脇町、池田
（高知）高知、中村、須崎、赤岡、安藝
（石川）金澤、小松、七尾、輪島
（富山）富山、魚津、高岡、出町
（香川）丸亀、長尾、土庄、高松

札幌財務局管内
（北海道）札幌、函館、江差、壽都、小樽、倶知安、岩見澤、滝川、旭川、名寄、留萌、稚内、室蘭、浦河、網走、紋別、釧路、帶廣、根室

仙臺財務局管内
（宮城）仙臺、古川、築館、石巻、志津川、大河原
（岩手）盛岡、花巻、水澤、一關、盛、遠野、下閉伊、久慈、二戸
（福島）福島、二本松、郡山、須賀川、田島、若松、坂下、白河、平、相馬
（秋田）秋田、大館、能代、本荘、大曲、横手
（青森）青森、鰺ヶ澤、弘前、五所川原、野邊地、八戸
（山形）山形、楯岡、新庄、酒田、鶴岡、長井、米澤

名古屋財務局管内
（愛知）名古屋東、名古屋西、名古屋中、昭和、熱田、小牧、一宮、津島、半田、大濱、岡崎、田口、豊橋
（静岡）静岡、下田、沼津、藤枝、見付、濱松
（三重）津、桑名、四日市、松坂、宇治山田、上野、尾鷲、木本
（岐阜）岐阜、大垣、關、郡上、多治見、中津川、高山

（長野）長野、岩村田、上田、上諏訪、伊那、飯田、木曾、松本、大町、中野
（新潟）新潟、新發田、巻、三條、長岡、小千谷、十日町、柏崎、高田、安塚、糸魚川、村上、相川

廣島財務局管内
（廣島）廣島、吳、可部、吉田、西條、忠海、尾道、福山、府中、三次、庄原
（山口）山口、岩國、德山、三田尻、厚狹、下關、萩
（岡山）岡山、瀨戸、西大寺、味野、倉敷、玉島、笠岡、高梁、新見、久世、津山、林野（鳥取）鳥取、倉吉、米子
（島根）松江、大東、今市、大森、川本、濱田、益田、西郷
（愛媛）松山、今治、新居、大洲、八幡濱、卯之町、宇和島

熊本財務局管内
（熊本）熊本、高瀨、山鹿、宮地、八代、人吉、天草
（福岡）福岡、八幡、遠賀、直方、飯塚、久留米、大川、八女、大牟田、小倉、行橋
（大分）大分、國東、日出、臼杵、三重、竹田、日田、森、中津、四日市町
（長崎）長崎、佐世保、島原、平戸、福江、武生水、嚴原
（佐賀）佐賀、唐津、武雄
（鹿兒島）鹿兒島、知覽、川内町、加治木、岩川、鹿屋、種子島、大島
（宮崎）宮崎、飫肥、都城、高鍋、延岡、高千穗
（沖繩）那覇、國頭、宮古、八重山

滯納處分

國稅徵收法

督促狀

九　滯納處分と犯則處分

滯納處分

租稅は國家（又は公共團體）の收入を充たすために賦課するものである。稅務終局の目的は圓滿なる徵稅にある。

いかに公平に賦課しても、それが結局納まらないのでは何にもならぬ。爰に於てか、法律を以てその目的に達する途を定めて居る。

元來租稅は國家がその權力に基いて徵收するものであるから、之を納付しないものに對しては强制して徵收する途を講ぜねばならぬ。而も之は單純な私法上の權利義務の關係でなく、公法上の權力に基くものであるから、たとへば租稅を支拂はない者がある場合に之を賣掛代金の請求と同じやうに民事の裁判に訴へて執行すると云ふやうなことではならぬ。國家の徵稅機關が直に强制執行をするやうに定められてある。卽ち國稅徵收法と云ふ法律に依つて稅務官吏は租稅を滯納した者に對しては督促狀を發し仍ほその指定期限までに納付しないときは滯納者の

財產差押

督促手數料

延滯金

納稅告知書

財產を差押へ、之を公賣してその代金を以て稅金並に滯納處分の費用に充てることが出來る。督促狀を發したときは督促手數料を徵することが出來、又場合に依つては稅金の日步に相當する延滯金を徵收することが出來る。仍ほこの國稅徵收法は、國稅のみならず地方稅の徵收に付ても準用される。滯納者の財產について は特別の場合の外一切の債權に先つて國稅が第一位、府縣稅が之に次ぎ、市町村稅がそれに次いで優先權をもつ。

稅金を徵收する場合には、稅務署長は、納稅義務者に對し、納付すべき場所、納付すべき期限を定めて納稅告知書を發する。尤も市町村に於て徵收する國稅は稅務署長の通知に基いて市町村長から納稅告知書を發し、市町村收入役に納付すべきことを指定する。

市町村に於て徵收する國稅は、綜合所得稅・分類所得稅（不動產所得・乙種配當利子所得・事業所得・山林所得分）地租・個人營業稅・家屋稅・個人の臨時所得稅である。これ等の諸稅の徵收の費用として、その徵收金額及納稅告知書の數に應じ、左記の區分により市町村に交付金を交付する。

(一) 徴收金額に對しては左記に相當する金額

人口二百萬以上の市　千分の四
人口二百萬未滿、百萬以上の市　千分の七
人口百萬未滿、五十萬以上の市　千分の十
人口五十萬未滿、二十萬以上の市　千分の十五
人口二十萬未滿の市　千分の二十
町村　千分の三十

(二) 納稅告知書に對しては一通に付市は二錢、町村は六錢の割合を以て計算したる金額

右人口は、國勢調査による總人口より、刑務所內に在る人員を除外したるものに依り計算にし、國勢調査の施行毎に其の翌年四月一日より新調査人口に依るのである。

市町村收入役は所定期限までに徴收した稅金を稅務署の指定する郵便局又は日本銀行本支店に納めると共に、期限までに納めなかつたものの氏名を稅務署に報告する。

稅務署長は市町村から滯納の報告のあつたものに對し、また直接納稅告知書を發した者で期限迄に納付しない者に對し滯納處分を執行する。滯納處分は第一に督促狀を發し、一定の期日までに納付すべき旨通知する。この場合には督促手數料二十錢を徴收する。

その滯納稅金が二十圓以上の場合には、原則として稅金額百圓に付一日三錢の割合を以て納期限の翌日より稅金完納又は財產差押の日の前日迄の日數により計算したる延滯金を徴收する。

督促狀を發付したに拘らず仍ほその指定期限迄に納付しない者に對しては財產の差押をする。さうして差押へた財產は之を公賣（公益上必要ある場合に於ては必ずしも公賣によらずして隨意契約を以て賣却）して、その代金を第一に滯納處分の費用に充て、殘りを督促手數料・延滯金・稅金に充て、仍ほ殘餘があるときは滯納者に交付する。又差押ふべき財產がないとか、僅少で稅金及費用を償ふに足らないと云ふやうなときは缺損處分をして徴收權を放棄する。

九　滯納處分と犯則處分

犯則處分

税法と雖も國法である以上、之に違反した場合は卽ち犯罪である。その處罰については當然刑事裁判の判決に俟つべきものである。けれども本來税法の目的は國家の財政權を確保するにあるから所期の目的さへ達すれば强て犯罪者を作る必要は無いと云ふことと、一面間接税については轉嫁せられる性質をもつて居るから直接税のやうに自分の税金を脱れたと云ふのでなく、不當に税金を利得する筋合になると云ふ關係上速に違反處分を行つて徵税の安固を期する必要があると云ふこともあつて、間接國税の違反に限り刑事裁判に附せず、税務署長が罰科金に相當する金額を納付することを通告し、犯則者がその通告に依つて納付すれば再び刑事上の訴追をしないと云ふ便宜的な法律が定められてある。卽ち間接國税犯則者處分法がそれである。

間接國税犯則者處分法

この法律は、次の各税の犯則について適用する。

酒税（酒類造石税・同庫出税）出港税・清涼飲料税・砂糖消費税・織物消費税・揮發油税・取引税・印紙税・骨牌税・物品税・遊興飲食税・廣告税・馬券税

臨檢訊問捜索差押

通告

告發

以上の諸税法に付て、收税官吏が犯則の嫌疑があると認めた場合には、その場所に臨檢して捜索し、又犯則嫌疑者に對して訊問を爲し、或は證據となるべき物件の差押を爲すことが出來る。卽ち收税官吏に對し司法警察官と略同樣な職權が與へられてゐるのである。收税官吏が犯則事件の調査を終つたときは一件書類と共に之を税務署長に報告する。

税務署長はその報告に依つて調査し、犯則の心證を得たときは罰金又は科料に相當する金額及沒收すべき物品を納付すべき旨を通告する。

犯則者がこの通告の通り履行すれば、その事件に對しては再び訴追しない。

税務署長は（一）犯則者に通告を履行すべき資力なしと認むるときは直に告發し（二）通告するも七日以内に履行せざる者に對してはその時に於て告發する。

又收税官吏調査に當り（一）犯則者の居所分明ならざるとき（二）犯則者逃走の虞あるとき（三）證據湮滅の虞あるときは、直に告發する。

以上に依つて告發せられた場合には正式に刑事の裁判に附せらるゝことは勿論であるが、通告を履行すれば犯罪とならずして處分を終ることとなるのである。

一〇 稅金のゆくえ

以上に依つて私は稅金の生ひ立ちから、その賦課、徵收の手續までを略說した。『租稅とは何ぞや』と云ふ問に對して一通りの答を試みた。しかし私はこの答を終るに當つて今一度筆を改めて繰り返したい。

明治天皇は日露戰役の當時『國をおもふみちにふたつはなかりけり、軍の場にたつもたたぬも』と詠ぜられ給ふた。また、歐洲戰爭の央ば、時の米國大統領ウキルソン氏は『……戰爭に立つて國につくすばかりが忠誠ではない。余は全米國民に向つて普遍的なる忠誠を要求する。何ぞや、それは租稅である』と云つた。恰も、明治天皇の御製を註釋したかの感が深い。曾て貯金局の標語に『貯金は誰にも出來る御奉公』と云ふのがあつたが、私は『租稅は誰にも出來る御奉公』と云ふことが寧ろより適切であると信ずるものである。

由來日本人は個人的には忠孝の道德に秀で、一旦緩急に際してはよく勇敢義烈の譽を表はす美點をもつて居るが、平時の道德、殊に社會道德に於ては遺憾の點があることをその短所とせられてゐるやうである。

租稅道德の如きも亦然りであつて、彼の稅務官吏をごまかして稅金を逋脫した事柄の如きは、時に或は得々として人に語つて憚らぬやうなことさへもあるやうである。云ふ迄もなく、租稅はお互の分擔するものであるが、それが集まつては亦お互の費用に充てられるものである。甲の一圓の脫稅は、當然、乙丙丁……の負擔にかゝつて來ねばならぬ。脫稅の手柄話を羨ましがる如きは、そつと餘計な荷物を背負はされ乍らその背負はし方の狡猾さに感心してゐる樣なもので、天下に斯の如き馬鹿げた話は無い。

若しも人あり、他人のものを一紙半錢でも盜んだとしたら、法の制裁を俟つまでもなく社會は之を指彈し攻擊せねばおかぬ。しかし乍らよく考へて見れば、この場合は被害者は唯一人に止まる。之に反して稅金を脫れる——國民共同の費用を盜む、と云ふに到つては、全國民に被害を與へる。區々たる一私盜とその罪何れが重きか、云ふまでも無いことと思ふ。

英米には『良心上納金』(註) と云ふ制度が設けられて居る。日本でも、曾て岡

山縣下で匿名で脱税金を税務署に送つた者があり、最近岐阜縣下に同じやうなことがあつたが、日本では之を受入れるやうな制度は出來て居ないが、租税道德も爰まで發達せねば嘘であると思ふのである。

（註）良心上納金と云ふのは、何等かの事由で税の申告を誤り税金を過少に納めたことに氣付いた者が、匿名でその脱税額を大藏省に送るのである。大藏大臣はその收入高を新聞紙を以て公表することになつてゐる。

私は寧ろ國民諸君に向つて忠言を試みたい。

それは外でもない『租税の回避よりも、歳出を監督せよ』と云ふことである。

『税金のゆくえ』をはつきり摑め、と云ふことである。

これについて面白い話がある。

私の友人が英國に留學して居つた時のことである。

時恰も歐洲大戰の最中で、英國でも役所の組織が更まつたり名義が變つたりしたことも屢々あつた。日本に戰爭で改まつた役所もないやうだけれども、先づ例へて云へば、『農商務省』が『農林省』とか『商工省』とかに改まつたやうなことである。

さてその『商工省』から何かの用事で、友人に宛て手紙が來た。下宿の女中が早速それを友人の部屋に持つて來たが、友人がふとその封筒の表面を見ると、活版刷りの『農商務省』と云ふ名を消して『商工省』とべつたりゴム印で捺してあつた。

何氣なしに友人は女中さんに云ふともなく『ハヽア、英國政府も戰爭で大部苦しくなつたと見える。封筒まで反古を利用して居る』と呟いたそうである。ところがこれを聞いた女中さんすつかり憤慨してやり返した。『何を云ふのです、たとへ一枚の封筒と雖も、我々國民の納めた税金でつくられたものです。政府が儉約してつかふのは當然ぢやありませんか』

で友人も聊か驚いたと私に語つたことがある。つまり一女中すら官廳の使用する一枚の封筒と雖も國民の税金で出來て居ることを自覺して居る。つまり國を背負つて立つ——『我等の國』と云ふ觀念が深く刻まれて、その『税金のゆくえ』をしつかり見つめて居るのである。

日本人も税金のことはかなりやかましく云ふ。所得の決定通知書が氣に入らねば直に税務署へ呶鳴り込む。

ところが税金が濟んでしまへばそれ切りである。それが何の費用にならうと餘り關心しない。之が宴會の會費の割當なら酒が何本料理が何程とすぐ當座の判斷もする。せめて村の費用位ならば今年は小學校を新築したから村税の賦課が多いと云ふやうなことがいくらか判る。ところが市・府縣となるとその關係がよほどぼんやりするし、國の費用となると戰爭でもない限り一寸國民の頭に響かない。それがために、たとへば往年シベリヤへ出兵して村の小學校が何萬も建つほどの國費が空しく費消せられても、それは一部の政治家の政爭の具に供せられる位の外、國民には問題とされぬやうなことが多い。現下の時局は國民に廣く認識されてゐるやうであるが、社會の實相は之に反する行動が少くないことを遺憾とせざるを得ない。

否、ひとりかゝる非常事件の費用のみでなく日本の財政にはまだいろいろの浪費があり無駄があることは、よく非難せられるところである。

或は之は所謂『豫算分捕り主義』による弊害からでもあらう。又日本の豫算といふものが甚だ判りにくくて、專門家ですら甚だ困却するやうに組立てられて居ることにも依るかも知れぬ。米國の或る市の如きは、常に市民に豫算——財政の狀態を判り易く解說發表して居る處もあると云ふ。爰まで徹底せぬと本當では無い。

かくの如くにして、所謂『租税の回避』にはかなり勇敢であるにも拘はらず、『歳出の監督』に甚だしく冷淡であることは日本國民の通弊であると思ふ。

或る時の政府が税制を整理して國民の負擔を輕減すると稱する。さうして豫算面に何税かゞ何程か減ぜられ或は何税法かの税率が引下げられ又は廢されたとする。國民は直ちに之を鵜呑みにする傾向がある。しかし乍らそれだけで國民の負擔は決して輕減する譯には行かぬ。何となれば之に照應して歳出を減じないからである。

既に說明した如く、財政の要諦は『入るを計つて出づるを制す』るにある。已に出づる金額が減らぬ以上、入る金額を減らず譯に行かぬことは三歳の童子と雖

も解し得ることである。若し、或る部分の租税が減れば必ず他の租税が増して來る。農商工業者の負擔が減つても勤勞所得者の負擔が増したり或は一般消費者の負擔が加重せられたのでは國民の總負擔は變らない。又租税の他の如何なる部分も増さずに一部の租税が減つたとすれば、それは何等かの他の歳入方法を以て補塡しなければならぬ。而も他の方法には遂に借金政策公債以外に無いことは、本書の冒頭にも述べた處である。云ふまでもなく公債は次代の國民の負擔である。我々は一時逃れの負擔輕減のために、子や孫の負擔を重からしめたくはない。

若し夫れ特別會計と一般會計とのやり繰りより歳入出の辻褄を合すが如きは、單に長男の學資を二男の學資に振替へるに過ぎないで、戸主なる親爺のふところに何の増減があり得やう。

詮じ詰めれば租税そのものの増減は、各税相互間或は納税者各階級間の負擔の均衡の問題に過ぎぬ。甲税と乙税と何れが重きか、某階級と他の階級との負擔何れが輕きか、減税はその重き一方に爲さるべく、それ丈けの増税が必ずや他の一方に行はるべきである。

若し眞に政府が租税の輕減を圖り、國民がその負擔を輕減せんとするならば、租税の改廢するよりも先づ歳出の減少を圖るの外はない。國家をして無駄な費用を使はせないやうにする外はない。否之にあらずして、負擔輕減の途は絶對に無いのである。

『我等の負擔』の研究は勿論必要である。が、それと共に、『我等の費用』の當否も此の意味に於て亦決して忘れてはならない大問題である。

一一　時局と稅制改革及增稅

（一）昭和十五年の稅制改革

中央地方を通ずる稅制改革の問題は、我國多年の懸案である。蓋し我國の稅制は、大體に於て大正十五年の稅制整理に基調を置くものであるが、その後に於ける內外の情勢の變化に伴ひ、租稅負擔の均衡と、財政基礎の强化とを目的とする稅制改革を必要とせざるを得ざるに至つた。是れ曩に廣田內閣が昭和十二年一月第七十回議會に所謂馬場稅制改革案を提出した所以であるが、突如政變に遭ひ審議にも入るに至らなかつた。而も後繼林內閣は稅制改革案を撤回し之に代ゆるに暫定的の臨時租稅增徵法を以てして一時を彌縫し、稅制改革を後日に約しながら何等手を着けるに至らずして退却した。後繼の近衞內閣は、成立後偶々事變の勃發に遭ひ、戰費調達の急に迫られ、昭和十二年八月北支事件特別稅を興し、次で事變の擴大につれ、支那事變特別稅に改組して增稅を行ふと共に、單に稅法の部分的改正を行ひ、稅制の根本的改正を後日に延期するの餘儀なきに至つた。蓋し事變の影響に因り、稅制の基礎たるべき財政經濟事情大に變化を生じ、國民負擔力亦著しく變化を受くるに至つたからである。

然るに、事變の進展に伴ひ、昭和十四年一月、近衞內閣に代りて平沼內閣成るや、支那事變特別稅及臨時利得稅を改正して增稅を圖ると共に、第七十四回議會に於て、愈々次年度を期し稅制改革を斷行すべき旨を聲明するに至つた。蓋し事變は今や長期建設の段階に入り、加ふるに歐洲の動亂の影響と相俟つて、財政經濟の全般に亘つて之に對應すべき新體制を樹立するの必要愈々切なるものあるに拘らず、その稅制は最近數次の臨時的增稅と、應急的の修理を經て、在來の基本稅法の上に數種の臨時法——臨時租稅增徵法、支那事變特別稅法、臨時利得稅法臨時租稅措置法等——を加へて屋上屋を架するの觀を呈し、而も各法は交錯して複雜多岐となつて居り、到底現下及今後の財政經濟の情勢に適應し得ないこと明かであるからである。

そこで、政府は、第七十四回議會閉會後、稅制の根本的改正の調査に着手し、官民より成る稅制調査會に諮問して審議を盡し、その答申に基き、更に檢討を加

へて立案せられたる劃期的の稅制改正諸法律案を第七十五回議會に提出し、些少の修正を以て可決せられ、こゝに多年の懸案は漸く解決せられた。昭和十五年三月二十九日公布せられた所得稅法外三十件の法律が卽ちそれである。

左に今次の稅制改正の要領を說明する。

稅制改正の目標

今次の稅制改正は、長期建設の段階に在る我國現下の財政經濟諸事情に卽應する稅制を整備確立することに主眼を置き、左の四項を目標とする。

第一、中央地方を通じて負擔の均衡を圖ること

第二、現下緊要なる經濟諸政策との調和を圖ること

第三、收入の增加を圖ると共に彈力性ある稅制を樹立すること

第四、稅制の簡易化を圖ること

稅制改正の方針

國稅制度

(一) 負擔の均衡及普遍化　を圖り稅制に彈力性を附與すると共に之が簡易化を期する爲め直接國稅體系を改組し、所得稅を分類所得稅と綜合所得稅との二種に區分して課稅する制度を採用し、收益稅制度は之を廢止すること。

(二) 分類所得稅　は(イ)所得を其の性質に應じて不動產所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得の四種に區分し、資產所得に最も重く、勤勞所得に輕く課稅することに依り、各種所得間の負擔の均衡を圖ること。

(ロ) 稅率は比例稅率とし財政の必要に應じ伸縮を容易ならしむると共に、成るべく源泉課稅の方法を採用して納稅の簡易化を圖ること。

(三) 綜合所得稅　は各人に付一切の所得を綜合して、五千圓以上の所得者に限り累進稅率を以て賦課することに依り、大所得重課の目的を達し、以て所得階級間の負擔の均衡を圖ること。

(四) 法人所得　に付ては法人の特質に鑑み別途に課稅すべく、從來の第一種所得稅及法人資本稅を綜合して法人稅を創設する。

尙產業組合・商業組合等の特別法人に對しては、新に特別法人稅を課すること。

（五）臨時利得稅　を改組し、甲種利得を廢止し、法人超過所得稅を之に統合して、事變の影響に因る增加利得に對し臨時利得稅を增徵し以て事變下に於ける負擔の調整を圖ること。

（六）收入の增加　を圖ると共に購買力の吸收、消費の抑制等に資する爲め各稅に亘り相當の增徵を行ひ、成るべく奢侈的消費又は不急消費に重課するの方針を採ること。

（七）生產力擴充　に資する等經濟諸政策との調和を圖る爲め、租稅上適當なる臨時的措置を講ずること。

（八）稅制の簡易化　を圖る趣旨に依り、基本稅法、臨時租稅增徵法及支那事變特別稅法を整理統合し、各稅に付單行法を制定すること。

地方稅制度

（一）地方稅負擔の均衡化を圖り且地方團體財政の基礎の確立を期せんが爲め分與稅制度を創設し、獨立財源たる地方稅は物稅本位の制度とすること。

（二）地租、家屋稅及營業稅は、道府縣及市町村の獨立財源とし、其の課徵形態は分與稅及附加稅の併用とすること。

（三）道府縣營業稅及市町村稅戶數割は之を廢止し、雜種稅及市町村特別稅に付相當の整理を行ふこと。

（四）市町村獨立稅として新に市町村民稅を設けると共に、目的稅制度の整備擴充を圖ること。

（五）所得稅及法人稅に付ては附加稅の賦課は之を認めざること。

（六）地方稅制の簡易化を圖る趣旨に依り、諸法令に散在する地方稅關係法規を整理統合して地方稅法を制定すること。

（七）地方財政の改善を圖る爲め（イ）國費地方費の負擔區分を是正し、小學校教育費及警察費等の國庫負擔に適當なる改正を行ふこと。

（ロ）府縣に於ける經濟分別の制度は之を廢止すること。

稅制改正の要綱

前記方針に從ひ、國稅中の各稅に左の如き改正を加へた。

一、所　得　稅

（イ）分類所得稅　所得を、不動產所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得の四種に區分し、個人に對して課稅する。尤も不動產所得に付ては二百五十圓、配當利子所得乙に付ては百圓の免稅點を置き、事業所得に付ては、五百圓、勤勞所得に付ては七百二十圓の基礎控除を認め、且扶養家族に妻をも加へて控除し、又生命保險料の控除を認める。稅率は百分の十乃至百分の六とし、配當利子所得（株式配當に付ては一割の控除を認む）及勤勞所得に付ては原則として源泉課稅し、其の他の所得は原則として前年中の實蹟に依り賦課徵收する。

（ロ）綜合所得稅　個人の所得を綜合し五千圓を超ゆる部分に稅率百分の十乃至百分の六十五を課する。但し公社債及銀行預金利子等に付ては收入金額の四割を控除して綜合課稅するを原則とし、當分納稅義務者の選擇により一定率（百分の十五）による源泉課稅を代用することを得る。株式配當に付ては

從來の二割控除を廢止して株式取得に要したる負債の利子を控除する。

二、法　人　稅

法人の所得に稅率百分の十八、資本金額に千分の一・五（舊千分の一・二）を課する。但し法人の所得の計算上法人稅を損金に認めない。尤も當該事業年度の利得に對する臨時利得稅を控除した殘額を法人稅の課稅所得とすると共に、法人所得計算上前三年間に生じたる繰越缺損金の控除を認める。また、法人が受くる配當利子所得に對する分類所得稅は之を法人稅額より控除する。

三、臨　時　利　得　稅

法人の利得は、基準利益率を超ゆる金額及資本金額の年一割を超ゆる金額としその超過利益に應じて稅率百分の二十五乃至百分の六十五を課する。但し基準利益率一割未滿は一割とし、二割を超ゆるものは二割に止める。法人の利益計算上法人稅及臨時利稅は之を損金に算入せしめない。

個人の利得に付ては、基準平均利益率を超ゆる利益を利得として百分の三十の稅率により課稅する。但し平均利益が現年度の利益の三分の一に達せざるもの

又は七千圓未滿のものは、利益の三分の一又は七千圓を以て平均利益とする。個人の利益の計算上臨時利得稅は之を必要經費に算入せしめない。

四、相　續　稅

總稅額に於て約三割の增徵を行つた。但し相續財產價格五萬圓以下の家督相續及三萬圓以下の遺產相續に付ては、被相續人の扶養家族一人に付千圓を控除し相次相續の期間五年（全額免除）七年（半額免除）を七年と十年に延長した。

五、鑛　業　稅

鑛產稅及特別鑛產稅を廢止し、鑛業の所得又は純益に對し一般の例により課稅する。但し時局に緊要なる重要鑛產物の採掘事業に對しては重要物產製造業と同樣に免稅すると共に當分の內稅率を輕減する。

六、利益配當稅

配當金中配當率年一割以下の部分に對する課稅を廢止し、一割超過額にのみ特別稅を課する。

七、外貨債特別稅

外貨國債は、利率年四分（舊五分）を超ゆる利子額、外貨國債以外の外貨債は利率年四分五厘（舊五分五厘）を超ゆる利子額に付課稅すると共に、內地住居者の所有する外貨債の利子に付ては、新に證券が本邦內にあらざる場合にも課稅する。

八、特別法人稅

產業組合、商業組合、工業組合（以上の聯合會とも）產業組合中央金庫、商工組合中央金庫等の剩餘金に對し特別法人稅（稅率百分の六）を課する。但し剩餘金が拂込出資金に對し年三分以下の場合は免除する。

九、酒　稅

酒類に關する各稅法を單一稅法に統一し、且酒類間の負擔の均衡を圖り總稅額に於て約三割の增徵を行ひ、課稅方法は造石稅制度と庫出稅制度とを併用し、その納期に改正を加へた。

一〇、清涼飲料稅

玉ラムネ以外の飲料に付約三割の增徵を行ふ。

一一、砂糖消費税

色相課税制度を廢止し、製造方法による課税制度を採用し、總税額に於て約二割の増徴を行ふ。

一二、織物消費税

税率を百分の十（舊百分の九）に引上ぐると共に、免税範圍を整理する。

一三、揮發油税

税率を一ガロンに付八錢程度引上ぐる。

一四、取引所税

（イ）取引所營業税を取引所特別税と改稱し、その税率を手數料收入金額の百分の十二（舊百分の十六・五）に改める（附加税を認めず）

（ロ）取引所の所得又は純益に付ては、一般の例に依り法人税及營業税を課する。但し會員組織の取引所には取引所特別税及營業税を課さない。

（ハ）取引税　株式の賣買取引に對する税率を、短期萬分の五（舊萬分の四）長期萬分の七（舊萬分の六）に引上ぐ。

一五、通行税

各等税率を引上げ、乘車船區間四十粁を超え五十粁末滿の三等乘客にも課税すると共に、急行料金に對し一割程度の課税を行ふ。

一六、入場税及特別入場税

免税點を十九錢（舊二十三錢）に引下ぐると共に、舞踏場・ゴルフ場等及入場料一圓以上の劇場等に對する税率を引上ぐ。

一七、物品税

（イ）新に象牙製品、琥珀製品、七寶製品を第一種甲類に追加、愛玩用動物、菓子（一定額以上）盆栽及鉢植類を第一種乙類に追加し（ロ）第一種甲類、第二種甲類の物品の税率を百分の二十（舊百分の十五）に引上ぐ、（ハ）飴類に對する税率を百斤に付五十錢宛引上ぐ、（舊麥芽飴一圓五十錢、其の他二圓）

（ニ）酒類に對する物品税は之を廢止し、別に酒類庫出税として課税する。

一八、遊興飲食税

藝妓花代に對する税率を百分の三十（舊百分の二十）に、其の他の税率を百分

の十五（舊百分の十）に引上ぐると共に、免稅點を三圓（舊五圓）に引下ぐ。

一九、骨　髀　稅

稅率を麻雀一組に付五圓（舊三圓）其の他七十錢（舊五十錢）に引上ぐ。

二〇、狩獵免許稅

所得稅法の改正に伴ひ、等級區分を改むると共に稅率を一等七十圓、二等四十圓、三等十八圓、（舊五十圓、三十圓、十五圓）に引上ぐ。

二一、地租・家屋稅・營業稅

この三稅は地方稅分與稅とし、一應國稅として徵收するも、徵收地府縣へ還元的に交付することとし、國稅の稅率は、地租は賃貸價格の百分の二（舊百分の三・八）家屋稅は賃貸價格の百分の一・七五、營業稅は純益の百分の一・五とする。

地租は現行法を踏襲し、小農耕地に免租し（舊自作農地免租を改正）賃貸價格五圓未滿（舊一圓未滿）のものは地租を徵收しない。

營業稅は大體舊營業收益稅の例に依るも、從來地方營業稅を課せられつゝある數種の營業及法人の漁業等にも課稅する。營業用に供する土地又は家屋に付納付したる地租又は家屋稅は之を營業稅より控除する。（舊地方營業稅は廢止）

家屋稅は新に國に於て賃貸價格を調査し、昭和十七年度より國稅として課稅する。

二二、各種免稅の整理

從來特別法に依り所得稅及營業收益稅を免除しつゝあつた事業に對しては、その開業又は許可の年及その翌年より一定年間は、その利益の全部に對し、所得稅、法人稅及營業稅を免除するも、殘餘の免稅期間は、利益中利益率年一割迄の部分に付てのみ免稅し、その一割を超過する部分に對しては課稅することに改めた。

二三、臨時租稅措置

（イ）法人の留保所得を生產設備の擴張又は國債等の購入に運用した場合に於ける課稅輕減制度を多少擴張する。

（ロ）海外企業所得に付ては法人稅及分類所得稅の稅率を輕減する（法人は百

分の四、個人は百分の二だけ輕減する）

（八）重要鑛物の採掘に付ては、重要物産製造業の例により採掘開始の年及その翌年より三年間、所得稅、法人稅及營業稅を免除する。

（二）同族事業會社に對しては、保全會社と區別し、加算稅の課稅を著しく緩和する。又生命保險會社の所有する株式の配當に對する分類所得稅を輕減する。

右の外、時局産業の用に供する固定資産に對する減價償却年限の短縮を舊設備にも及ぼす等その範圍の擴張に付考究することゝなつてゐる。

（地方稅の改正に付ては、便宜上地方稅の章に述べる）

二三、煙草及アルコールの値上

稅制改正による消費稅の增徵に關聯して、昭和十四年十一月十六日に製造煙草の賣渡價格の引上を實施し、更にアルコールの賣渡價格の引上をも行つた。

右稅制の改正及煙草賣渡價格等の改定に伴ふ歲入の增減內譯次の如くである。

稅制改正に因る歲入增減一覽表

	改正前の稅額	增減稅額 昭和十五年度	增減稅額 平年度	備考
	千圓	千圓	千圓	
分類所得稅	—	四八一、三〇〇	五二八、九四一	
綜合所得稅	—	四三二、七三五	四六七、三七一	
法人稅	—	二六三、〇三二	五〇四、九一九	
特別法人稅	—	一九五	九七五	
舊所得稅	八九六、一五五	△七二六、四〇一	△八九六、一五五	
舊地租	四九、四七九	△四五、二四四	△四九、四七九	（超過所得稅を除く）
營業收益稅	一三五、九九四	△九〇、五一〇	△一三五、九九四	
資本利子稅	四八、三三六	△四二、七二三	△四八、三三六	
法人資本稅	三〇、八一五	△一五、四〇七	△三〇、八一五	
鑛產稅	五、五二七	△四、一四五	△五、五二七	
配當利子特別稅	三二、八九四	△二八、〇七七	△三〇、六二九	（利益配當稅及公社債利子稅を含む）
外貨債特別稅	二、九六八	九、三八八	九、三八八	
相續稅	一〇九、二七三	一、三三三	三一、七九三	
取引所特別稅	二、〇六九	△五一七	△五六四	
鑛區稅	六、三三八	—	—	

臨時利得税	五一五、四一六	五三、七五〇	一一四、一〇一	
法人	四二三、〇二三	六〇、三五〇	一二〇、七〇一	（超過所得税を含む）
個人	九二、三九二	△ 六、六〇〇	△ 六、六〇〇	
直接税小計	一、八五五、一五九	二九八、六九八	四五九、九八八	
酒税	二二〇、九七九	四五、三四七	五一、二二二	（酒類物品税を含む）
清酒	一二五、二七〇	二八、五一四	五一、四六五	
麥酒	五〇、〇二八	五、四四〇	五、九三五	
其の他	四五、六八〇	一一、三九一	一三、八二一	
清涼飲料税	八、六六二	二、一四三	三、三三八	
砂糖消費税	一三五、九一四	二〇、四七四	二五、三五一	
織物消費税	六一、一二二	一〇、〇七一	一一、九八九	
揮發油税	七、六七六	一一、七四六	一二、三〇〇	
物品税	六一、五二〇	七、〇七二	七、七一五	
遊興飲食税	五八、四八〇	五三、三四六	六〇、九六七	
關税	一五九、三五四	——	——	
間接税計	七一三、八〇二	一五〇、二一二	一七一、八八五	
取引税	二二、〇八八	四、四六一	四、八六六	
通行税	二、五九三	七、二二二	七、八九一	
入場税	二、九〇三	六、〇〇七	六、五四三	

建築税	九六七	——	——	
有價證券移轉税	二、五五九	——	——	
噸税	二、七一九	——	——	
印紙收入	一〇六、五〇七	五八一	五八一	
其の他計	一五八、三三九	一八、二八三	一九、八九二	
合計	二、七二七、三〇一	四六七、一八四	六五一、七六六	
地方分與税分與金特別會計に收入すべき分				
地租	——	二四、八三九	二四、九一六	
營業税	——	五〇、三九八	七二、二二三	
		七五、二三八	九七、〇二九	
計	——	五四二、四三三	七四八、七九五	
總計	二、七二七、三〇一			

（備考）一、本表は豫算公布額より議會の修正に因る減收額を控除した數字である。
二、本表以外に、昭和十四年十一月十六日の專賣煙草値上及アルコール賣價改定に伴ふ增收は昭和十五年度分六四、七〇七千圓、平年度六九、六八五千圓である。

稅制改正に因る國庫純增收見込額表

摘要	昭和十五度	平年度
	千圓	千圓
一般會計歳入增加額	四六七、一八四	六五一、七六六
地方分與稅分與金會計への繰入額	二七七、三五五	三二九、八三三
內、從前の補給金額	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
差引交付金增加額	一七九、八三三	一七九、八三三
義務教育費國庫負擔額等の增加額	二七、二六一	二七、二六一
計	一五四、六一七	二一七、〇九五
差引　國庫純增收額	三二三、五六七	四四四、六七〇

（備考）地租及營業稅の收入は、地方分與稅分與金特別會計の歳入に屬し、同會計より道府縣に還付するのである

（二）昭和十六年の增稅

第二次歐洲大戰の勃發により、國際情勢激變し、殊に日獨伊三國同盟の成立、佛印に關する日佛共同防衞の成立以後、帝國に對する米英蘭諸國の敵對行動は益々露骨となり、東亞新秩序の確立を妨碍し、事態は愈々惡化の一路を辿るのみとなつた。政府はこの緊迫せる四圍の情勢に鑑み、財政の需要、國民經濟及國民生活に及ぼすべき影響等につき愼重なる考究を遂げ、稅制の全般に亙る增稅計畫を樹立すべく調査を進めてゐたのであるが、この際早急に之が實行を要すと認めたる購買力の吸收、消費の抑制を圖ると共に、差當り增加すべき歳出の財源の一部に充つる爲、先づ間接稅を中心とする大增稅を實行することゝし、之に關する法律——酒稅等の增徵等に關する法律案——を昭和十六年十一月の臨時議會（第七十七回議會）に提出し、その協賛を經た、同年十一月二十二日公布の法律第八十八號が、卽ちそれである。左に增稅の方針竝に增稅の要領等の概要を說明する。

增稅の方針

第一　購買力の吸收、消費の抑制を圖ると共に、此の際增加せんとする歳出の財源の一部に充つる爲、差當り間接稅を中心とする臨時增稅を行ふこと。

第二　國民精神の緊張、生活態樣の刷新を圖るの必要及負擔力の關係等を考慮し、奢侈的消費に對して可及的不急と認めらるゝ消費の方面に對する課稅に付稅率の引上又は課稅範圍の擴張を行ふこと。

第三　今次增稅の對象となる間接稅の課稅物件に付ては增徵稅額に相當する價

格の引上を認むること。

第四　今次増税は議會通過後成るべく速に之を實施すること。（註）

（註）増税法は、十六年十二月一日より施行、但し通行税に付ては急行及寢臺乘車船に對しては、十七年一月一日より、その他の分は十七年二月一日より施行。

第五　外地に於ても右に準じ内地と同時に臨時増税を行ふこと

増税法の要領

一、酒税　に付ては、主として庫出税を増徴し、總税額に於て大體五割程度の増收を圖り、清酒に在つては庫出税の税率を一石に付三十圓引上げ、造石税の四十五圓と合せて百圓とし、その他の酒類は、清酒との權衡を保持しつゝ、主として庫出税に付それ〴〵適當と認める税率の引上げを行ふ。

二、清涼飲料税　に付ては、總税額に於て五割程度の増收を圖り、その増徴割合は第一種玉ラムネに輕く、第三種ソーダ水等に重くする。

三、砂糖消費税　に付ては、現在の負擔、消費の性質等に照し、増徴程度を最も輕くし、總税額に於て大體二割程度の増收を圖り、第二種乙（白砂糖）の税率は百斤に付現行十圓を十二圓に引上げ、その他の砂糖糖水及糖蜜の税率は、第二種乙と權衡を保持しつゝ、それ〴〵適當と認める税率の引上げを行ふ。

四、物品税　に付ては、奢侈的な性質が特に濃厚と認められる甲類の物品には現行税率百分の二十を百分の五十に引上げ、その他の物品卽ち乙類には、現行税率百分の十を原則として百分の二十に引上げ、且現行第一種物品の課税最低限を引下げると共に、新たに課税物品の擴張を行ひ、乙種の物品を追加するの外、新たに丙類の品目を追加し、丙類の物品には百分の十の税率を以て課税し、第三種に付ては、砂糖との權衡を考慮し、飴等に二割程度を増徴すると共に、新たにサツカリンに對し一瓩（キログラム）に付十圓の税率を以て課税する。

五、遊興飲食税　に付ては、最も大幅の増税を行ひ、藝妓の花代は、現行税率百分の三十を百分の百に引上げ、その他の花代及花代以外の料金にも相當の増徴を行ひ、また、花代以外の料金に對する課税最低限の撤廢又は引下げを

行ひ、尙旅館の宿泊（五圓以上の宿泊料）には新たに百分の二十又は百分の三十の稅率を以て課稅し、遊興飲食稅の總稅額に於て大體二十五割程度の增稅を行ふ。

六、入場稅　に付ては、相當大幅の增徵を行ひ、現行稅率百分の十乃至百分の三十を、百分の二十乃至百分の八十に引上げる。但し課稅最低限は之を据置き、活動寫眞の大部分は稅率を百分の二十とする。

七、通行稅　に付ては、他の消費稅との權衡等を考慮し、相當の增徵を行ひ、一等及二等に對する稅率を特に引上げ、三等に對する增徵は之を輕くし、且新たに寢臺料金に對して一割乃至三割程度の稅率を以て課稅する。

八、建築稅　に付ては、課稅範圍を擴張し、旅館、撞球場、倶樂部等の用に供する家屋にも課稅すると共に、現行稅率百分の十を百分の二十に引上げる。

九、骨牌稅　に付ては、大體十割程度の增徵を行ふ。

一〇　物品切手印紙稅　に付ては大體十割稅率の增徵を行ふ。

一一　專賣煙草の値上　間接稅增稅と同一の理由により、臨時議會開會に先たち、昭和十六年十一月一日に、煙草販賣價格の引上げを實施した。その値上率は特殊品たる葉卷等の特殊品に付ては最高十割、最低六割、口付、兩切、刻等の普通品に付ては最高四割、最低七分、平均二割七分である。また、煙草値上と同時に小賣人の割引步合を引下げた。

以上の增稅及煙草の値上等に伴ふ增收見込額は次の如くである。

酒稅等の增徵に因る增收見込額表

	十六年度 豫算額	增收見込額 十六年度	增收見込額 平年度	增加割合
	千圓	千圓	千圓	%
酒稅	三二五、四九二	四〇、〇八一	一五二、二〇五	四八・二
清涼飲料稅	八、八一七	七五〇	四、四四〇	五〇・三
砂糖消費稅	一三九、七六四	四、九二三	二九、五三三	二一・一
物品稅	七九、九二五	四一、五一六	一三四、一五一	一六七・八
遊興飲食稅	九二、五三二	七二、〇五三	二三五、二三九	二五四・二
通行稅	二四、九四九	四、〇八六	四九、〇三五	一九六・五
入場稅	二三、〇九四	八、五六九	二七、五九四	二二四・八
建築稅	六二八	一三三	八〇三	二二七・九

骨牌税	一、〇九八	四八	一、二五四	二四・二
印紙税	一三、〇三四	五七八	一、七三六	一三・三
合計	六九八、三三七	一七三、一一〇	六三五、九九五	九一・〇
外専賣益金	三三五、四一五	四一、四八二	一四六、〇〇〇	四三・五

昭和十七年の増税

(三) 昭和十七年の増税

政府は、昭和十六年十一月間接税中心の増税案を第七十七回臨時議會に提出した際、直接税の増徴等に付ては、次の通常議會に提案すべき旨を聲明したのであるが、同年十二月八日長くも、宣戰の大詔渙發せられ、蹶然起つて米英兩國と干戈を交ゆるに至つた。

大東亞戰爭一たび開始されるや、雄渾深遠なる作戰計畫の下に、精鋭無比の皇軍は、陸に、海に、空に、迅速果敢なる攻擊を加へ、緒戰以來嚇々たる戰果を擧げ、米英が過去百年間に亘つて魔手を恣に振つた東亞の重要據點は、既に我が掌中に歸し、敵國をして驚心動魄せしめてゐるが、米英兩國が緒戰の大敗のみにより容易に屈服する筈はない。從つて敵國を完全に打倒し、大東亞共榮圏の建設を確立するに至るまでには、戰爭の相當長期に亘ることを覺悟するを要すると同時に軍事費は勿論、その他の經費の膨脹の不可避なることを豫想せざるを得ない。

増税の方針

依て、政府は、必然その増加すべき巨額の軍事費の財源の一部に充つると同時にその巨額の政府資金の放出等に基く金融上幾多の障碍を除き、戰時經濟の圓滑なる運營を圖るため、既に實行した間接税中心の増税と同様の趣旨により、國民の購買力を吸收し、物資の不急消費を極力抑制する等にも資するため、愈々直接税中心の劃期的大増税を斷行するに決し、所得税法中改正外十七件の法律案を第七十九回議會に提出し、その協賛を經て昭和十七年二月二十三日之を公布し、馬券税外一件は同年三月一日より其の他は四月一日より之を實施することゝなつた。

増税の方針

戰時に於ける財政需要に對應して國庫收入の増加を圖り、之によつて戰時財政を強化すると同時に、一面、購買力の吸收に資するため、現下に於ける經濟情勢と國民の負擔力を考慮し、現在の租税體系に手を觸るゝことなく、分類所得税の増徴を中心として、その他の直接税に付相當大幅の増徴を行ふと共に、前回の増税に除外した間接税の一部に付ても必要なる増徴を行ふの外、電氣瓦斯税、廣告

税及馬券税の三税を創設することゝし、而も、他面に於ては、經濟諸政策との調和に付慎重なる考慮を拂ひ、更に時局下緊要なる貯蓄の增强生産力の擴充、産業の再編成並に人口政策及國民保健政策の圓滑なる遂行に資する等のため必要と認むる租税の減免その他適當なる臨時措置を講じ、以て戰時經濟の健全なる運營を圖ることゝした。

以下、各税につき增税法の要領の概要を説明する。

增税法の要領

一、所得税

（一）分類所得税　今次增税の趣旨に鑑み、增税の主眼を分類所得税に置き、國民をしてその能力に應じて普く戰費を分擔せしむると同時に、一面購買力の吸收に資するため、各種所得間の負擔の權衡を保つやう、税率の引上げと免税點又は基礎控除の引下げを行ひ、總税額に於て、大體五割五分の增收を圖つた。卽ち（イ）税率の引上げは、不動産所得に付ては、百分の六（但しその少額のものに付ては百分の四）、配當利子所得に付ては百分の五、事業

所得に付ては百分の四・五、勤勞所得に付ては百分の四をそれ〴〵引上げ、（ロ）免税點又は基礎控除の引下げは、不動産所得の免税點を百五十圓に、事業所得及山林の所得の基礎控除を四百圓に、勤勞所得の基礎控除を六百圓に、退職所得の控除額を五千圓にそれ〴〵引下げる。これ等の引下げにより新納税者を相當增加せしめ、國民をして普く國費を分擔する責務を果さしめる。

他方、人口及國民保健政策の見地から、扶養家族の多き者の負擔を緩和するため、（イ）扶養家族の控除額を倍加して月二圓とすると共に、從來控除を認めなかつた綜合所得税の納税者にもこの控除を認め、更に五人以上の子女を有する所得者に對しては、特に控除額を月三圓に引上げ、（ロ）生命保險料に付ても、控除額を倍加して、最高月二圓とした。

更に、株式の清算市場に於ける取引に因る所得中、從來課税外に置かれたものに對しても新たに分類所得税を課することゝし、株式の清算所得より生じた一年間の所得より三千圓を控除した殘額に對し、百分の二十五乃至百分

の五十五の税率を課することゝした。（この課税は昭和十八年分より適用）

（二）綜合所得税　に付ては（イ）課税最低限五千圓を三千圓に引下げると共に、（ロ）税率に於て大體二割の引上げを行ひ、所得の額に應じ、最低百分の六より最高百分の七十二の税率により課税する。（ハ）公社債、銀行預金の利子等につき、源泉課税を選擇した場合の綜合所得税の税率を百分の十引上げて百分の二十五とし、他方には（ニ）配當所得に綜合所得税を課する場合の百分の一相當額の加算課税を廢止した。

二、法　人　税

法人税に付ては、所得税の増徴との權衡及増税の經濟界に及ぼす影響等を考慮し、法人の所得に對する税率百分の十八を百分の二十五に引上げ、尚同族會社の加算税率百分の二十乃至百分の六十五を百分の二十四乃至百分の七十二に引上げた。

三、臨　時　利　得　税

臨時利得税に付ては、戰時に於ける超過利得に相當重課する趣旨から、法人臨時利得税に於て、利得金額の課税區分を改正すると共に、税率百分の二十五乃至百分の六十五を、百分の三十五乃至百分の七十五に引上げたが、一面、小法人に對しては、從來通り税率をそれ〴〵百分の十宛輕減するの外、昭和十二年以後に第一次事業年度の終了する新設法人に對しては、一定の利得に對して税率の引上げを見合せ、その負擔の緩和を圖ることゝした。

個人の臨時利得税に付ては、營業利得に對する税率百分の三十を百分の三十五に引上げると共に、不動産等の譲渡による利得に對しても、船舶、鑛業權の譲渡と同様に課税することゝし、譲渡利得の税率百分の二十五を、百分の二十五乃至百分の五十五の超過累進率に改めた。

四、特　別　法　人　税

特別法人税に付ては、一般の法人に對する法人税の増徴に對應して、税率百分の六を百分の十二・五（即ち法人税の半額）に引上げ、同時に、森林組合等に對しても新たに本税を課することゝした。

五、相　續　税

相續税に付ては、その税率を引上げ、總税額に於て二割程度の増税を行ふと同時に、一面、扶養家族を擁する者の負擔を緩和するため、控除額千圓を千五百圓に引上げた。

六、織物消費税

織物消費税に付ては、税率百分の十を、百分の十五に引上げる、が、人造絹織物等の内大衆の生活に關係深き織物に對しては、臨時的措置として、從來の税率百分の十を据置くことゝした。

七、物品税

物品税に付ては、前年の増税に除かれてゐた燐寸に對し、税率千本に付五錢を十錢に引上げた。

八、印紙税

印紙税に付ては、前年に増税した物品切手を除く外の證書、帳簿等のすべてに亘り、それ〴〵税率を引上げ、總税額に於て七割程度の増税を行つた。

九、電氣瓦斯税

新たに、電氣瓦斯税を設け、電氣瓦斯の使用料金を標準として課税する。即ち住宅、商店、旅館、劇場等の用に使用する電氣又は瓦斯の料金一月三圓以上のもの等に對し、料金の百分の十の税率を以て課税し、電氣事業者又は瓦斯事業者をして、その需用者より料金を領收する際之を徴收して、翌月中に政府に納めしめる。

一〇、廣告税

新たに廣告税を設け、廣告料等を標準として課税する。即ち廣告の性質と徴税の便宜等により之を二種に分ち、第一種は、新聞紙、雜誌等の出版物、汽車、電車等の交通運輸機關等に依る廣告とし、税率は廣告料金の百分の十、第二種は、立看板、ポスター、チラシ等とし、一定額の税率を課し、第一種の廣告税は廣告をする者より、チラシ等の廣告税はその作製者より徴收するが、立看板、ポスター等の廣告税は、原則として廣告に印紙を貼用して納税せしむる。

一一、馬券税

新たに、馬券税を設け、馬券の賣上金又は購買券に對する拂戻金を標準とし

て課税する。卽ち勝馬投票券の賣上金に付ては百分の七、優等馬票の賣上金に付ては百分の四、勝馬投票券の購買者に對する拂戻金に付ては百分の二十、優等馬票の購買者に對する拂戻金に付ては百分の十の税率で課税し、競馬又は鍛錬競走を開催する者をして、その終了後二十日以内に政府に納めしめる。

一二、臨時租税措置

今回の增税に當つては經濟諸政策との調和を圖るため愼重なる考慮を拂ひ、殊に貯蓄の增强、生産力の擴充、産業の再編成等政策の圓滑な遂行に資するため、臨時租税措置法を改正して、租税上必要な各種の措置を講じた。卽ち、

(一) 戰時下益々緊要な貯蓄の增强に資するため、(イ) 個人の長期預金及一定期間据置の登錄公社債等の利子に對する分類所得税を百分の一乃至百分の五輕減する、(ロ) 金融機關相互の預金中一定の條件を具備するものに付ては、その利子に對する分類所得税を免除する、(ハ) 銀行生命保險會社等の保有する供託公社債又は登錄公社債の利子に對する分類所得税の税率を百分の二乃至百分の六輕減する、(ニ) 生命保險會社が從前より所有する株式の配當に對する分類所得税の輕減程度を多くして百分の五とする。

(二) 時局下重大な生産力の擴充を促進するため (イ) 法人がその保留所得を以て生産設備の擴張又は國債等の保有に運用する場合に於ける法人税輕減の制度を擴張し、所得の一割以上を留保する場合は、その運用金額の百分の七・五に相當する法人税を輕減する、(ロ) 時局産業會社等の新規拂込株式の配當の一定率以下のものに對する分類所得税の税率を百分の二輕減する、(ハ) 政府保證社債の利子に對する分類所得税の税率を百分の一輕減する。

(三) 産業の再編成に關し、その促進に資するため、(イ) 昭和十八年三月までに、事業の統制の必要上、合併又は解散した場合には、清算所得に對する法人税の税率を百分の十五又は百分の二十に輕減する、(ロ) 昭和十六年又は同十七年中に營業の全部又は大部分を廢止した個人に對しては、所得税及營業税をそれ〴〵輕減又は免除する、(ハ) その他課税標準の計算に關する特例、登錄税の輕減等に付適切な規定を設けた。

一三、戰時災害に對する減免税其の他

（一）戰時災害被害者に對し、所得稅、營業稅等の輕減又は免除を行ふため、戰時災害國稅減免法を制定し、（二）日滿相互間の二重課稅防止のため、所得稅等の日滿二重課稅防止に關する法律を制定し、（三）所得稅法人稅內外地關涉法、營業稅法、及國庫出納金端數計算法等に付必要なる改正を行つた。

以上の增稅その他の改正等に因る國庫の增收見込額は、昭和十七年度に於て約九億七千萬圓、平年度に於て約十一億五千圓である。その內譯は、左表の如くである。

增稅に因る歲入增減一覽表

稅目	增稅前の平年度稅額	增收額 昭和十七年度	增收額 平年度	平年度增收割合
	千圓	千圓	千圓	%
所得稅	一、二七四、三八八	五三五、五九三	五八五、一二六	四二・五
分類所得稅	七七一、二四〇	三八九、三二一	四二四、八四一	五五・一
綜合所得稅	六、三、一四八	一四六、二七一	一六〇、二七四	二六・五
法人稅	六九二、六八七	一二四、二七四	一四三、〇八一	二〇・六
相續稅	一三二、二四七	一、一五五	二四、九八七	二〇・四
織物消費稅	一三〇、六九七	五一、四四二	六一、九七八	四七・四
物品稅	二五〇、九九二	九、五〇四	一〇、三六八	四・一
電氣瓦斯稅	—	一五、八八三	一九、〇四五	（新稅）
廣告稅	—	八、五一四	九、二八九	（新稅）
馬券稅	—	三九、二六二	四〇、九六九	（新稅）
臨時利得稅	一、〇一五、六九八	一八九、九三六	二四九、三四八	二四・五
法人	八五六、一六二	一六四、四六七	二一九、二九〇	二五・六
個人	一五九、五三六	二五、四六九	三〇、〇五七	一八・八
特別法人稅	二、四四七	一、九九一	一〇八・四	
印紙收入	一五四、三八三	六、〇三一	八、七五四	五・六
印紙稅	一三、三七二	七、五四九	七、六六三	五七・三
廣告稅	—	一、〇九〇	一、〇九〇	（新稅）
登錄稅	八六、七二一	△二、六〇九	—	—
其ノ他	五四、二九〇	—	—	—
合計	三、七四三、三四四	九七三、五八八	一、一五五、五九三	三〇・八
其ノ他諸稅	一、二五二、四二五	—	—	—
總計	四、九九五、七六九	九七三、五八八	一、一五五、五九三	二三・一

日本の國税

一　所得税

所得税は租税の中樞であり、根幹であることは、租税の組み立て方に於て説明した處である。

それは啻に理論上左様であるのみならず、我國現在の租税收入の上から云つてもその三十二%を占めて重要なる地位に立つて居る。（註）

（註）昭和十七年度增税後の平年度豫算に於て租税總額（臨時利得税及印紙收入中の租税を含む）六、一五一、三六二千圓中所得税は一、九五九、五〇四千圓卽ち三二%に當る

從來の我國の所得税は、第一種所得税乃至第三種所得税の三つに分れてゐた。卽ち第一種所得税は法人の所得に課し、第三種所得税は個人の所得に課し、その

中間の第二種所得稅は、所得を得るものが法人であると個人であるとを問はず、特定の所得——公債社債の利子とか、銀行預金の利子とか、或は外國に支拂ふ株式配當のやうなもの——に向つて所謂源泉課稅を爲すものであつた。

然るに、昭和十五年の稅制改正により、所得稅制に重大なる改革を加へ、分類所得稅及綜合所得稅併用制に轉換したのである。卽ち個人に對する所得稅を分類所得稅と綜合所得稅とに分ち、分類所得稅に於ては所得をその性質により分類して負擔力に應じて、各異る比例稅率を以て可成源泉に於て課稅すると共に、綜合所得稅に於ては、一旦分類所得稅を課せられる各種所得を、再び各人に綜合して高額所得に對し、超過累進稅率により課稅し、以て所得階級間の負擔の均衡を圖ることを期することにした。又法人の所得に對しては從來第一種所得稅が課せられて居たが、此度は別に法人稅を設けて、從來の第一種所得稅及法人資本稅を併合することとした。尙產業組合、工業組合、商業組合等從來免稅の特典を認められてゐた團體に對しても、應分の負擔に任ずるといふ趣旨の下に、特別法人稅を課することゝなつたのである。

納稅義務者

納稅義務者　所得稅法施行地卽ち日本內地に住所を有し又は一年以上居所を有する個人は、內地での所得は勿論、稅法施行地外（外地又は外國）より生ずる所得につき、所得稅を納める義務がある。

日本內地に住所又は居所の無い個人でも、

（一）日本內地に資產を有するか、又は事業を有するとき、

（二）日本內地に於て公債、社債若は預金の利子又は合同運用信託の利益の支拂を受けるとき、

（三）日本內地に本店（又は主たる事務所）を有する法人より利益若は利息の配當又は剩餘金の分配を受くるとき、

（四）日本內地に於て俸給、給料、歲費、費用辨償（月額又は年額を以て支給するものに限る）年金（郵便年金を除く）恩給、賞與若は退職給與又は此等の性質を有する給與の支拂を受くるとき、

納稅義務のない者

は、其の所得に付てのみ、所得稅を納める義務がある。

尤も、特殊の身分に基づき皇族、王族、公族の方々には、稅法の適用はない。

また、國際儀禮上外國の元首、大使、公使、外交官たる大公使館員にも稅法を適用しない。外交官に非ざる大公使館員、武官、領事、貿易事務官、附屬吏員（從僕、料理人等を除く）等に對しては、外國に於て帝國の同一資格者に課稅しない場合に限り、相互主義で課稅しないことに取扱はれてゐる。

法人

非課稅法人

法人の所得には別に法人稅を課せられるが、その法人が

（一）日本內地に於て、公債、社債若は預金の利子又は合同運用信託の利益の支拂を受くるとき、

（二）內地法人より利益若は利息の配當又は剩餘金の分配を受くるとき、

は、その所得に付てのみ所得稅を納める義務を有する。

非課稅法人　北海道、府縣、市町村其の他命令を以て指定する公共團體、神社及民法第三十四條に依り設立した公益法人には課稅しない。

その外、特別法に依つて所得稅を課しないことを規定したものがある。

非課稅法人を列擧すれば、左表の如くである。（註）

（註）これ等の法人が、公債社債等を取得（又は喪失）したときは、利子支拂者に告知して置き非課稅の取扱を受くることが必要である。

公共團體

準公共團體

所得稅非課稅法人一覽表

一、所得稅法の規定に依るもの

（一）公共團體

北海道、府縣、市町村、府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村內の區、町村制を施行しない地に於ける町村に準ずべき團體、市町村學校組合、町村學校組合、學區、水利組合、水利組合聯合會、耕地整理組合、耕地整理組合聯合會、北海道土功組合、重要物產同業組合、重要物產同業組合聯合會、森林組合、森林組合聯合會、酒造組合、酒造組合聯合會、同中央會、水產組合、水產組合聯合會、外國領海水產組合、外國領海水產組合聯合會、畜產組合、畜產組合聯合會、農會、水產會、商工會議所。

（二）公共團體に準ずべきもの

法律、勅令又は軍令に基き組織したる團體にして組織員の强制加入を認めたるもの

（例）（一）茶業組合、茶業聯合會議所、茶業中央會議所、（二）國有鐵道共濟組合、專賣局現業員共濟組合、遞信部內職員共濟組合、陸軍共濟組合、林野現業員共濟組合、警察共濟組合、海軍共濟組合、土木事業從業員共濟組合、製鐵所共濟組合、造幣局共濟組合、內閣印刷局共濟組合、憲兵共濟組合、（三）郡市水產會、道府縣水產會、帝國水產會、（四）郡市醫師會、道府縣醫師會、日本醫師會、道府縣齒科醫師會、日本齒科醫師會、郡市齒科醫師會、道府縣藥劑師會、日本藥劑師會、道府縣獸醫師會、日本獸醫師會、（五）將校集會所、准士官下士集會所、陸軍酒保、陸軍將校閑、陸軍主

公益法人

神社

法人たる宗教團體

外地の免稅團體

特別法に依るもの

計團、陸軍々醫團、陸軍獸醫團、帝國在鄕軍人會、（六）健康保險組合（七）辯護士會、辯理士會、（八）糸價安定施設組合、蠶糸業組合、同聯合會、日本中央蠶糸會、（九）土地區劃整理組合、牧野組合、（十）米穀統制組合、米穀商統制組合、地方米穀統制組合聯合會、納稅組合。

（三）公益法人

民法第三十四條に依り設立したるもの卽ち祭祀、宗敎、慈善、學術、技藝その他公益に關する社團又は財團にして營利を目的とせざるもの。

（四）神社

（五）法人たる宗敎團體（寺院、敎會等、佛堂も當分の內は存在するが、法律施行後二年以內に法人たる宗敎團體になる）

（六）朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島の公共團體にして各其地の所得稅令に於て所得稅を課せずと規定せられたるもの。

二、特別法の規定に依るもの

（一）產業組合、同聯合會、同中央會（產業組合法）、（二）產業組合中央金庫（同法）

（三）住宅組合（同法）、（四）貿易組合、同聯合會、同中央會（貿易組合法）、（五）工業組合、同聯合會、同中央會（工業組合法）、（六）漁業組合、同聯合會（漁業組合法）、（七）農業倉庫業者（農業倉庫法）、（八）家畜保險組合（家畜保險法）、（九）商業組合、同聯合會、同中央會（商業組合法）、（一〇）農村負債整理組合（同法）、（一一）蠶糸共同施設組合（蠶糸業法）、（一二）農業保險組合（農業保險法）、（一三）海外移住組合、同聯合會（海外移住組合法）、（一四）肥料製造業組合（重要肥料業統制

法）、（一五）漁船保險組合（漁船保險法）、（一六）商工組合中央金庫（同法）、（一七）恩給金庫（同法）、（一八）庶民金庫（同法）、（一九）日本競馬會（競馬法）、（二〇）產業組合監査聯合會（產業組合自治監査法）、（二一）造船組合、同聯合會（造船事業法）、（二二）製酪業組合（酪農業調整法）、（二三）海運組合、同聯合會（海運組合法）、（二四）船舶業組合（同法）、（二五）軍用保護馬鍛錬中央會（軍馬資源保護法）、（二六）自動車運送事業組合、同聯合會（自動車交通事業法）、（二七）國民更生金庫（同法）、（二八）住宅營團（同法）、（二九）貸家組合、同聯合會、貸室組合、同聯合會（貸家組合法）、（三〇）產業設備營團（同法）、（三一）重要物資管理營團（同法）、（三二）日本醫療團（國民醫療法）、（三三）南方開發金庫（同法）、

（備考）以上の法人は、所得稅の外に、法人稅及營業稅も課せられない。

非課稅所得　所得稅は、原則として總ての所得を課稅の對象とするが、その所得の本質內容より見て、多少經濟政策等の要求をも加味して、課稅外に置くを妥當と認めるものがある。卽ち左の如き所得には課稅しない。

（一）軍人及軍屬の從軍中の俸給、手當及賞與

（二）傷痍疾病者の恩給竝に遺族の恩給及年金

（三）旅費、學資金及法定扶養料

（四）郵便貯金の利子及一定の當座預金の利子（小切手を以て引出す當座預金にして日歩三厘を超えざるもの）

（五）元本五千圓を超えざる銀行貯蓄預金、產業組合貯金、その他命令を以て定むる預金の利子、――工業組合、同聯合會、商業組合、同聯合會、貿易組合、同聯合會、自動車運送事業組合、同聯合會、漁業協同組合、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫等に對する預金の利子（預金が五千圓を超えるか、どうかといふことは、同一銀行のものでなければ調査は付くまいが、建前は其人の全預金が、全部を合せて五千圓以上であるかどうかといふことで決めることになつてゐる）

（註）預金の元本は預入期間に於ける元本の平均額によつて計算すればいゝ譯であるが元本に異動があつたときは、原則として支拂を受くべき利子金額を年額に換算して、之をその年利率で還元して、元本額を計算することになつてゐる。

（六）乙種の事業所得中又は個人の總所得中の特掲以外の所得（法第三十條第九號の所得）中營利を目的とする繼續的行爲より生じたるに非ざる一時の所得

（七）日本の國籍を有せざる者の所得稅法施行地外に於ける資產、營業又は職業より生ずる所得（朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島に於ける分は施行地と同樣に看做す）

（八）一時恩給、退職給與竝に此等の性質を有する給與は、綜合所得稅のみ非課稅（分類所得稅のみ課稅）

（九）以上の外に、特別の法令により課稅せぬもの、

（イ）貯蓄債券利子、（ロ）復興貯蓄債券利子、（ハ）軍事扶助法による救護金品、（ニ）健康保險法及船員保險法等による給付金品、（ホ）勞働者年金保險法による給付金（但し養老年金を除く）、（ヘ）戰時災害保護法による給付金品

免稅所得　所得の性質から見れば、當然に課稅すべきものであるが、輸入の防遏とか、特殊產業の發達を保護する等の政策の必要上所得稅法及特別法により一定期間を限り或は無期限に免稅の特典を與へるものがある。卽ち次の如きものが

重要物産製造業
重要鑛業
増産設備

それである。

（一）重要物産の製造、採掘又は採取の事業に對しては、本人の申請により、開業の年及其の翌年より三年間、その業務より生ずる所得につき免税する。

重要物産とは、特に指定された品目を謂ふ。（註）

また、これ等の業者が、その事業に付設備を増設した場合は、増設前の製造又は生産能力に對し三割以上増加したものに限り、その増加設備により生ずる所得につき免税する（臨時租税措置法第一條の三）。これは時局下生産増加を急とするための臨時措置であつて、その設備の増設が、重要物産製造の分は昭和十四年四月一日以後に、重要鑛業の分は同十五年四月一日以後に爲されたものに限る。

なほ、以上の事業及増加設備等を繼續した者に對しては、前事業者の免税期間の殘存期間を繼承せしむる。

（註）重要物産の免税品目は左の如く指定されてゐる。

（イ）製造業の免税品目

（一）金、銀、銅、鉛、亞鉛、錫、ニツケル、クロム、コバルト、鐵、アルミニウム及マグネシウムの地金並に水銀、（二）鐵の條、竿、丁形山形類、軌條、板、線及管（鑄鐵管を除く）、（三）銅の合金の條、竿、板及管、（四）アルミニウムの合金及マグネシウムの合金、（五）球軸受、コロ軸受及同部分品、（六）汽罐、原動機（機關車を含む）及動力を以て運轉する鐵製の機械、（七）アルミナ、クリオリツト、チタン白、カーボンブラック、石灰窒素、硫酸カリ、燐酸アンモン、硫酸アンモン、硝酸（アンモニア酸化に依るもの）、石炭酸、グリコール、グリセリン、メタノール、アセトン、ブタノール、合成イソプチルアルコール、合成ベンゾール、合成トルオール、アセチルセルロース、人造ゴム、人造レジシ（フエノールレジンを除く）、人造タンニン、タンニンエキス及タンニン代用エキス（パルプ廢液より製造するもの）、（八）纖維素パルプ、蛋白人造纖維、ガラス纖維、岩石纖維及石綿、（九）光學用ガラス、（十）コンデンスドミルク、カゼイン、大豆カゼイン及落花生カゼイン、（十一）感光性乳劑用ゼラチン、（十二）鯨革及鮫革。

（ロ）採掘又は採取事業の免税品目

（一）金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、錫鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、モリブデン鑛、ニツケル鑛、水銀鑛及クロム鐵鑛、（二）石油及石炭、（三）砂鑛。

（二）製鐵事業に付ては、政府の指定する期間内に一定の設備を新設又増設した場合は、本人の申請により、その設備を以て營む事業より生ずる利益が、資本金額に對し、年一割以内の分につき、設備完成の年及其の翌年より十五年間

製鐵事業

所得税を免除する。その事業の繼續に付ても、繼續者が免税期間を繼承する。（製鐵事業法）

（三）アルコール製造事業　に付ては、本人の申請により、製造の特許又は委託を受けた年及其の翌年より五年間所得税を免除する。免税期間の繼承等は、重要物産製造業の場合と同じである。（アルコール專賣法）

（四）外地に於ける製造、採掘、採取事業　に付ては、外地法令に定められた免税期間中（內地同樣）は、その事業より生ずる所得につき所得税を免除する。殊に外地の製鐵事業が、製鐵事業法により免税を受くべき事業に相當するものであれば、之を內地に在る事業と看做して內地と同一の取扱をする（內外地關涉法）

（五）外國船舶　外國の船籍を有する船舶の所得には、その船籍國が、日本船舶の所得につき、日本同樣の免税を爲すものに限り、相互的に免税する。（大正十三年法律第六號）（註）

（註）現に、相互に免税することになつてゐるものは、獨、米、英、佛、伊、丁抹、瑞威、カナダ、ブラジルの船舶である。

アルコール製造業

外地事業

外國船舶

所得税は、之を分類所得税と綜合所得税との二種とする。

分類所得税

國民税

分類所得税

分類所得税　は所得をその性質により不動產所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得、山林の所得、退職所得、及清算取引所得の七種に大別し、負擔力に應じてその税率に差等を設け、不動產所得及配當利子所得の如き資產所得に重く、勤勞所得に輕く、その中間に資產勤勞共働の事業所得を配し、從來の收益税の持つてゐた補完税的な機能をも織り込み、以て各種所得間の負擔の均衡を圖る。而も分類所得税の税率は比例税率とし、財政の必要に應じ、容易に引上げ、又は引下げ得る仕組とし、税率に伸縮性を持たせると共に、可成源泉に於て課税し課税限度を低位に定め、以て負擔の普遍化を圖り、從來の所得税に比し著しく彈力性ある組織とすることが、その狙ひ所である。かくして所得税は、名實共に萬人に關係深い『國民税』たるに背かないものとなる譯である。（註）

（註）所得税の納税者は、昭和十六年の實績は家族共二百八十四萬餘人であるが、改正

後は増加して四百十五萬餘人となる見込である。

（一）分類所得の種類

それでは、分類所得とはどんな分類であるか。

課税の客體　分類所得税を課せられる所得及その内容は左の通りである。

第一、不動産所得　不動産、不動産上の權利又は船舶の貸付（永小作權又は地上權の設定其の他他人をして不動産、不動産上の權利又は船舶を使用せしむる一切の場合を含む）に因る所得――地主、家主の所得等――但し、田畑自作所得の如き甲種の事業所得に屬するものを除く。（註）

（註）こゝでいふ船舶は、船舶法の適用を受ける程度のもの卽ち總噸數二十噸以上又は積石數二百石以上のものをいふ。之に該當せぬ小船の貸付はその實際の狀況により甲種或は乙種の事業所得となる。例へば、船舶を傭船契約で使用せしむる船主は、運送業に該當するから甲種の事業所得に屬する。

第二、配當利子所得　は之を甲種と乙種とに分つ。

甲種　日本内地に於て支拂を受くる公債、社債又は預金（法人に對する預金に限る、銀行以外の法人に依る預金を含む）の利子及合同運用信託の利益竝に内地

課税の客體
不動産所得
配當利子所得
甲種配當利子所得

乙種配當利子所得
事業所得
甲種事業所得

に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配等――舊法の第二種所得と概ね同樣で株式の配當が新に加へられてゐる。

乙種　營業に非ざる貸金の利子竝に外國拂の利子――詳しく云へば甲種に屬せざる公債、社債又は預金の利子、合同運用信託の利益及法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配等。

（註）配當に付ては、清算分配金の如き準配當を含む。（所得の計算方法參照）。

第三、事業所得は之を甲種と乙種とに分つ。甲種は營業所得、乙種は所謂原始産業より生ずる所得及醫師、辯護士等の自由職業及他種に屬せざる所得である。

卽ち詳しく云へば

甲種　左に掲ぐる營業の所得

（一）物品販賣業（動植物其の他普通に物品と稱せざるものの販賣を含む）

（二）金錢貸付業、（三）物品貸付業（動植物其の他普通に物品と稱せざるものの貸付を含む）、（四）製造業（瓦斯電氣の供給、物品の加工修理を含む）、（五）運送業（運送取扱を含む）、（六）倉庫業、（七）請負業、（八）印刷業、

乙種事業所得

（九）出版業、（一〇）寫眞業、（一一）席貸業、（一二）旅人宿業、（一三）料理店業、（一四）周旋業、（一五）代理業、（一六）仲立業、（一七）問屋業、（一八）鑛業、（一九）砂鑛業、（二〇）湯屋業、（二一）理髮美容業、（二二）其の他命令を以て定むる營業

（イ）兩替業、（ロ）演劇興行業、（ハ）寄席業、（ニ）遊技場業、（ホ）遊覽所業、（ヘ）藝妓置屋業、（ト）貸座敷業

動勞所得

甲種動勞所得

乙種　農業、畜産業、水産業等の所得、醫師、辯護士等の所得、其の他他の種目に屬せざる總ての所得

（註）乙種には、事業所得の名に相應しからぬもの、例へば郵便年金、特許權實施料、原稿料、印税等をも含む。

第四　勤勞所得　も亦之を甲種と乙種とに分つ。

甲種　日本內地に於て支拂を受くる俸給、給料、歲費、費用辨償、年金、恩給（一時金たる恩給を除く）及賞與竝に此等の性質を有する給與但し常時十人以上の使用人を使用せざる個人傭主より支拂を受くるものを除く。

乙種動勞所得

乙種　甲種に屬せざる俸給、給料、歲費、費用辨償、年金、恩給（一時金たる恩給を除く）及賞與竝に此等の性質を有する給與（註）

（註）こゝでいふ費用辨償とは、地方自治團體の議員の受ける歲費類似の給與、卽ち府縣制九四條、市制一〇四條、町村制八四條により議員の受ける給與で年額又は月額を以て支給するものをいふ。

山林の所得

第五　山林の所得

（註）立竹木の伐採は勿論素地と共に立竹木を賣却した場合でも、立竹木の部分より生ずるものは山林の所得である。

退職所得

甲種退職所得

乙種退職所得

第六　退職所得　甲種と乙種とに分つ。

甲種　日本內地に於て支拂を受くる一時恩給及退職給與竝に此等の性質を有する給與

乙種　甲種に屬せざる一時恩給及退職給與竝に此等の性質を有する給與

（註）退職金を本人が死亡したため、その遺族に支給するものの如きは退職所得と見なしたことになつてゐる。

清算取引所得

非課税所得

課税の方法

第七　清算取引所得　株式の清算取引に因る所得、但し甲種の事業所得又は營利を目的とする繼續的行爲より生じたる所得に該當するものを除く。

株式の清算取引に付受渡を爲したるときは、清算所得の課税に付ては、之を差金の授受に依り決濟を爲したものと看做される。

右山林の所得、退職所得及清算取引所得は、その實質より言へば、事業所得又は勤勞所得に屬すべきものであるが、課税方法を異にする關係上便宜別箇に設けられたのである。

分類所得としての例外　即ち分類所得税を課せざるものに付ては、前既に總説に於て説明して置いた通りである。（一三五頁參看）

分類所得に對する課税方法に付、こゝで一言して置きたいのは、分類所得の種類によつて源泉課税するものと賦課課税するものとに分れることである。即ち、甲種の配當利子所得、甲種の勤勞所得及甲種の退職所得は源泉課税であつて、不動産所得、事業所得、山林所得、乙種の配當利子所得、乙種の勤勞所得、乙種の退職所得及清算取引所得は賦課課税である。

源泉課税

賦課課税

所得計算法

源泉課税　と云ふのは、所得の支拂をする者が、その支拂の際、所得者の納付すべき税金を天引して、その殘額を支拂ひ、その天引した税金は支拂者が取纏めて、一定の期限に政府に納付する仕組のもののことである。

賦課課税　と云ふのは、各納税義務者が、各自その所得を税務署に申告し、之に基いて税務署で調査し、その金額を決定して、その決定によつて税金を算出し納期毎に、納税告知書を納税者に送付し、納税者は、その告知書によつて税金を納付する仕組のもののことである。

右の區別を知つて置く事は、所得の計算方法を了得する上にも便利であらう。

(二)　所得の計算方法

所得の計算方　例外の人にあらざる限り、而して例外の所得にあらざる限り、一定限度以上の所得があれば、分類所得税が課せられる。然らばその所得とは何か？

『所得税どころか、食つてしまへば一文も殘らぬ』とはよく聞かされる言葉である。しかし所得とは『食つた殘り』ではない。『收入から收入を得るための必要

費を控除した殘り』であるから、生活費は、つまり、もうけ——所得から支拂はるべきである。自己の資産から又は自己の勤勞から生活費を生み出し得る人は、少くともその生活費だけの所得のある人でなければならぬ。

分類所得稅を課すべき所得の計算方法は、大體に於て從來の第三種所得の計算法と大差はないが、從來の豫算課稅を廢止し原則として前年の實蹟卽ち『前年中』の『總收入金額』より『その收入を得るために支出した必要の經費』を控除したものによつて計算する。尤も所得の種類により多少の例外もある。

左に各所得につきその計算方法を說明する。

不動產所得
事業所得
山林の所得

（一）不動產所得、事業所得、山林の所得は、前年中の『總收入金額』より『必要の經費』を控除した金額によつて計算する。但し事業所得中の水產業の所得は前三年間每年の總收入金額より必要の經費を控除したる金額の平均額によつて計算する。

必要の經費

こゝに云ふ『必要の經費』とは、種苗、蠶種、肥料の購買費、家畜其の他のものの飼養料、仕入品の原價、原料品の代價、場所物件の修繕費又は借入料、場所物件又は業務に係る公課、雇人の給料、收入を得るに必要なる負債の利子其の他收入を得るに必要なるものに限る。但し家事上の費用及之に關聯するものは經費と認められない。

必要の經費は、普通には、前年中のものであるが、山林の所得の如きは、永年の經營の結果に成るものであるから、その經費も亦植林當時より伐採又は讓渡の時迄に注ぎ込んだ累積した費用が必要經費である。また、事業所得では、事業主が退職積立金及退職手當法に依り退職手當積立金及準備積立金として積立てた金額は積立つべき年の必要經費と看做される、營業用の家屋、營業用器械器具等の固定資產に對する減價償却額や回收不能となつた賣掛金なども經費と同じく損金として收入金額から控除される。

稅込計算

更に、注意すべきことは『必要の經費』中に所得稅及臨時利得稅を算入せぬことである。（個人の所得稅は從來と雖も必要經費としなかつたが、臨時利得稅は之を支拂つた年の經費としてゐたのである）。尤も營業利得に對する臨時利得稅額は、當該臨時利得稅を課せられるべき年分の甲種の事業所得金額より控除するの

である。若し甲種の事業所得中に所得税を課すべきものと然らざる所得とがある場合には、按分して課税すべき事業所得に相當する臨時利得税のみを控除する。

損益通算　事業所得の計算に付ては、同一人が甲種の事業所得と乙種の事業所得を有する場合に、一方は利益で、他の一方が損失であるときは、その利益と損失とを差引通算して所得を計算する。

損益通算

甲種配當利子所得
甲種勤勞所得
甲種退職所得

(一)　甲種の配當利子所得、甲種の勤勞所得、甲種の退職所得　は、其の支拂を受くべき金額によつて計算する。但し法人より受ける配當又は剩餘金の分配に付ては一割を控除し(註)甲種の退職所得に付ては支拂者を異にする毎に五千圓を控除する。

(註)　何故十分の一を引くか、元來配當金の收入については必要經費と云ふものは無い筈である。けれども若しその株式を取得するため借入金をしたと云ふやうな場合にはその借入金利子は配當から控除するのが當然である。しかし源泉課税するに當り借入金が株式に投資されたか否かと云ふことを調べるのは困難である。そこで概括的に十分の一を控除してその代り必要經費を認めぬことにしたのである。之に反して綜合所得税に於ては負債の利子を控除するから十分の一の控除はしない。

乙種勤勞所得
乙種退職所得
乙種配當利子所得

(二)　乙種の勤勞所得、乙種の退職所得　は、前年中の收入金額そのまゝで計算する。但し乙種の退職所得は、支拂者を異にする毎に五千圓を控除する。

(四)　乙種の配當利子所得　(イ)　法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配は、前年三月一日より其の年二月末日迄の收入金額（無記名株式の配當に付ては支拂を受けたる金額）によつて計算し（ロ）其の他のものは、前年中の收入金額（無記名公債、社債の利子に付ては支拂を受けたる金額）によつて計算する。

(註)　不動産所得、事業所得、配當利子所得等の場合の總收入金額と云ふのは、前年中に實際に收入したと云ふのではなく、前年中に收入すべき權利の確定した金額の意味である。例へば、地代家賃等の支拂期日を經過し請求權の確定したものは、滯納等のため未收の分があつても、支拂期日の屬する年の收入金額として計算する。また、株式の配當を實際受取つたのは二月五日であつても、その配當金が一月二十日の株主總會で決議したものであれば、その支拂確定の日たる一月二十日の收入として計算する如くである。尤も、無記名株式の配當又は無記名公社債の利子に限り、現實に支拂を受けたときの收入として計算する。といふ譯は、無記名のため、現實支拂をするまでは、誰が受領するかの見當がつかないからである。

配當利子特別税又は外貨債特別税の特例　配當利子所得中の配當利子特別税を課せられた配當（年一割を超ゆるもの）、又は公債若は社債の利子（國債年四分超過額其他四分五厘超過額）又は外貨債特別税を課せられた外貨債利子に付ては配當金額又は利子金額より配當利子特別税又は外貨債特別税額を控除した殘額を以て、其の配當金額又は利益金額と看做して所得を計算する。

（五）**清算取引所得**　は前年中の『總收入金額』より『必要の經費』を控除した金額によつて計算する。但しその内より三千圓を控除して課税する。その收入金額と云ふのは、清算取引に於ける賣買約定金額と、受渡の時に於ける當該株式の價格との差額を以て收入金額と看做すのである。從つて、實物の引渡により決濟をした場合に、賣約定金額が、當該株式の引渡の時に於ける價額よりも少ないときは、その價額と賣約定金額との差額が損失となり、その反對に買約定金額が當該株式の引受の時に於ける價額より多いときは、その買約定金額とその價額との差額が損失となる。この損失は收入金額より差引いて計算する。

以上の原則によつて、收入金額から必要經費を控除する不動産所得、事業所得及山林の所得等の計算の一班を一表に示して見よう。（この以外の所得は收入金額そのまゝのものであるから、省いてをく）

不動産所得及其の他所得等の計算例一覽表

分類	所得の類種	收入金額	必要經費
不動産所得	小作に附した田畑	一、小作料（小作米ならば收納當時の米價で換價）	一、土地に對する租税公課 二、修理管理費等土地の維持上の費用 三、奬勵費收納費等小作料收入の費用
	田、畑以外の地貸	一、地代	一、土地に對する租税公課 二、土地の維持上の費用
	貸家	一、貸家賃	一、地代又は土地及家屋に對する租税公課 二、修理費管理費取立費等
事業所得	販賣業、製造業、貸付業、代理、仲立、周旋、運送、出版、印刷その他の商工業	一、商品賣上高 二、製品賣上高 三、商品製品等の現在高（原價） 四、貸付料 五、手數料 六、その他營業收入	一、商品仕入高 二、製品等の繰越高（原價） 三、原料品原價 四、製造費、加工費、販賣費 五、營業に對する租税公課 六、營業場、營業用器械等の維持修繕の費用 七、雇人費其他營業上の雜費

所得	劇場、遊覧場、遊技所、湯屋等の經營	一、觀覽料、入場料等	一、場所設備の維持上の費用 二、興行其の他の業務上の支出 三、業務に係る租税公課
	自作して居る田、畑	一、米、麥、野菜その他收穫物價格	一、土地に對する租税公課 二、種子、肥料代等 三、農具費雇人費等の耕作費用（主人や家族の勞銀は含まぬ）
	田畑以外の農業、牧養業	一、收穫物代價 二、附隨收入	一、地代又は土地牧場に對する租税公課 二、雇人費、收穫に要する業務上の費用
	水産業の所得	一、漁穫物の代價前三年の平均による	一、漁場賃借料、漁場に對する租税公課 二、雇人費、漁獲に要する業務上の費用
	醫師、辯護士、理髮文士、畫家等の庶業、自由業	一、報酬、謝金、料金等業務上の收入	一、事務所その他の場所の費用 二、設備、雇人、材料代等の業務上の支出
	遊藝稼人等の勞力所得	一、業務上の收入	一、業務上の費用
山林の所得	山林經營の所得	一、立竹木の賣却代金	一、山林に對する租税公課 二、苗木代、植林費 三、雇人費等山林經營費用

同居家族の所得は、不動産所得、事業所得、山林の所得に付ては、戸主の分と合計して計算する。戸主と別居する二人以上の同居家族の場合も同様である。

尙所得の計算等につき、特殊のものにつき注意すべき點を次に説明する。

準配當　或は看做す配當とも稱せられてゐる。それは所得税法第八條に……「配當と看做す」とあるからである。卽ち

（一）株式の消却に因り支拂を受ける金額、又は、退社若は出資の減少に因り持分の拂戻として受ける金額が、その株式の拂込濟金額又は出資金額を超過する場合に於けるその超過額

（二）法人が解散した場合に、殘餘財産の分配として、株主又は社員の受ける金額が、その株式の拂込濟金額又は出資金額を超過する場合に於けるその超過額

（三）法人が合併した場合に、合併に因り消滅した法人の株主又は社員が、合併後存續する法人又は合併に因つて設立した法人より、合併に因つて取得する株式の拂込濟金額又は出資金額及金錢の總額が、元の法人の株式の拂込濟金額又は出資金額を超過した場合に於けるその超過金額

は、通俗には、配當金とは言はずして、清算分配金とか拂戻金とか言ふけれども、所得稅法の上では、之を配當金と看做して課稅する。尤も綜合所得稅を課する場合には稅率等に特例が設けられてゐる。

また、法人が積立金を崩して增資の拂込に充てた場合の增資額、又は法人が事業年度の中途で配當する所謂中間配當の如きも、その事實のあつた時の收入として計算する。

公、社債利子受取人の特例

公債社債利子受取人の特例　公債、社債の利子は、利札のまゝ讓渡されて、元本所有者でない者が受取ることがある。その利子支拂を受ける者と、元本所有者とが異る場合には、その元本の所有者が受くるものと看做される。若し利子の生ずる期間中に元本の所有者に異動ある場合は、最後の所有者を以て利子の支拂を受くる者と看做される。

相續の場合

相續の場合　は、どう計算するか、これは、不動產所得、配當利子所得、山林の所得及事業所得に付ての問題であるが、前年中にこれ等の所得のあつた者が、本年所得を決定するまでの間に死亡又は隱居して、家督相續なり、遺產相續が起つた場合の、不動產所得、配當利子所得及山林の所得に付ては、被相續人の所得を相續人の所得と看做してその所得を計算する。また、事業所得に付ては、相續した資產又は事業は相續人が前年から引續き之を有したものと看做して、その所得を計算する。

信託財產

信託財產の場合　は、どう計算するか、財產を信託した場合に、普通は委託者と受益者とは同一人の場合が多いが、往々、委託者と受益者とが異なる場合がある。いづれにしても、信託財產から生ずる所得は、その所得を信託の利益として享受すべき受益者が、信託財產を有するものと看做してその者に課稅する。若し受益者が不特定なるとき又は未だ存在しないときは、委託者又はその相續人を以て受益者と看做し課稅する。尤も、內地で支拂ふ合同運用信託（通俗には信託預金と稱するが、詳しく言へば信託會社の引受けた金錢信託で、共同せざる多數の委託者の信託財產を合同して運用するもの）の利益に付ては、この方法を採らない、甲種の配當利子所得として公・社債利子と同樣な取扱をする。

公益信託

公益信託の特例　公益信託と云ふのは、祭祀、宗教、慈善、學術、技藝その他

の公益を目的とする信託であつて、その利益を受ける者は、一般の人であつて、私益信託とは全くその性質を異にするからその公益信託の信託財産から生ずる所得には全然課税しない。

所得の計算は、以上説明した通りであるが、この計算の結果の所得金額の全額が課税の標準となる場合と、然らざる場合とがある。それは、或種の所得には免税點があり、或種の所得には基礎控除の制度があるからである。

免税點

不動産所得

乙種の配當利子所得

(三) 免税點・基礎控除

免税點が設けてあるのは、不動産所得と、乙種の配當所得とである。即ち不動産所得は百五十圓を免税點とする。百五十圓未滿には分類所得税を課さぬ。その百五十圓未滿なりや否やは、戸主の分と同居家族の分とを合算して判斷する。戸主と別居する二人以上の同居家族の分を合算することも同様である。

乙種の配當利子所得は百圓を免税點とする。百圓未滿には課税せぬ。戸主の分と同居家族の分とを合算すること及戸主と別居する二人以上の同居家族を合算すること前項同様である。

基礎控除

免税點は後述の基礎控除の場合と異なり、免税點以下のものは、全く課税を受けないが、それ以上の所得は、免税點以下の部分を含む全額が課税所得となる、例へば不動産所得百圓の場合は免税されるが、五百圓の場合はその全額が課税の對象となりその中から百五十圓を引く譯ではない。

基礎控除をするのは、事業所得、勤勞所得及山林の所得に付てゞある。即ち

勤勞所得に付ては	六百圓
事業所得に付ては	四百圓
山林の所得に付ては	四百圓

を控除して、その殘額に課税する。その他の所得に付ては、基礎控除を行はない。尤も退職所得に付ては基礎控除と言はず、別に支拂者の異る毎に五千圓を控除し清算取引所得に付ては三千圓を控除して課税する。蓋し、基礎控除の制度は、基礎控除額以下の少額所得を課税外に置き、免税點に代る機能を果たさせると共に、之により或程度の累進税率適用と同様の作用を有たすことにより、比較的少額所得者に對する負擔を緩和し得るのである。

基礎控除の仕方

甲種の勤労所得の控除

普通給與を受ける場合

給料と賞與とを受ける場合

基礎控除は、所得の大小に拘はらず、前記の通りの一定の金額を控除するのであるから、賦課課税をする所得に付ては、單純であるが、甲種の勤労所得の如くその給與の支拂者に於て、天引課税するものに付ては、その支給期間が異なるとか、支給を受ける場所が二ケ所以上もあるとか、また、事業所得を併せ持つものもあるとかの場合は、かなり込み入つた計算になる。こゝにはその本筋ともいふべきものを説明する。

基礎控除の仕方　甲種の勤労所得に對する基礎控除は、年六百圓の割合で、給與の支給期間に應じて算出した金額を、その給與から控除する。卽ち

（一）賞與以外の普通の給與卽ち俸給・給料等の支拂が（イ）一月分のときは、控除額も月割計算で五十圓を、（ロ）半月分のときは二十五圓を、（ハ）十日分のときは十七圓を、（ニ）一週分のときは十二圓を、（ホ）その他の支拂方法の場合は年六百圓の割合で、支給期間に應じて算出した金額例へば年四回の恩給の如きは百五十圓をそれ〴〵控除する。

（二）同一の支拂者から給料と賞與とを、併せ貰ふときは、先づ給料から控除し、控除額が六百圓に達しない場合に限り、その不足額を賞與から控除する。（その不足額を豫算によつて算出して賞與から控除し、その年の最終の給與の際に支拂者に於て精算する途も認められてゐる）

賞與のみを受ける場合

二以上の支拂者より受ける場合

（三）同一の支拂者から賞與のみを貰ふ場合は、その賞與の支拂の際には控除しない。一應賞與の全額に課税するが、その年中に賞與の外に全然勤労所得が無かつた場合は、本人の申請により賞與から六百圓を控除し、若しその年中に他の勤労所得があり、それが六百圓に達しなかつた場合は、本人の申請により、その不足額を賞與から控除する。その結果過納となつた税金は税務署で精算してその年經過後本人に還付する。これ等の場合の控除の申請書は翌年一月三十一日までに所轄税務署に提出するを要する。

（四）二以上の支拂者から給與を受ける場合は、主たる給與の支拂者から受ける給與につき控除し、從たる給與の支拂者から受ける給與に付ては、その仕拂の際には控除しない。尤もその年中に受けた主たる給與の總額が、基礎控除額に達しなかつた場合は、その不足額を從たる給與から控除する。この場合には、本人

の申請を要すること、また過納となつた税金を還付されることは（三）の例と同様である。

二ケ所以上より數種の給與を受ける場合

（五）二以上の支拂者から俸給、給料と恩給とか歳費とかを貰ふ場合の基礎控除は、（1）國より受ける恩給、（2）國より受ける年金、（3）北海道、府縣、市町村其の他の公共團體より受ける恩給及年金、（4）歳費、（5）北海道、府縣、市町村其の他の公共團體より受ける費用辨償、（6）その他の給與の順序で、先づ（1）の方から控除し、不足があれば（2）（3）……と順次に控除する。

事業所得の控除

事業所得に對する基礎控除は、甲種の事業所得のみを有する者には、四百圓を控除し、また、乙種の事業所得のみを有する者には、四百圓を控除するから問題はないが、事業所得中の甲種と乙種とを併せ有する場合とか、又は、勤勞所得を併せ有する場合とかには、可成納税者に有利になるやうに次の方法で控除する。即ち

甲種事業所得と乙種事業所得

（一）甲種の事業所得と、乙種の事業所得と兩方ある場合は、先づ、税率の高い方の甲種の事業所得につき控除し、不足あるとき、乙種の事業所得に及んでゆく。

事業所得と乙種の勤勞所得

（二）事業所得と、乙種の勤勞所得とを併せ有する場合は、先づ乙種の勤勞所得より六百圓を控除するが、全額の控除が出來ない場合は、その不足額を事業所得から控除する。尤も、その場合は不足額そのまゝではなく、四百圓と乙種の勤勞所得の三分の二に相當する金額との差額、つまり乙種勤勞所得の控除不足額の三分の二相當額を事業所得の方より控除する。例へば、乙種の勤勞所得五百四十圓、事業所得六百圓といふ場合には、乙種の勤勞所得からは六百圓の控除が出來ないで、控除不足が六十圓生ずるから、勤勞所得額の三分の二に相當する三百六十圓と事業所得の基礎控除額四百圓との差額四十圓（つまり控除不足額六十圓の三分の二に當る）を事業所得より控除する。即ち兩方を通じて五百八十圓を控除するのである。その割合を勤勞所得の三分の二としたのは、勤勞所得分の六百圓と、事業所得分の四百圓との比率が三と二の割合であるからである。

事業所得と甲種の勤勞所得

（三）甲種の勤勞所得者が、事業所得又は乙種の勤勞所得を有する場合であつて、（イ）前年中に甲種の勤勞所得に付基礎控除を受けたときは、事業所得又は乙種の勤勞所得に付ては基礎控除をしない。尤も（ロ）前年中に甲種の勤勞所得につ

き控除した金額が六百圓に足らなかつたときは、甲種の勤勞所得より控除した金額の三分の二に相當する金額と四百圓との差額を事業所得から控除する。

甲種勤勞所得と乙種勤勞所得

（四）甲種の勤勞所得と乙種の勤勞所得とを有する場合は、甲種の勤勞所得から控除し得なかつた不足額を、そのまゝ乙種の勤勞所得から控除する。

事業所得と甲乙種勤勞所得

（五）事業所得と甲種乙種の勤勞所得とを併せ有する場合は、先づ甲種の勤勞所得から控除した額と六百圓との差額を、乙種の勤勞所得から控除し、尙控除し切れないときは更に、その控除不足額の三分の二に相當する額を、事業所得から控除する。

同居家族合算

右の事業所得の控除は、戸主と同居家族の分とを合せて總額に於て四百圓を限度とする。尤もその控除方法は、納稅義務者の申請（所得申告と同時に提出する）により、その一人より控除するか、或は所得の割合で、各家族から控除するかを定める。申請なき場合は、稅務署長が之を定めることになつてゐる。

山林の所得に付ても、戸主とその同居家族との所得は合算してその總額に付て四百圓を限度として控除する。この山林の所得の控除に付ては、他に事業所得や勤勞所得があつても何等關係ない。

（四）分類所得稅の稅率

稅率　分類所得稅の稅率は所得の種類により相異なる比例稅率で、卽ち次の如くである。

第一　不動產所得　百分の十六

但し不動產所得の金額が六百圓以下なるときは　百分の十四

第二　配當利子所得

甲　種

一　國債の利子　百分の九

二　國債以外の公債の利子　百分の十四

三　共の他　百分の十五

但し銀行貯蓄預金、產業組合貯金等の預金の利子

產業組合、工業組合、商業組合等の剩餘金の分配　百分の十

乙　種　百分の十五

一所得稅

第三　事業所得

甲種　百分の十三

乙種　百分の十二

但し基礎控除前の事業所得の金額が千圓以下なるときは甲種乙種共　百分の十

第四　勤勞所得　百分の十

第五　山林の所得　所得金額を左の各級に區分して遞次に各税率を適用する

千六百圓以下の金額　百分の九

千六百圓を超ゆる金額　百分の十二

第六　退職所得　所得金額を支拂者の異なる毎に左の各級に區分して遞次に各税率を適用する

二萬圓以下の金額　百分の十

二萬圓を超ゆる金額　百分の十七

十萬圓を超ゆる金額　百分の三十二

五十萬圓を超ゆる金額　百分の五十

第七　清算取引所得　所得金額を左の各級に區分して遞次に各税率を適用する

十萬圓以下の金額　百分の二十五

十萬圓を超ゆる金額　百分の四十

三十萬圓を超ゆる金額　百分の五十五

信託會社と分類所得税

分類所得税の控除　信託會社が、其の引受けたる合同運用信託の信託財産に付納付した甲種の配當利子所得に對する分類所得税額（例えば其の所有株式に對する配當金に對する分類所得税）は、當該合同運用信託の利益に對する分類所得税額より之を控除する――信託會社に於て合同運用信託の利益に對する分類所得税徴收の際に控除するものである。

右の場合控除すべき分類所得税は甲種の配當利子所得計算上當該合同運用信託の利益に加算する――これは税金を二重に引くやうになるからである。

海外居住者の税率

海外居住者の税率　日本内地に住所又は一年以上居所を有せざる個人、又は日本内地に本店若は主たる事務所を有せざる法人に付ては左の税率による。

外地より生ずる所得の稅率

甲種の配當利子所得

一　國債利子　百分の十六

二　國債以外の公債の利子　百分の二十一

三　銀行貯蓄預金、產業組合貯金、產業組合工業組合、商業組合等の剩餘金の分配　百分の十七

四　其の他（內地法人より受くる利益又は剩餘金の處分たる賞與又は賞與の性質を有する給與を含む）　百分の二十二

かくの如く、外國居住者又は外國法人に對する配當利子所得稅の稅率が、內地人又は法人の分より百分の七程度高くなつてゐるのは、これ等の所得は、いづれも、海外に流れ出てしまう所得であつて、日本內地人の場合には、綜合所得稅なり、法人稅なりが課せられるが、海外に出てしまつては、その機會がない。そこで、便宜、支拂の源泉に於て——海外へ流れ出る前に課稅して、內地の個人又は法人との權衡を圖る譯である。

外地より生ずる所得に對する特例、個人の所得中外地より生ずる左の所得に付ては、その部分に付左の特別稅率に依る。（所得稅法人稅外地關涉法第四條）これは外地に於ける法令によりそれぞれ課稅せられるからその程度だけ之を斟酌する譯である。

外地所得不課稅

（一）朝鮮、臺灣、關東州に於ける資產より生ずる部分の不動產所得

イ　不動產所得の金額が六百圓を超ゆるときは　百分の十三・五

ロ　同　金額が六百圓以下なるときは　百分の十一・五

（二）朝鮮、臺灣、樺太に於ける營業より生ずる部分の甲種事業所得　百分の十一

但し基礎控除前の事業所得の金額が千圓以下なるときは　百分の八

（三）朝鮮、樺太に於ける法令により資本利子稅を課せらるゝ配當　百分の九

尤も外地より生ずる所得でも、左の所得に付ては、分類所得稅を課さない（內外地關涉法第三條）

（一）朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島に於ける法令に依り、第二種の所得として所得稅を課する公債、社債、朝鮮金融債券又は預金の利子及合同運用信託の利益

（二）法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配にして臺灣に於け

る法令に依り配當稅を課し又は南洋群島に於ける法令に依り普通配當稅を課するもの

（三）朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島に於ける法令に依り、第二種の所得として所得稅を課する一時恩給及退職給與、竝に此等の性質を有する給與

外地居住者と分類所得稅

外地居住者と分類所得稅　外地（朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島）に住所を有し又は一年以上居所を有する個人の不動產所得、乙種の配當利子所得、事業所得、勤勞所得、山林の所得及乙種の退職所得には、分類所得稅を課さない（內外地關涉法第一條）。

外地居住者と綜合所得稅

けれども、關東州を除く外地居住者（法人とも）が內地より受くる甲種の配當利子所得には分類所得稅を課する。この場合の稅率は內地居住者に課する稅率に依るのである。關東州居住者（法人とも）が內地法人より受くる配當に付ても同樣である。

外地居住者には綜合所得稅を課さない。（尤も外地居住者が受ける內地拂の公社債利子等には例外がある）

扶養控除

（五）扶養控除・生命保險料控除

扶養控除　と云ふのは、家族を扶養する費用を控除する意味ではなく、たゞ、扶養家族の數に應じて稅額を控除することを、便宜扶養控除と稱するのである。蓋し、扶養家族の有無及その數の多寡により擔稅能力に差異ある點に着眼して、所謂人的事情を斟酌するの制度である。扶養控除の要件は、

控除の要件

（一）所得の種類から言へば、不動產所得、事業所得、勤勞所得、又は山林の所得を有する者に限る。（綜合所得稅を納める者たると否とを問はない）

所得の種類

扶養家族

（二）控除の對象となる扶養家族とは、其の年一月一日現在の同居の妻、竝に同居の戶主及家族中、年齡十八歲未滿の幼者、六十歲以上の老人、年齡に拘はらず、不具廢疾者——心神喪失の狀況に在る者、聾者、啞者、盲者、其の他重大なる傷痍を受け又は不治の疾患に罹り常に介護を要する者——である。

控除額

（三）控除額は、扶養家族一人につき二百圓の百分の十二に相當する金額即ち二十四圓（扶養家族中子五人以上なるときは二百圓の百分の十八即ち三十六圓）

申請が必要

扶養扶除の仕方

源泉課税の場合

甲種勤勞所得

に相當する金額を分類所得税額より控除する。

（四） 扶養控除は、納税義務者から控除申請を必要とする。即ち（イ）源泉課税を受ける甲種の勤勞所得に付ては、支拂者を異にする毎に、毎年第一回の給與を受くる日の前日までに、その支拂者を經て税務署に、（ロ）賦課課税を受ける不動産所得、事業所得、乙種の勤勞所得及山林の所得に付ては、毎年所得の申告と同時（毎年三月十五日）に税務署に申請した者でなければ控除して貰へない。

扶養控除の仕方　源泉課税の場合と賦課課税の場合、或は給與の方法期間等により、多少趣を異にする。

源泉課税を受ける甲種の勤勞所得に對する扶養控除は、前述の基礎控除の仕方と大體同様である。即ち

（一） 賞與以外の普通の給與即ち俸給、給料等の支給を受ける場合は、その給與の支給期間に應じて扶養家族一人に付、左の金額を分類所得税額より控除する。

支給期間の區別	子四人以下のもの一人に付	子五人以上のもの一人に付
同　半月分のとき	二・〇〇圓	三・〇〇圓
同　一旬分のとき	一・〇〇	一・五〇
同　一週分のとき	・六七	一・〇〇
その他の支給期間のときは年額二十四圓（子五人以上のもの年三十六圓）の割合で、給與の支給期間に應じて算出する。	・四七	・七〇

（二） 同一の支拂者から給料と賞與とを受ける場合は、先づ給料から控除し、控除不足あるときに限り賞與から控除する。（その不足額を豫算によつて算出して賞與から控除し、その年の最終の給與の際に精算する途も認められてゐる）

（三） 同一の支拂者から賞與のみを受ける場合は、その賞與の支拂の際には扶養控除をしない。その年中に他の所得に付全然控除を受けない扶養家族のあつたことを確めて後、しかも、賞與を受けた者が翌年一月三十一日までに申請して、

その扶養家族の分の控除をして貰ひ、過納となつた税金額を還付して貰ふ。

（四）二以上の支拂者から給與を受ける場合は、その何れかの一方から、或は適宜人數を分割して双方から控除して貰ふかは申請者の任意であるが、同一人の扶養家族を双方から重複して控除することは許されない。

賦課課税の場合

不動産所得、事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得等所謂賦課課税を受ける場合の扶養控除は、所得税の合算額（同居家族に所得があればその分も合算）より、扶養家族一人に付二十四圓（子五人以上のものは一人に付三十六圓）を控除する。從つて扶養家族數人ある場合は戸主の所得税より控除し得ざる金額を同居家族の所得税より控際するやう申請することが出來る。若し申請による控除額が不明であるとき、或は控除額に過不足あるとき、或は各納税者毎に區分した申請なきときは、税務署長に於て各その控除額を定めることになつてゐる。

甲種勤勞所得とその他の所得併有

また、甲種の勤勞所得と、賦課課税の所得とを併せ有する場合は、扶養家族數を適宜な人數に依り分割して控除することも出來る。が、一人の扶養家族を重複して控除することは許されない。

扶養控除を認めぬ場合

扶養控除を認めない場合　右扶養家族が、前年中に甲種の勤勞所得を有した場合又は其の年分の事業所得、乙種の勤勞所得若は山林の所得を有する場合に既に勤勞所得、事業所得、山林所得に於て總額二百圓を超ゆる基礎控除をしたときには、その扶養家族に付ての扶養控除は許さない。又不動産所得、事業所得、乙種の勤勞所得又は山林所得に對する分類所得税から扶養控除をした場合は、甲種の勤勞所得からは控除しない。その反對の場合も同樣である。つまり、二重に控除をしないといふ譯である。

生命保險料控除

扶養控除と次に述べる生命保險料の控除とは、日本内地に住所又は一年以上の居所を有しない納税義務者には適用されない。

生命保險料控除　とは、人の生存又は死亡を保險事故とする所謂生命保險契約の爲に拂込んだ保險料を分類所得税額より控除する意味である。尤も、その控除する金額は、保險料の年額二百四十圓までを限度として税額に換算した一定金額である。何萬圓の所得者でも控除の申請は出來るが、その控除されるのは保險料を何千圓拂ふ人でも二百四十圓までしか認められぬ。つまり

（一）自己、家族又はその相續人を保險金受取人とした生命保險を契約して居る人は

（二）前年中にその拂込んだ保險だけ（それが二百四十圓以上であつても二百四十圓まで）の金額の百分の十に相當する金額を控除する。（別表參看）

（三）保險料控除は不動産所得、事業所得、勤勞所得又は山林の所得の四種に限る、（その他の所得には認めない）しかも、

（四）法定の期限（源泉課税を受ける甲種の勤勞所得に付ては、支拂者の異なる毎に、毎年最初の給與を受ける日の前日までに、その他の所得に付ては、毎年三月十五日）までに申請した者でなければ控除して貰へぬ。

生命保險料の控除額は左表の通りである。

生命保險料控除額表

前年中に拂込みたる生命保險料の總額	（甲）甲種の勤勞所得分 支拂を受くべき給與の區分				（乙）其の他の所得分	
	一月分なるとき	半月分なるとき	十日分なるとき	一週間分なるとき	一年一度なるとき	
十圓以下	七錢	四錢	二錢	二錢	・八〇	
十圓を超え二十圓以下	一四	七	四	四	一・六〇	
二十圓を超え六十圓以下	三四	一七	一二	八	四・〇〇	
六十圓を超え百圓以下	六七	三四	二三	一六	八・〇〇	
百圓を超え百四十圓以下	一・〇〇	五〇	三四	二四	一二・〇〇	
百四十圓を超え百八十圓以下	一・三四	六七	四五	三二	一六・〇〇	
百八十圓を超え二百二十圓以下	一・六七	八四	五六	三九	二〇・〇〇	
二百二十圓を超ゆるとき	二・〇〇	一・〇〇	六七	四七	二四・〇〇	

（備考）（乙）其の他の所得分とは、不動産所得、事業所得、乙種の勤勞所得又は山林の所得より控除すべき金額である。

保險料控除の仕方　甲種の勤勞所得の場合

保險料控除の仕方　甲種の勤勞所得に對する保險料控除は、（イ）賞與以外の給與の場合は、その給與の支給期間に應じて前表甲の金額をその分類所得稅より控除する、（ロ）同一の支拂者より給料と賞與とを併せ受ける場合は、給料の方より控除し、控除不足額あるときに限り、賞與の方より控除する、（ハ）同一の支拂者より單に賞與のみを受ける場合は、その賞與の支拂の際には控除をしない、その年中に他の所得に付全然控除してなかつた場合に、翌年一月三十一日までに稅務署に申請して控除を受け、過納となつた稅金額を還付して貰ふ。以上（イ）（ロ）（ハ）の點は扶養控除の仕方と同樣であるが、（ニ）二以上の支拂者より給與を受ける場合は、何れか一つの支拂者の方へ控除の申請をする、假令二つ以上の保險契約ある場合でも、之を分割することは許さない。

賦課課稅の所得の場合

不動產所得、事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得等所謂賦課課稅を受ける場合の保險料控除は、甲種の勤勞所得に對する分類所得稅に於て控除しない場合に限り前表乙の金額を控除する。尤も、甲種の勤勞所得の分から控除して貰ふか、或は賦課課稅の分から控除して貰ふかは、申請者の任意であるが、何れか一方に定めなければならぬ。從つて、之を分割して兩方から控除するとか、一方の控除不足を他の方に及ぼすやうなことは認められない。勿論、甲種の勤勞所得に對する分類所得稅から控除した場合は、賦課課稅の分の方からは控除しない、その反對の場合も同樣である。これ等の點は、扶養控除の場合と異なるところである。

分類所得稅の減免

（六）分類所得稅の減免等の臨時措置

分類所得稅の減免　所得稅を免除するものに付ては、既に分類所得稅の章に入るに先だち『免稅所得』の說明で述べたが、尙現下の情勢に鑑み經濟諸政策との調和を圖るため臨時的措置として、次の如く分類所得稅減免の特例を認められてゐる。即ち

海外企業所得の輕減

（一）**海外企業所得に對する輕減**　個人の甲種の事業所得中に本邦（關東州及南洋群島を含む）外に於ける營業より生ずる所得がある場合は、その營業より生ずる所得金額に百分の二を乘じて算出した金額に相當する分類所得稅を輕減する（臨時租稅措置法第一條の五）。

この海外に於ける營業所得に對する基礎控除は、その營業者の甲種の事業所得

の總額に於ける控除前の金額に對する控除後の金額の割合を、海外に於ける營業所得金額に乘じて計算する。

鑛業所得の輕減

念の爲に言つておくが、この海外に於ける營業所得には、所得稅法その他の法律により所得稅を課さないものの金額は、之を算入しないのである。そして、右の輕減を受けるには、毎年の所得の申告と同時に、所得計算の基礎を明かにして所轄稅務署に輕減を申請するを要する。

(二) 重要鑛業所得に對する輕減　重要鑛物又はその鑛產物を產出する鑛業權者に對しては、當該鑛業より生ずる所得金額に百分の二を乘じて算出した金額に相當する分類所得稅を輕減する（臨時租稅措置法第一條の六）。この場合の所得金額の計算方法竝にその輕減を受けるための申請等は、海外企業所得の場合と同樣である。（註）

（註）重要鑛物として指定されたものは、金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、錫鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、滿俺鑛、ニッケル鑛、水銀鑛、クロム鑛、石油、石炭の十四種類である。

生命保險會社持株の輕減

(三) 生命保險會社所有株式に對する輕減　內地の生命保險會社の所有株式より生ずる甲種の配當利子所得に付ては、昭和十四年十二月末日以前より引續き所有する株式に對する利益又は利息の配當に限り、一般稅率の百分の十五を百分の十とした場合の差減額に相當する分類所得稅を輕減する。（註）

（註）豫め主務官廳の證明書を受け、所轄稅務署を經由して、配當支拂者に告知するを要する。

長期預金、登錄公社債等の輕減

(四) 長期預金、登錄公社債利子等に對する輕減　定期預金、貯金、公債若は社債等の利子、合同運用信託の利益にして個人の受くるものに付ては、その預け入れ及信託の繼續期間に應じて、左の如く分類所得稅を輕減する。（臨時措置法第一條ノ九）

定期預金利子、信託利益

(イ) 銀行定期預金の利子又は合同運用信託の利益に付ては、

預け入又は信託の日より一年を經過し、二年に滿たざる間に於て支拂を受けるもの　百分の一

同二年を經過し、三年未滿の間に於て支拂を受けるもの　百分の二